

2021年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役社長 宮地 康弘



当社は、2021年12月17日締結の合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であった株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

これに伴い、会社法第801条第3項第1号に基づき、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項を記載した書面を開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続きの経過

① 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

② 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートは新株予約権を発行しておりません。

③ 債権者の異議

吸収合併消滅会社である株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2021年2月1日付の官報及び電子公告にて公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

① 反対株主の株式買取請求権

当社は、消滅会社である株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートの完全親会社であり、本合併につき一切の対価を交付していなかったため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、反対株主の買取請求について該当はありません。

② 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2021 年 2 月 1 日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により当社が承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートから資産及び負債並びに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により株式会社曙ブレーキ中央技術研究所、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートが備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 4 月 5 日に本合併に係る変更の登記申請を行う予定であります。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

2021年1月29日

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
代表取締役社長 泉原 敏孝 印

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、曙ブレーキ工業株式会社を吸収合併存続会社とし、当社、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング及び株式会社ネオストリートを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことを決定いたしました。

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020年12月17日付で当社と曙ブレーキ工業株式会社が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

曙ブレーキ工業株式会社は当社の発行済株式の全てを所有するため、本合併による対価の交付は行わないことといたしました。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

曙ブレーキ工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。
なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産

の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日時点における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本合併後の存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙1)

合併契約書

合併契約書



曙ブレーキ工業株式会社（以下「甲」という。）、株式会社曙ブレーキ中央技術研究所（以下「乙」という。）、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング（以下「丙」という。）及び株式会社ネオストリート（以下「丁」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、次のとおり合併することとし（以下、各合併を総称して「本件合併」という。）、それぞれの合併の効力は他に影響しない。

- (1) 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
- (2) 甲及び丙は合併して、甲は存続し、丙は解散する。
- (3) 甲及び丁は合併して、甲は存続し、丁は解散する。

2. 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：曙ブレーキ工業株式会社

住所：東京都中央区日本橋小網町19番5号

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社曙ブレーキ中央技術研究所

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社曙アドバンスドエンジニアリング

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ネオストリート

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

第2条（効力発生日）

本件合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、各契約当事者間で協議の上、それぞれの期日を変更することができる。

第3条（本件合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙、丙及び丁の発行済株式全てを所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件合併に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

2. 乙、丙及び丁は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

第6条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、各吸収合併消滅会社の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、吸収合併存続会社と各吸収合併消滅会社との間で協議の上、これを決定する。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、各吸収合併消滅会社の一切の資産、負債その他権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

各契約当事者は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって、それぞれの事業を執行するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または各合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、各契約当事者間で誠実に協議の上、これを決定する。

以上を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙、丙及び丁は原本の写しを保有する。

2020年12月17日

甲 東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役社長 宮地 康弘



乙 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
代表取締役社長 泉原 敏孝



丙 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング
代表取締役社長 戸塚 禎雄

丁 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社ネオストリート
代表取締役社長 佐久間 孝義



(別紙2)

曙ブレーキ工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結注記表

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

個別注記表

監査報告 (3葉)

第119回定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年7月30日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

埼玉県羽生市東五丁目4番71号
曙ブレーキ工業株式会社 AI-City(本社)
カンファレンスホール

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

“さりげない安心と感動する制動を”
曙ブレーキ工業株式会社
(証券コード 7238)



「新型コロナウイルス感染防止への対応について」を末尾に記載しております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。

曙の理念

私達は、
「摩擦と振動、その制御と解析」により、
ひとつひとつのいのちを
守り、育み、支え続けて行きます。

1999年制定

CONTENTS

株主の皆様へ	2	連結株主資本等変動計算書	33
トピックス	3	貸借対照表	35
第119回定時株主総会招集ご通知	5	損益計算書	36
議決権行使のお願い	6	株主資本等変動計算書	37
株主総会参考書類	8	連結計算書類に係る会計監理人の監査報告	38
事業報告	12	計算書類に係る会計監理人の監査報告	40
連結貸借対照表	31	監査役会の監査報告	42
連結損益計算書	32	株式事務のご案内	44

表紙の写真

左上：東京モーターショー2019 当社ブース
右上：健康経営優良法人2020（ホワイト500）
左下：日野自動車株式会社「企業経営者良質」賞状
右下：商用車向けのディスプレイブレーキパッド「プロシリーズ」

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、2020年3月期決算発表を当初の予定から延期して開示いたしました。また、2020年6月に予定しておりました第119回定時株主総会を延期することとなりました。株主の皆様にはご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、2019年10月に発足した新経営体制の下、事業再生に向けた構造改革を推し進めております。事業再生ADR手続の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のため、全ての地域・拠点・事業部門において、聖域なき構造改革の実行による黒字化の実現を目指しております。

北米事業においては、2020年度中に米田2工場の生産を終了し閉鎖することを決定しました。日本国内事業においては、人員適正化によりスリムで強靱な組織体制への転換を図ることを目的に、同年の2月から3月にかけて、本社間接系社員の早期退職措置を実施しました。今後は、国内生産拠点の縮小を事業再生計画に沿って鋭意進めてまいります。欧州事業においても、事業及び拠点再編を含む構造改革を計画しており、提携又は売却をすべく準備を進めております。

当社は90年以上の歴史があり、一貫してブレーキ製品の開発・製造・販売に取り組んできた会社です。モノづくりの歴史の中で、着実に培ってきた技術があります。この技術を活かして、さらに新たな技術を取り入れ、世界中に「安全と安心」を提供し続けていく所存でございます。

新型コロナウイルス感染症が当社事業に及ぼす影響については先行き不透明であり、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、この困難を乗り越え、当社グループがさらなる成長を果たすため、最終目標を2024年6月に据えた事業再生計画を達成すべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2020年7月

代表取締役社長 CEO

高田 康弘



トピックス

臨時株主総会を開催



2019年9月27日、東京都文京区の会場で臨時株主総会を開催しました。9月18日には、全てのお取引金融機関の同意を得て事業再生ADR手続が成立しており、臨時株主総会では、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ新代号投資事業有限責任組合からの出資を受けるために必要となる、定款一部変更、第三者割当によるA種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに、取締役選任に係る各議案をご審議いただきました。当日は184名の株主様にご出席いただき、4議案は全て原案通り承認可決されました。

メーカー各社車種に製品採用



2019年11月に発売されたトヨタ自動車株式会社の新型「ライズ」とダイハツ工業株式会社の新型「ロッキー」に当社製フロントディスクブレーキキャリパー及びブレーキパッド、リアドラムブレーキ及びブレーキライニングが採用されました。また、その後も当社製品は、その性能が評価され、トヨタ自動車株式会社の新型「クラウンエース」、新型「ヤリス」、本田技研工業株式会社の新型「フィット」、三菱自動車株式会社の新型「ekクロススペース」、[ekスペース]、日産自動車株式会社の新型「ルークス」に採用されました。これらの車種は市場で大変好評を博しています。

事業再生計画に沿った構造改革を推進



当社は事業再生ADR手続の中でお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための構造改革に鋭意取り組んでいます。その中で、北米事業の最適な生産体制を確立するために、米田テネシー州の工場及びサウスカロライナ州の工場の生産終了・閉鎖を2019年12月に発表しました。また、国内では人員適正化によりスリムで強靱な組織体制への転換を図ることを目的に、本社間接系従業員を対象とした早期退職措置を実施し、応募人数は154名、本措置の期間中の自己申告退職者32名と合わせ、概ね計画を達成しました。

商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」を新発売



2019年12月、商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」を新たに発売しました。このシリーズは「荷物を満載にした状態でも、より安心して止まれるブレーキ」をコンセプトとし、既存のスタンダード製品に比べ、より効きを向上させ、市街地から高速道路まであらゆる走行状況で安定した制動力を発揮する製品として開発しました。福祉車両や送迎用車両等の転用が広がる用途に使われる車両にも適したブレーキパッドです。今後もアフターマーケットの市場ニーズを捉えた当社独自の製品を開発し、積極的に提供していきます。

東京モーターショー2019に出展



2019年10月25日から11月4日に東京有明の東京ビッグサイト等で開催された「第46回東京モーターショー2019」にブースを出展しました。自動車の電動化へ対応し地球環境保全に配慮した新タイプの「新構造ブレーキキャリアバー」や、これにモーターギヤユニットを組み込んだ「新構造電動ブレーキキャリアバー」等の各種電動ブレーキを展示し、多くの来場者から注目を集めました。また、新聞、自動車雑誌、自動車関連ウェブサイト等多くのメディアからの取材も受け、当社の技術力の高さが紹介されました。

国内自動車メーカーより各種賞を受賞



2019年9月には、三菱ふそうトラック・バス株式会社の電気小型トラック「eCenter」用に当社が開発・供給する電動ブレーキが、当社の「イノベーション賞」を受賞しました。この製品は当社が初めて量産採用を決めた電動ブレーキで、当社製品の性能・品質が高く評価されました。また、2020年3月、日野自動車株式会社への2019年度の納入品質目標を達成し「品質管理優良賞」を受賞しました。これは製造拠点及び関係部署が一丸となって、品質優先の活動が実った結果です。2020年度も「品質最優先」を掲げ、社員一丸となって取り組みを継続していきます。

健康経営優良法人2020（ホワイト500）に3年連続で認定



2020年3月、当社と国内のグループ会社は、経済産業省と日本労働会館が共同で推進する「健康経営優良法人2020（大規模法人部門（ホワイト500）」の認定を受けました。この制度は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を表彰する制度で、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員の間で健康経営を推進する視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。本認定制度は2017年度より開始され、当社は今回で3年連続の認定となりました。

海外グループ会社が各種賞を受賞



2019年11月、米国のグループ会社であるAkebono Brake Corporationは、ネバダ州ラスベガスで開催された「AAPEX（自動車アフターマーケット製品博）」で、セラミックディスクブレーキパッドの高性能・高品質が評価され、4年度となる「最優秀輸入アフターマーケット製品賞」を受賞しました。また、2019年12月には、インドネシアのグループ会社PT. Akebono Brake Astra Indonesiaはヤマハ発動機株式会社のインドネシアの子会社であるPT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturingより、生産性改善が高く評価され「ヤマハTVP（Theoretical Value Production：理論値生産）カイゼンアクティビティ賞」、「コストイノベーション賞」を受賞しました。

株主各位

証券コード 7238
2020年7月14日
東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役社長 CEO 宮地 康弘

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社では新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催を延期しておりましたが、第119回定時株主総会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記「株主総会参考事項」をご検討いただき、6ページの「議決権行使のお願い」に従って、2020年7月29日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 員

記	
日 時	2020年7月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） 開催日が前定時株主総会の日（2019年6月27日）に相当する日と離れておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本日を変更したためであります。
場 所	埼玉県羽生市東五丁目4番71号 曙ブレーキ工業株式会社 AI-City(本社) カンファレンスホール 当社は株主総会を東京都内の会場にて開催してまいりましたが、会場の安定的な利用等を重視し当社施設での開催としております。 ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違のないようご注意ください。
目 的 事 項	報告事項 1. 第124期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第124期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

●当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、【事業報告】の「新株予約権等に関する事項」、【会計監査人の状況】、【業務の適正を確保するための体制】、【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】、【株式会社の変更に係る基本方針】、【連結計算書類】の「連結注記表」、【計算書類】の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。従って、本招集ご通知の添付事項は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。なお、当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社代表電話048-560-1500宛にお申し出ください。

●株主総会参考事項、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
・紙質が劣化的ため、本紙をご持参をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年7月30日（木）
午前10時

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書用紙又は本人確認が可能な写真（印鑑証明書、運転免許証等のコピー）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない場合は

当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットにより議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2020年7月29日（水）
午後5時40分
到着時まで



インターネットによる議決権の行使
パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

行使期限

2020年7月29日（水）
午後5時40分
まで受付

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

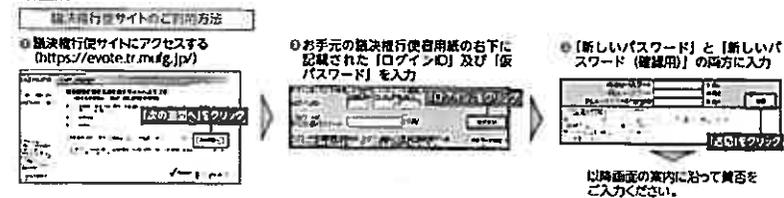
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによる実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙裏面（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2020年7月29日（水曜日））の午後5時40分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二度に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ銀行総行 証券代行部
☎0120-173-027（通話料無料）
受付時間：午前9時から午後9時まで

<議決権電子行使プラットフォームの利用について>

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

詳細は、本紙の参考書類「ホームページをご覧ください」

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、これをその他利益剰余金に振り替えることをご承認をお願いするものであります。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
その他資本剰余金 17,160,094,093円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
その他利益剰余金 17,160,094,093円

2. 配当に関する事項

A種種類株式の配当につきましては、定款の定めに従いまして以下のとおりといたしたいと存じます。また、普通株式の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社A種種類株式1株につき金20,111.50円 総額402,230,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年7月31日

なお、配当原資につきましては、資本剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役岡崎健氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

三代 洋右 (1952年4月14日生)

新任 社外役員候補者 独立役員候補者



■所有する当社の株式数
普通株式 0株

略歴

1975年10月	三菱商事株式会社入社	2006年6月	同社 執行役員、パワーコントロールカンパニー計装部長
1985年3月	Mitsubishi Corporation (Americas) (ニューヨーク本社) マネージャー	2008年6月	同社 取締役、企画本部副部長
2001年2月	オークツリー・ジャパン合同会社 マネージングディレクター	2009年6月	同社 取締役、企画本部長
2003年8月	帝人製機株式会社 (現アプテスコ株式会社) 入社 技術本部長付理事	2015年6月	同社 代表取締役副社長、住環境カンパニー社長
		2017年6月	センクシア株式会社 社外監査役
		2018年10月	同社 社外取締役

重要な兼職の状況
なし

社外取締役候補者とした理由

三代洋右氏は、アプテスコ株式会社の企画本部長、住環境カンパニー（自動ドア事業）社長、代表取締役副社長を歴任され、産業機械を中心とした事業・企業戦略を牽引し企業経営に關わる豊富な経験と高い見識を有しております。またグローバル事業、M&A及び事業再生の経験も有しております。当社の再生及び成長に向け、豊富な経験及び知識に基づく広範な視点と独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三代洋右氏は、当社のA種種類株式を保有していません。
3. 三代洋右氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏の選任をご承認いただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行う予定であります。
4. 三代洋右氏の選任をご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その賠償を行うにあたり善良でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第三号選定 補欠監査役 1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

河本 茂行 (1967年6月24日生)



■所有する当社の株式数
普通株式 0株

略歴

1998年4月	東京弁護士会登録	2015年10月	Fringe81株式会社 社外監査役 (現職)
2009年10月	株式会社企業再生支援機構 (現株式会社地域経済活性化支援機構) 常務取締役	2019年6月	株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員) (現職)
2013年1月	京都弁護士会登録・烏丸法律事務所 パートナー弁護士 (現職)		

重要な兼職の状況

烏丸法律事務所 パートナー弁護士
Fringe81株式会社 社外監査役
株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員)

補欠社外監査役候補者とした理由

河本茂行氏は、株式会社企業再生支援機構等において多数の企業再生に関与し、弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、経営に関しても幅広い知見を有しております。当社の再生において独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、補欠社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 河本茂行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 河本茂行氏は、当社のA種種類株式を保有しておりません。
3. 河本茂行氏は、当社との間で業務委託契約を締結しており、当社グループの法的分野に関する専門的な助言を行っております。
4. 当社は、河本茂行氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 河本茂行氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で買付限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり故意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

以上

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

曙ブレーキ工業株式会社 (以下、当社という。)の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者 (注1) である者
2. 当社の主要株主 (注2)
3. 当社グループを主要な取引先とする者 (注3)、又はその者が会社である場合はその業務執行者 (注1)
4. 当社グループの主要な取引先である者 (注4)、又はその者が会社である場合はその業務執行者 (注1)
5. 当社グループの会計監理人である公認会計士 (若しくは税理士) 又は監査法人 (若しくは税理士法人) の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 (注5) を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
7. 当社グループから多額の寄付 (注6) を受けている者又はその業務執行者 (注1)
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者 (注7) の近親者 (注8)
9. 過去3年間において、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1. ～9. に該当する者であっても、当該人物の人格、意見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

- (注1) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員 (当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人 (従業員等) をいう。
(注2) 主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。
(注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
(注4) 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
(注5) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。
(注6) 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
(注7) 重要な者とは、上記2. 3. 4. 7. の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5. 6. の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士をいう。
(注8) 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

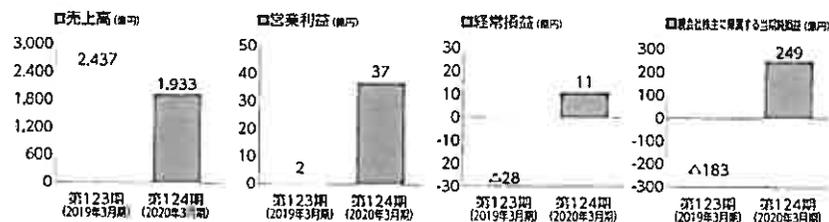
(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(注)における当社グループの業績は、北米の主要な完成車メーカーにおいて当社製品採用車のモデルチェンジにともない受注を逃したことにより、北米の売上高は前期に比べ約3割減と大幅に減少いたしました。これに加え、日本及び中国における主要な完成車メーカーからの受注が減少したこと、また、当社製品採用車の生産打ち切り等の影響もあり、売上高は1,933.2億円と対前期比503.5億円(△20.7%)の減収となりました。利益面では、北米及び中国での受注減少による影響があったものの、日本での固定費削減、北米での人員適正化・経費削減の効果が大きく寄与し、営業利益は37.1億円(前期は営業利益2.2億円)、経常利益は11.2億円(前期は経常損失28.1億円)となりました。特別損益については、日本橋本店ビルの売却等による固定資産売却益58.6億円や、お取引金融機関からの債務免除益560.0億円等の特別利益を計上した一方で、リコール関連損失78.0億円を計上したことに加え、固定資産の減損損失250.5億円や事業構造改善費用30.8億円等の特別損失を計上いたしました。これにより親会社株主に帰属する当期純利益は248.6億円(前期は182.6億円の損失)となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当事業年度の業績への影響につきましては、北米・アジアは事業年度が2019年1月～12月であり、業績への影響は出ておりません。日本・欧州は事業年度が2019年4月～2020年3月ですが、売上高への減少影響は軽微です。



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(1) 日本

主要なお客様である完成車メーカーの主力車種の販売不振や補修品事業でのスペアパーツ等の売上減少により、売上高は721.1億円と対前期比50.7億円(△6.6%)の減収となりました。利益面では、受注減少による影響はありましたが、事業再生に向けた施策として、労務費や経費削減による収益改善努力に加え、開発テーマ絞り込みによる効率化により固定費を削減したことや、年度後半からの原材料市況価格の下落、生産性向上、材料スクラップ改善といった生産や調達合理化効果があり、営業利益は27.3億円(前期は営業損失6.3億円)となりました。

(2) 北米

完成車メーカーの新車販売不振に加え、主要車種の新規モデルへの切り換えにともない受注を逃したことが大きく影響し、売上高は783.2億円と対前期比412.4億円(△34.5%)の大幅な減収となりました。利益面では、大幅な受注の減少による影響があったものの、原材料市況価格の下落による影響、前期に行った固定資産の減損損失計上による減価償却費の負担減少や、人員の適正化及び生産性改善による効果が出ており、34.8億円の営業損失(前期は営業損失40.4億円)に留まりました。

(3) 欧州

高性能量販車用製品の受注増加があったものの、摩滅材ビジネスやグローバルプラットフォーム(全世界での車台共通化)車用製品の受注が減少し、売上高は142.2億円と対前期比16.3億円(△10.3%)の減収となりました。利益面では、受注減の影響があったものの、スロバキア工場における生産性改善と品質の向上によるスクラップ費用の大幅削減や、基幹部品を欧州現地調達に切り替える等材料費の購入価格低減に取り組んだ結果、営業利益は1.3億円(前期は営業損失7.2億円)となりました。

(4) 中国

中国においては、米中貿易摩擦・新エネルギー車補助金減額等により、国内販売台数・生産台数とも減少しました。当社においては、主要なお客様からの受注が減少したこと及び海外輸出向け製品の生産が減少したことにより、売上高は161.5億円と対前期比56.7億円(△26.0%)の大幅な減収となりました。利益面では、生産性向上等の合理化活動や経費削減による効果が出ているものの、大幅な受注の減少や、利益率の高い製品の受注減少による構成変化の影響が大きく、営業利益は10.8億円と対前期比12.2億円(△53.0%)の減益となりました。

(5) タイ

新物製品の生産移管により海外向けの売上増加があったものの、一部製品でモデルチェンジを控え在庫調整が行われた影響等もあり、売上高は74.6億円と対前期比4.3億円(△5.5%)の減収となりました。利益面では、生産性改善による合理化効果や減価償却費の負担減少等がありましたが、受注の減少や労務費の増加といった減益要因もあり、営業利益は5.8億円と対前期比0.2億円(+3.4%)の増益となりました。

(6) インドネシア

欧州向けグローバルプラットフォーム車用製品の受注減少がありましたが、自動二輪車用新規製品の受注増や、前期に立ち上がったMPV(多目的乗用車)用製品の受注好調により、売上高は204.8億円と対前期比1.2億円(+0.6%)の増収となりました。利益面では、生産性改善や購入部品の内製化・現地調達への切り替え等の合理化効果があったものの、資金率が上がったことによる労務費の増加、IoT導入費用等の経費増があり、営業利益は24.2億円と対前期比0.1億円(+0.2%)の増益となりました。

事業報告

(注) 当事業年度とは

(1) 北米・中国・タイ・インドネシア：2019年1月～2019年12月

(2) 日本・欧州：2019年4月～2020年3月 となります。

<セグメント別（地域別）業績>

(単位：億円)

	売上高				営業利益			
	前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	772	721	△51	△6.6%	△6	27	34	-%
北米	1,196	783	△412	△34.5%	△40	△35	6	-%
欧州	158	142	△16	△10.3%	△7	1	9	-%
中国	218	162	△57	△26.0%	23	11	△12	△53.0%
タイ	79	75	△4	△5.5%	6	6	0	3.4%
インドネシア	204	205	1	0.6%	24	24	0	0.2%
連結消去	△190	△154	36	-%	3	3	△1	△25.1%
連結	2,437	1,933	△504	△20.7%	2	37	35	-%

<特別損益の主な内訳>

(単位：億円)

	日本	北米	その他	合計
特別利益				
固定資産売却益	58	0	0	59
債務免除益	431	118	11	560
特別損失				
減損損失	239	10	1	250
リコール関連損失	78	-	-	78
事業構造改善費用	21	10	-	31

(2) 対処すべき課題

①事業再生計画の状況と今後の取り組み

当社は、2019年9月18日付「[事業再生計画]の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでおり、全ての拠点・事業部門において、豊城なき構造改革を実行し、黒字化の実現を目指しております。各地域での構造改革の状況は以下のとおりとなります。

(日本)

日本においては、生産性改善、合理化及び経費削減等のコスト削減、工場の縮小・閉鎖及び低採算製品・不採算取引の改善、並びに設備投資、開発費、親子ローン等の支出項目について、厳格な承認プロセスの再構築を進めております。

計画しておりましたとおり、本社間接系従業員の早期退職措置を実施し、応募人数は154名、当期間中の自己都合退職者32名を含めると、事業再生計画における人員削減計画は概ね達成いたしました。また、当社の日本橋本店の売却代金を原資とする21億333百万円の元本返済を3月末に実行いたしました。

国内生産拠点においては、山陽製造の段階的な縮小・閉鎖及び福島製造の縮小を当初計画しておりましたが、国内4工場の縮小に計画を変更し、調達した資金の資金使途及び支出予定時期を変更しております(2020年3月26日付「日本における事業構造改革施策の変更並びに第三者割当によるA種種類株式発行に関する資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」にて公表)。今後は、変更後の計画に沿った国内4工場の縮小を進めてまいります。

(北米)

北米においては、工場の閉鎖及び売却、資金管理面での承認プロセスの遵守並びにその他コスト改善を進めております。売上減少に合わせた、米国テネシー州及びサウスカロライナ州の生産2拠点の閉鎖を決定し、これに合わせた生産終了の前倒しや早期転注交渉を進めております。閉鎖時期は、テネシー州の工場は2020年8月、サウスカロライナ州の工場は2020年9月を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、資産売却等の手続きに時間を要し、2ヶ月程度の遅れとなっておりますが、影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

(欧州)

欧州においては、事業及び拠点再編を含む構造改革を計画しており、フランスのアラス工場及びスロバキア工場について、当社に損失が生じない形での提携又は売却を実施いたします。これが実現できない場合は、新規受注及び新規設備投資・開発を停止させ、既存製品の生産終了まで生産を継続し、閉鎖してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響により、提携先又は売却先との交渉が一時中断したものの、現在は交渉を再開しております。

②新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大にともない、当社グループでは、全ての地域において生産拠点の一時的な稼働停止等の影響が生じております。

国内では、政府の緊急事態宣言発令を受け、本社間接系従業員を対象に休業日や有給休暇奨励日を設定、勤務形態を原則テレワーク（在宅勤務）とする等の対策を行い、出勤者8割減に努めてまいりました。政府による緊急事態宣言全面解除後も、休業日の設定や、出勤時の感染防止対策徹底を引き続き行うとともに、今後も時差出勤やテレワーク（在宅勤務）を奨励し、新しい働き方の定着に取り組みでまいります。国内生産拠点では、完成車メーカーの稼働状況に応じて稼働停止日を設ける等の対応を引き続き行ってまいります。

海外の拠点では、各国の政府及び地方自治体の指示・指導に基づき、オフィスの閉鎖や間接系従業員のテレワーク（在宅勤務）の実施、生産拠点の稼働停止等の対応を行ってまいりました。今後は完成車メーカーの稼働状況に応じて、製品供給に支障が生じないよう稼働してまいります。

なお、資金繰りの状況につきましては、事業再生ADR手続が成立し、2019年9月30日にジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合から出資を受けたこともあり、直近の資金繰りに支障は生じておりません。また、上記のとおり、北米及び欧州において事業再生計画における構造改革の実行に一部遅延が発生しておりますが、現段階で構造改革の内容に変更はなく、資金使途にも変更はありません。

今後も影響を最小限に抑えるため動向を注視しながら、事業再生計画の達成に向けて構造改革を進めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で97.5億円となりました。その内訳は、日本48.1億円・北米21.9億円・欧州1.4億円・中国3.4億円・タイ5.4億円・インドネシア17.3億円であります。それぞれの主な投資内容は、日本では岩槻工場での新規立上げ投資、福島工場と山形工場でのインフラ投資、海外鉄道向け製品の開発投資、北米での新規立上げ投資、中国では中国資本の会社向けの新規立上げ投資、タイは鋳物工場の生産能力増強投資、インドネシアでは工場移転のための用地取得であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、第三者割当の方法によるA種種類株式発行により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合から、200億円の出資を受けました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

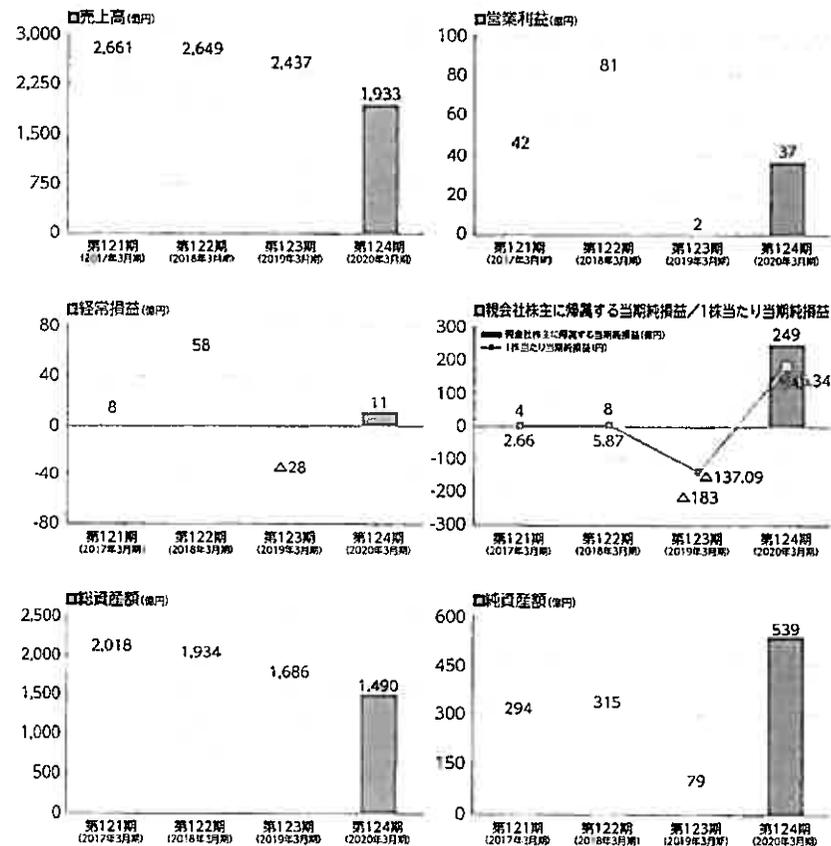
区 分	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	266,099	264,921	243,668	193,317
営 業 利 益 (百万円)	4,223	8,143	215	3,707
経 常 損 益 (百万円)	761	5,796	△2,808	1,121
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	354	782	△18,264	24,855
1株当たり当期純損益 (円)	2.66	5.87	△137.09	186.34
総 資 産 額 (百万円)	201,790	193,431	168,583	148,959
純 資 産 額 (百万円)	29,380	31,492	7,880	53,874

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	80,454	80,911	76,639	71,613
営 業 損 益 (百万円)	1,668	1,806	△1,298	2,079
経 常 損 益 (百万円)	6,253	4,297	△366	2,633
当 期 純 損 益 (百万円)	9,262	230	△25,769	10,606
1株当たり当期純損益 (円)	69.55	1.73	△193.38	79.50
総 資 産 額 (百万円)	140,156	131,399	104,798	91,611
純 資 産 額 (百万円)	24,537	25,576	△4,201	26,892

(注) 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等を第123期(2019年3月期)の期首から適用しており、第122期(2018年3月期)に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

連結業績の推移



(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100百万円	100.0%	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20百万円	100.0%	ドラムブレーキライニング、ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20百万円	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94百万円	100.0%	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100百万円	100.0%	将来技術及び基礎技術の研究開発
株式会社アロックス	35百万円	100.0%	運送、梱包業務
あけぼの123株式会社	13百万円	100.0%	清掃関連業務、梱包業務等
株式会社曙アドバンスエンジニアリング	30百万円	100.0%	高性能ブレーキシステムの研究開発
株式会社アケボノキッズケア	10百万円	100.0%	保育所の経営・管理
Akebono Brake Corporation	128百万米ドル	100.0%	ブレーキ部品の開発、製造及び販売
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	999百万メキシコペソ	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
Akebono Europe S.A.S.	24百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキパッドの製造、販売及び研究開発
Akebono Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	ブレーキ部品の販売、マーケティング及び研究開発
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	52百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキの製造及び販売
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	400百万インドネシア盾	50.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、ディスクブレーキパッド、ドラムブレーキライニング、マスターシリンダー等の製造及び販売
Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.	1,988百万ベトナムドン	50.0%	二輪車用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造及び販売
広州曙光制动器有限公司	62百万元	70.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
曙光制动器(蘇州)有限公司	74百万元	70.0%	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	610百万タイバツ	100.0%	ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッド等の製造及び販売
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	607百万タイバツ	74.9%	ブレーキ用鋳鉄部品の製造及び販売
Akebono Cooperation (Thailand) Co Ltd.	105百万タイバツ	100.0%	管理、販売促進等の支援サービス

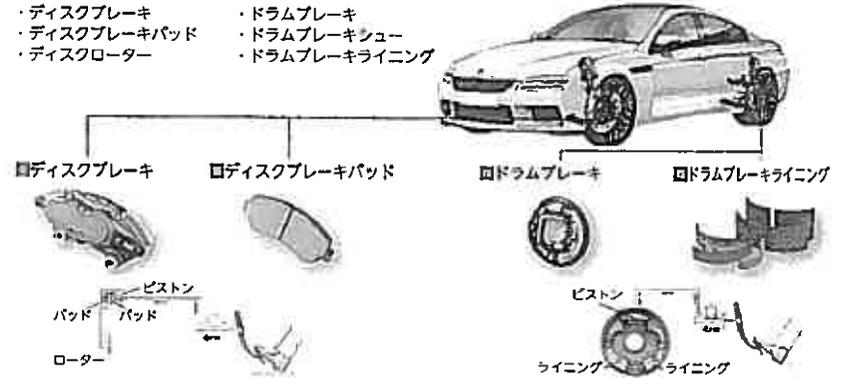
(注) 1. 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります
 2. 2019年10月25日付で、Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.を設立しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

自動車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・ディスクローター
- ・ドラムブレーキ
- ・ドラムブレーキシュー
- ・ドラムブレーキライニング



車輪とともに回転するローターにピストンの方でパッドを押しつけ、その摩擦力を熱に変えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

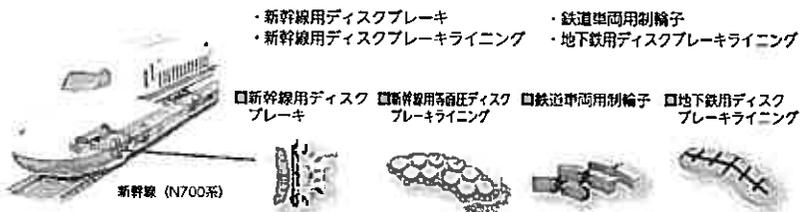
車輪とともに回転するドラムにピストンの方でライニングを押しつけ、その摩擦力を熱に変えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

自動二輪車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・マスターシリンダー



鉄道車両用製品



産業機械用製品



センサー製品



(8) 主要な事業拠点 (2020年3月31日現在)

① 国内

当 社 本 社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号) Ai-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
当 社 工 場	館林製造所 (群馬県)
当 社 営 業 所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、 首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、 広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
子 会 社	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、 曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

② 海外

米 国	本社: Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州) 工場: Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) Akebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州) Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
欧 州	Akebono Europe S.A.S. (フランス) Akebono Europe GmbH (ドイツ) Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
ア ジ ア	PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア) Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム) 広州曙光制動器有限公司 (中国) 曙光制動器 (蘇州) 有限公司 (中国) Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ) A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ) Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

(注) 2019年12月19日開催の取締役会において、Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) 及びAkebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州) の2工場の生産を終了・閉鎖することを決議いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度
国内	2,798名	253名 (減)
海外	4,854名	773名 (減)
合計	7,652名	1,026名 (減)

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・臨時社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,257名は含まれておりません。
2. 従業員数が前期末に比べ1,026名減少しておりますが、これは主として自己都合退職及び海外事業拠点の構造改革として人員の適正化を実施したことによるものであります。

② 当社の従業員数の状況

従業員数	期中平均従業員数	平均年齢	男女比率
1,022名	100名 (減)	44.2才	19.3年

- (注) 従業員数には、出向者676名並びに嘱託・臨時社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数119名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,360
三井住友信託銀行株式会社	7,687
ドイツ銀行 東京支店	10,497

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、米系完成車メーカーの雇用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃した事等の新たな北米事業の課題が生じ、前連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は182.6億円、連結貸借対照表の株主資本は△54.8億円となりました。また、第1四半期連結累計期間においても、リコール関連損失を計上したことから、親会社株主に帰属する四半期純損失は88.9億円、四半期連結貸借対照表の株主資本は△143.6億円となっており、「継続企業の前提に関する注記」に記載しておりました。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでまいりました。2019年7月18日には、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合（以下、「JISファンド」といいます。）との間で出資契約書を締結し、9月18日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会では、JISファンドとの協議を経て策定した事業再生計画案が、全てのお取引金融機関からの同意により成立し、事業再生ADR手続が終了いたしました。

また、9月27日開催の臨時株主総会では、JISファンドから第三者割当増資による出資を受けるために必要な各議案が承認可決されるとともに、総額560億円のお取引金融機関による債務免除の効力が発生いたしました。9月30日にはJISファンドから総額200億円の前払金種別株式の払込手続が完了しております。

以上により、お取引金融機関からの金融支援をいただき、またJISファンドからの払込手続が完了し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなくなったことを踏まえ、第2四半期連結累計期間において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数
- ア. 発行可能株式総数 543,000,000株
- イ. 発行可能種類株式総数 普通株式 543,000,000株
A種種類株式 20,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 135,992,343株
(自己株式数2,432,508株を含む。)
A種種類株式 20,000株
- ③ 株主数 普通株式 23,411名
A種種類株式 1名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 (自己株式)	持 株 比 (%)
トヨタ自動車株式会社	15,495千株	11.5%
いすゞ自動車株式会社	12,111	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,618	2.7
アイシン精機株式会社	3,133	2.3
曙ブレーキ工業株式会社	2,532	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,233	1.6
林 勇 一 郎	2,200	1.6
BNYMSA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	2,040	1.5
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000	1.4
セコム株式会社	2,000	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,432千株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 上記の大株主は、A種種類株式を保有しておりません。
4. A種種類株式は優先株式であり、議決権はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び兼務等その他の状況
代表取締役 執行役員社長	宮地 康 弘	CEO グローバル営業部門長
取 締 役 執行役員副社長	栗 波 孝 昌	COO 開発部門長 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman
取 締 役	岡 崎 健	東京工業大学特命教授
取 締 役	丹 治 宏 彰	
取 締 役	廣 本 裕 一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	藤 田 達 也	
常 勤 監 査 役	池 上 洋	
監 査 役	片 山 智 裕	片山法律会計事務所 代表
監 査 役	高 橋 均	獨協大学法学部教授 株式会社ジャムコ 社外監査役
監 査 役	板 垣 雄 士	板垣雄士公認会計士事務所 所長 株式会社NHKテクノロジーズ 監査役 アコム株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2019年9月27日開催の臨時株主総会において、宮地康弘、栗波孝昌、丹治宏彰及び廣本裕一の4氏が新たに取締役に選任され、2019年9月30日付でそれぞれ就任いたしました。
3. 取締役岡崎健、丹治宏彰及び廣本裕一の3氏は、社外取締役であります。
4. 取締役岡崎健氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
5. 取締役廣本裕一氏が兼職しているジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合における無限責任組合員であり、同組合は当社との間でA種種類株式の発行に関して出資契約を締結しております。
6. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏は、社外監査役であります。
7. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
8. 監査役片山智裕及び板垣雄士の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役である岡崎健及び丹治宏彰の両氏並びに社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

10. 当事業年度中に辞任した取締役は、以下のとおりであります。

辞任時の地位	氏名	辞任時の担当及び 主要な業務の状況	辞任日
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	徳元久隆		2019年9月30日
代表取締役 執行役員副社長	荻野好正	CFO	2019年9月30日
代表取締役 執行役員副社長	松本和夫	COO Akebono Brake Corporation Chairman Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. Chairman	2019年9月30日

11. 当事業年度末日以降の変更

2020年6月11日開催の取締役会において、同年7月1日付で以下の変更を行うことを決議いたしました。

地位	氏名	担当及び主要な業務の状況
取締役 執行役員副社長	栗波孝昌	COO 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	報酬の総額(百万円)			支給人員 (名)
			役員報酬	中間 (新株予約権)	長期	
取締役	86	86	-	-	-	10
監査役	40	40	-	-	-	5
合計	126	126	-	-	-	15
(うち社外役員)	(33)	(33)	(-)	(-)	(-)	(8)

(注) 1. 上記の支給人員には、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役2名及び同年9月30日に退任した取締役3名を含んでおります。なお、当事業年度末現在的人员は、取締役5名及び監査役5名であります。

2. 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額(年額)

(1) 取締役

固定報酬	300百万円
短期業績連動報酬	120百万円 (社外取締役を除く)
中期業績連動報酬	60百万円 (社外取締役を除く)
長期業績連動報酬	120百万円 (社外取締役を除く)

(2) 監査役

固定報酬	60百万円
------	-------

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っております。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての資格に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されております。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定いたします。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	役職	主要な活動の状況
岡 崎 健	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、豊富な技術面での専門的知識を有する学識経験者として、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
丹 治 宏 彰	社外取締役	2019年9月30日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会7回のすべてに出席し、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
廣 本 裕 一	社外取締役	2019年9月30日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会7回のすべてに出席し、金融や企業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、グローバルで多様な視点をはじめ、経営全般に関し必要な発言を行っております。
片 山 智 裕	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。
高 橋 均	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回に出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、長年の企業実務経験と法律知識の両面にわたる幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。
板 垣 雄 士	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。

- (注) 1. 重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、27ページ「(2) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、当社定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
 これにより、当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し損害賠償を負うべき場合において、その職務を行うにあたり過怠かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

	当 期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2019年3月31日現在)		当 期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2019年3月31日現在)
口資産の部			口負債の部		
流動資産	80,084	70,792	流動負債	35,648	110,071
現金及び預金	32,687	18,794	支払手形及び引出金	20,223	24,365
受取手形及び売掛金	30,922	33,037	短期借入金	316	32,593
商品及び製品	4,560	4,374	一年内返済長期借入金	300	36,040
仕掛品	1,585	1,782	リース債務	3,343	1,282
原材料及び貯蔵品	7,940	9,973	未払法人税等	751	544
未収入金	1,739	2,217	未払費用	6,266	9,276
その他	806	825	買手引当金	1,388	1,251
貸倒引当金	△155	△211	設備関係支払手形	230	1,723
固定資産	68,875	97,791	その他	2,831	2,998
有形固定資産	56,311	85,930	固定負債	59,438	50,631
建物及び構築物	13,058	22,853	社債	2,000	2,000
機械装置及び運搬具	22,005	32,525	長期借入金	46,527	37,077
土地	13,928	21,038	リース債務	1,478	4,676
建設仮勘定	5,871	6,327	長期未払金	3,800	500
その他	1,448	3,188	役員退職慰労引当金	28	33
無形固定資産	2,663	1,560	退職給付に係る負債	2,459	2,342
投資その他の資産	9,900	10,301	繰上税金負債	1,396	721
投資有価証券	4,629	5,249	再評価に係る繰上税金負債	1,668	3,155
退職給付に係る資産	3,094	3,617	その他	81	127
繰上税金資産	626	534	負債合計	95,086	160,703
その他	1,553	912	口純資産の部		
貸倒引当金	△2	△11	株主資本	42,060	△5,476
資産合計	148,959	168,583	資本金	19,939	19,939
			資本剰余金	19,933	-
			利益剰余金	3,813	△23,580
			自己株式	△1,625	△1,835
			その他の包括利益累計額	6,350	8,347
			その他有価証券評価差額金	1,881	1,385
			土地再評価差額金	3,911	6,741
			為替換算調整勘定	937	659
			退職給付に係る調整累計額	△379	△439
			新株予約権	13	144
			非支配株主持分	5,452	4,865
			純資産合計	53,874	7,880
			負債及び純資産合計	148,959	168,583

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

連結損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	当期		(比較) 前期	
	2020年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2018年4月1日
売上高	193,317	243,668		
売上原価	172,730	221,615		
売上総利益	20,587	22,053		
販売費及び一般管理費	16,880	21,114		
営業利益	3,707	215		
営業外収益	478	548		
受取利息	60	35		
受取配当金	160	321		
持分法による投資利益	9	3		
その他	249	188		
営業外費用	3,064	3,571		
支払利息	1,701	2,069		
為替差損	300	127		
製品補償費	205	702		
その他	858	674		
繰越利益又は繰越損失(△)	1,121	△2,808		
特別利益	62,470	6,018		
固定資産売却益	5,856	915		
投資有価証券売却益	49	5,065		
債務免除益	56,000	-		
補助金収入	57	39		
新株予約権戻入益	10	-		
その他	500	-		
特別損失	36,248	16,278		
固定資産売却売却損	293	288		
減価償却	25,049	15,123		
投資有価証券売却損	16	0		
関係会社株式売却損	6	-		
事業構造改善費用	3,080	867		
リコール関連損失	7,804	-		
税金等調整額(当連結利益又は税金等調整前当期純損失(△))	27,343	△13,068		
法人税、住民税及び事業税	1,604	1,631		
法人税等調整額	△309	2,063		
当期純利益又は当期純損失(△)	26,048	△16,762		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,193	1,502		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	24,855	△18,264		

(注) 前期の情報はご参考(監査対象外)であります。

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	円				
	2020年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2018年4月1日
当期首残高	19,939	-	△23,500	△1,835	△5,476
当期変動額					
新株の発行	10,000	10,000			20,000
資本金から剰余金への振替	△10,000	10,000			-
親会社株主に帰属する当期純利益			24,855		24,855
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△72		194	122
自己株式処分差損の振替		5	△5		-
持分法の適用範囲の変動			△288	16	△272
土地再評価差損金の取崩			2,830		2,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	19,933	27,392	210	47,535
当期末残高	19,939	19,933	3,813	△1,625	42,060

項目	円							
	2020年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2019年3月31日	2018年4月1日	2018年4月1日
当期首残高	1,385	6,741	659	△439	8,347	144	4,865	7,880
当期変動額								
新株の発行								20,000
資本金から剰余金への振替								-
親会社株主に帰属する当期純利益								24,855
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								122
自己株式処分差損の振替								-
持分法の適用範囲の変動								△272
土地再評価差損金の取崩								2,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	496	△2,830	278	60	△1,997	△131	587	△1,541
当期変動額合計	496	△2,830	278	60	△1,997	△131	587	45,994
当期末残高	1,881	3,911	937	△379	6,350	13	5,452	53,874

連結計算書類

(ご参考：監査対象外)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

Table with 3 columns: Item, Current Period (2020年3月31日), and Previous Period (2019年3月31日). Rows include operating, investing, and financing activities.

計算書類 (単体)

貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

Table with 4 columns: Item, Current Period (2020年3月31日現在), Previous Period (2019年3月31日現在), and another set of Current/Previous Period columns. Rows include assets and liabilities.

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

連結計算書類

損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	当期		(比較) 前期	
	自 2020年3月31日	自 2019年4月1日	自 2019年3月31日	自 2019年4月1日
売上高	71,613	76,639		
売上原価	64,188	69,059		
売上総利益	7,424	7,579		
販売費及び一般管理費	5,345	8,877		
営業利益又は営業損失(△)	2,079	△1,298		
営業外収益	3,355	4,334		
受取利息	233	95		
受取配当金	157	321		
為替差益	-	13		
関係会社受取配当金	843	1,609		
関係会社受取地代家賃	447	523		
関係会社賃貸収入	1,325	1,468		
その他	348	305		
営業外費用	2,801	3,402		
支払利息	435	569		
社債利息	9	7		
為替差損	198	-		
貸与資産減価償却費	1,231	1,521		
製品減価償却費	126	569		
その他	803	736		
経常利益又は経常損失(△)	2,633	△366		
特別利益	49,477	5,066		
固定資産売却益	5,801	2		
投資有価証券売却益	49	5,065		
債務免除益	43,063	-		
新株予約権戻入益	10	-		
関係会社株式売却益	55	-		
その他	500	-		
特別損失	41,379	28,541		
固定資産売却損	11	89		
減損損失	20,926	-		
投資有価証券売却損	16	0		
関係会社株式評価損	557	19,033		
関係会社出資金評価損	-	4,638		
貸倒引当金繰入額	10,001	3,914		
事業構造改善費用	2,064	867		
リコール関連損失	7,804	-		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	10,731	△23,841		
法人税、住民税及び事業税	334	273		
法人税等調整額	△208	1,655		
当期純利益又は当期純損失(△)	10,606	△25,769		

(注) 前期の情報はご参考(監査対象外)であります。

計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	2020年3月31日						
	株主資本	資本剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	自己株式	合計	前期比
当期末残高	19,939	-	-	△30,591	△30,591	△1,819	△12,471
当期変動額							
新株の発行	10,000	10,000		10,000			20,000
資本金から剰余金への振替	△10,000		10,000	10,000			-
準備金から剰余金への振替		△10,000	10,000				-
当期純利益				10,606	10,606		10,606
自己株式の取得					△0		△0
自己株式の処分			△72	△72		194	122
自己株式処分差損の返付			5	5	△5	△5	-
土地評価価差額の取崩					2,830	2,830	2,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	19,933	19,933	13,431	13,431	194
当期末残高	19,939	-	19,933	19,933	△17,160	△17,160	△1,819

項目	2019年3月31日				
	株主資本	資本剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	自己株式
当期末残高	1,385	6,741	8,176	144	△4,201
当期変動額					
新株の発行					20,000
資本金から剰余金への振替					-
準備金から剰余金への振替					-
当期純利益					10,606
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					122
自己株式処分差損の返付					-
土地評価価差額の取崩					2,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	497	△2,830	2,334	△131	△2,465
当期変動額合計	497	△2,830	2,334	△131	31,093
当期末残高	1,882	3,911	5,793	13	26,892

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 尚 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び適用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖 幸 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 賢 之 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁事項等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

昭プレーキ工業株式会社 監査役会

常勤監査役	篠田 達也	㊟
常勤監査役	池上 洋	㊟
社外監査役	片山 智裕	㊟
社外監査役	高橋 均	㊟
社外監査役	板垣 雄士	㊟

以上

株式事務のご案内

第 1 期 年 度：4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領請求
確 定 日：3月31日

中間配当金受領請求
確 定 日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人
附 属 口 座 確 認 請 求：三菱UFJ信託銀行株式会社

向 達 先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都港区豊洲2-29-2
TEL 0120-232-711 (通話料無料)

上場証券取引所：東京証券取引所
単 元 株 式 数：100株

証 券 コー ド：7238

公 告 の 方 法：電子公告により行

公告掲載URL <https://www.akebono-brake.com/>
(但し、事故等の理由や心を害さない理由によ
って電子公告をすることができない場合は、
日本経済新聞に公告いたします。)

【お知らせ】

- (1) 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきま
しては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券
会社等）で承ることとなっております。口座を開設されて
いる証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三
菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきま
しては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっております
ので、下記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）
にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店
にてもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店
でお支払いいたします。

【株式に関するマイナンバーのお届出について】

お住まいの市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の
税務関係のお手続きで必要となります。このため、株主様か
ら、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）へマイ
ナンバーをお届出いただく必要がございます。

【株式に関するお手続きについて】

○ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	<p>特 別 口 座 口 座 管 理 機 関</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市白鷺町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 【郵送先】〒137-8081 東京都港区豊洲2-29-2 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	<p>株 主 名 簿 管 理 人</p> <p>【手続き書類のご請求方法】 ○音声自動応答電話によるご請求 0120-232-711 (通話料無料) ○インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikei/</p>

(*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	<p>株 主 名 簿 管 理 人</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市白鷺町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 【郵送先】〒137-8081 東京都港区豊洲2-29-2 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p>
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

◆ 決議ご通知について

当社は環境保全に努め、省資源化を推進しております。その一環として、定時株主総会終了後に株主の皆様へ郵送にてお届けしておりました【定時株主総会決議ご通知】を、下記、当社ウェブサイトの掲載によりご提供することとしております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

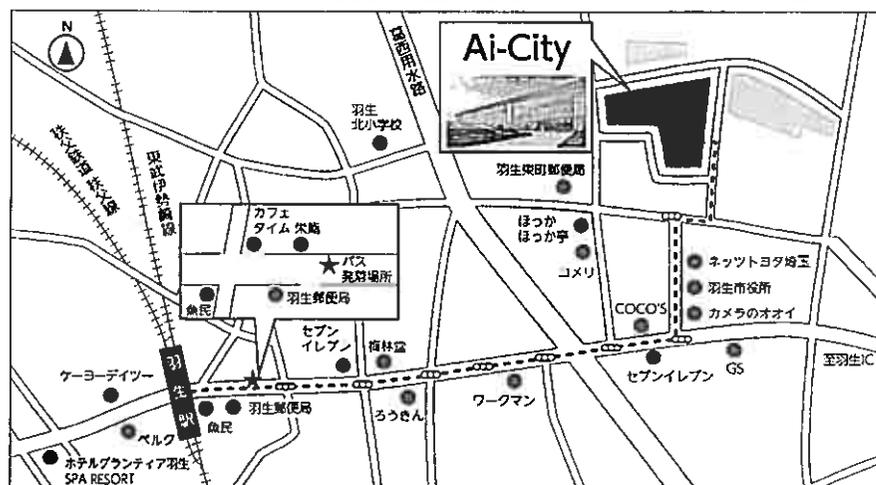
https://www.akebono-brake.com/ir/shareholder_stock/meeting.html

以上

第119回 定時株主総会 会場ご案内図


場所 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール
 

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



電車でお越しの場合：東武伊勢崎線・秩父鉄道秩父線 羽生駅(東口)より徒歩で約20分/タクシーで約5分

羽生駅(東口) から、総会会場まで送迎バスを運行いたします。詳細は付近の当社案内係へお問い合わせください。


9:00 ~ 9:50 (約15分間隔で運行) ※総会終了後も羽生駅までの送迎バスをご利用いただけます。

(お願い) 駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- 株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご確認ください。特に高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方については、ご来場について、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権の行使は、書面又はインターネットによる事前行使の方法もございますので、是非そちらのご利用をご確認ください。詳細につきましては、6～7ページをご参照ください。

【ご来場される株主様へ】

- ご来場の方には、マスクの着用や手指のアルコール消毒等、感染防止にご協力をお願い申し上げます。
- 当社関係者も、マスク着用で対応させていただきます。
- 会場にて受付をされる前に、検温（非接触型の体温計）をさせていただき、発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。
- 上記の対応により、ご入場いただくまでにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 開会后、体調不良と見受けられる方につきましては、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合がございます。
- 会場内の座席は、前後・左右の間隔を空けて設置する予定です。このため、ご用意できる座席数（80席程度を予定）に限りがあることから、入場制限等を行う場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定でございます。
- 従来設けておりましたウォーターサーバーの設置は控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を大きく変更する場合や、会場や開始時刻の変更等株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>) にてお知らせいたします。

曙ブレーキ工業株式会社

<https://www.akebono-brake.com/>



第118回 定時株主総会 インターネット開示情報

- 新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 株式会社の支配に関する基本方針
- 連結注記表
- 個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

上記の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供しているものであり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

(1) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が有する新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

区分	新株予約権の名称 (副当目)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除く)		
						保有者数	保有数	目的となる 株式の数
A (中期)	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	222個	22,200株	45,500円	2017年6月20日～ 2020年6月19日	1名	126個	12,600株
	第5回新株予約権 (2008年6月20日)	176個	17,600株	無償	2008年6月21日～ 2038年6月20日	2名	176個	17,600株
B (長期)	第6回新株予約権 (2010年6月21日)	506個	50,600株	無償	2010年6月22日～ 2040年6月21日	2名	506個	50,600株
	第7回新株予約権 (2011年6月20日)	981個	98,100株	無償	2011年6月21日～ 2041年6月20日	3名	981個	98,100株
	第8回新株予約権 (2012年7月5日)	172個	17,200株	33,100円	2012年7月6日～ 2042年7月5日	3名	128個	12,800株
	第9回新株予約権 (2013年6月28日)	359個	35,900株	42,900円	2013年6月29日～ 2043年6月28日	3名	138個	13,800株
	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	996個	99,600株	44,700円	2014年6月20日～ 2044年6月19日	3名	462個	48,200株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの株式の数は、当社普通株式100株であります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額は、1株当たり1円であります。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」には、使用人等が保有する新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。
4. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。

- ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	123百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額などが適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、非監査業務として、財務調査等に係る業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査役会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
 - 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告する。
 - 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を守り、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
 - 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
 - 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。
 - 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
- 当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。
 - リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
 - 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
 - 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
 - ii. 当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
 - iii. 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。
- ⑥ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (イ) 監査役を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。
 - (ロ) 監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。
 - (ハ) 監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。
 - ii. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - (ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - (ハ) 取締役は、常勤監査役が取締役会のほか重要な意思決定及び業務の執行状況を把握する場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に情報提供を行う。
 - iii. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - iv. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。
 - (ロ) 当社経営陣は、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みの状況
- 当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っております。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、コンプライアンステストやヒアリング、カルテル・インサイダー取引防止を含む各種研修、グローバルでのe-learningなど、社員のコンプライアンス意識向上のための諸施策を実施しております。
- 内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取り締役に報告しております。
- ② リスク管理に関する取組みの状況
- 当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害を最小限とするためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取り締役に報告しております。
- ③ 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況
- 当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しており、また、その事前審議体として経営会議をはじめとした重要会議を開催しております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施するなど、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備して責任と権限の範囲を明確化するなど、職務執行の効率性を確保するための体制整備に適宜取り組んでおります。
- ④ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況
- 監査役は、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会など、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを迅速に検討・対応するための活動を行っております。また、当社の主要な部署の役職者及び重要な子会社の経営幹部との意見交換を通して、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。加えて、内部監査を担当する監査部、会計監査人等と定期的な意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室を設置し専任のスタッフ1名を配置しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものであるかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動は是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めております。「摩擦と振動、その制御と解析」は、当社の誇る世界トップレベルのコア技術です。「制御」が「解析」の前にあるのは、解析する前に、まず、困っているお客様の問題解決に取り組む、そして、その解析も怠らないという当社の姿勢を表しています。そして、守っているのは人のいのちだけではありません。「ひとつひとつのいのち」には、人間だけでなく、草木に至るまで、地球上のあらゆる生物、ひいては地球環境そのものもいのちのひとつとみなし、それらを守り、育み続けていくために、健全な経営のもとで企業価値を創出していくことを定めています。当社は、「隠の理念」を実現することで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、当社のさらなる発展のために、モノづくり、技術、グローバル展開の3つの側面からアプローチした経営方針（経営の三本柱）として「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」と定めております。

お客様とは、当社の製品を使っただけエンドユーザーです。実際にそれを使う人が何を望んでいるのか、「お客様第一」のモノづくりをしていこうとする当社の姿勢を表したものです。

「技術の再構築」は、当社のコア技術である「摩擦と振動」をさらに追究することで、当社の新しい技術を創出していくことを表しています。

そして、日米欧アジアといったグローバルベースでの知見を相互に深める体制を築いていくため、「グローバルネットワークの確立」をめざします。

これらに基づき、当社は独立系ブレーキ専業メーカーとして、世界中のお客様に安全と安心を提供し、社会において必要不可欠な存在となっております。創業以来、ブレーキパッドやブレーキライニングなどの摩擦材、ディスクブレーキやドラムブレーキなどの機構部品をグローバルで開発・製造し、供給しています。これらを通して培った技術を活かし、自動車のみならず鉄道・インフラなどの多様な分野への展開とともに、次世代技術の開発に注力することで、安全・安心な社会づくりに寄与してまいります。

当社グループは、2016年5月に前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」を発表し、製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸としたさらなる競争力の強化及び経営基盤の確立を目的として、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」、「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の3つを重点目標として掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」につなげることを目指して活動してまいりました。

「北米事業の立て直し」につきましては、現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的改革を実行し、売上重視から利益重視の経営に転換してまいりました。具体的には不採算製品の収益性改善を完成車メーカーの協力も得て実施したほか、「安全・品質・納期」の原点に戻り、生産性改善や販管費を含めた間接業務の改善などを実施することにより、2017年には黒字化を達成することができました。しかしながら、中期経営計画最終年度の2018年には、前年度からの経営体制が機能せず、原材料市況の高騰によるコストの増加、次期モデルの受注ができなかったことによる売上の減少に対応したコスト削減が計画通りに進まなかったことなどから、大幅な損失を計上する結果となりました。

「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」につきましては、グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中で、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携をさらに深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制（ビジネスユニット（BU）制）を発足させました。①Foundation BU（ブレーキ機構製品担当BU）、②Friction Material BU（摩擦材製品担当BU）、③HP BU（高性能量販車用製品担当BU）、④補修品BU、⑤インフラ＆モビリティシステムBUの5つの事業部を設け、2016年以降、日本・アジアを皮切りに、2019年1月からは北米にも事業部制を展開してグローバルネットワークの確立を進めてまいりました（なお、2019年4月よりHP BUをFoundation BUに集約し4つの事業部となっております。）。

「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」につきましては、F1で培った高性能ブレーキ技術を量販製品にも活用し、製品の差別化、高付加価値化を進めてまいりました。2014年に設立したスロバキア工場においては、高性能6ポットキャリパーを生産し、2018年度には年間約100万個体制となりました。もう一つの欧州拠点であるフランスのアラス工場においては、競争力向上のために現地マネジメントの強化を図り、生産体制を整えるとともに生産性の改善に取り組んでおり、早期の黒字化の達成と次期モデルの受注確保に努めております。

これらの取り組みを通じて「健全な財務体質への回復」を目指してまいりましたが、日本・北米を中心とした原材料価格の大幅な高騰の影響、受注減少にあわせた生産体制や本社機能の適正化などの対応が遅れたこともあり、2019年3月期の連結営業利益は2億円となりました。また、北米、欧州及びタイにおいて減損損失を計上したことにより最終損益は183億円の損失となりました。

このような状況下、当社並びに当社子会社であるAkebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下「当社ら」といいます。）は、今後の再成長に向けた課題として、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年1月29日に事業再生実務家協会に対し、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）について申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書（借入金元本の返済の一時停止等の要請）を送付いたしました（2019年1月30日付の「事業再生ADR手続の正式申込および受理に関するお知らせ」にて公表しております。）。

2019年2月12日開催の事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、上記一時停止の通知書にかかる同意（追認）及び一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することについてご承認いただき、同年4月8日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議においては、事業再生計画案の策定状況の報告を行うとともに、同会議の続会を2019年6月11日に開催することにつきご承認いただきました。

この事業再生ADR手続のスケジュールの変更により、事業再生計画案の協議のための債権者会議の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議を6月11日に同日開催することとなります。さらに、事業再生計画案決議のための債権者会議の続会を9月頃を目処に開催することを予定しております。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、全てのお取引金融機関の同意による事業再生計画案の成立を目指してまいります。

ii. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の取組みは、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善により当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策を設定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は「第118回定時株主総会招集ご通知」12ページから19ページに記載のとおりです。

連結注記表

（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失18,264百万円となり、連結貸借対照表の株主資本は△5,476百万円となりました。その結果、財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事実または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

- 2019年2月12日開催 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）
- 2019年4月8日開催 事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）
- 2019年6月11日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）
- 2019年9月頃予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会

今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案（事業の再構築のための方策）の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額（取締役50%減～執行役員20%減）を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造㈱、曙ブレーキ福島製造㈱、曙ブレーキ岩槻製造㈱、曙ブレーキ山陽製造㈱、Akebono Brake Corporationであります。

なお、新たに㈱アケボノキッズケアを設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
大和産業㈱

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社
トーフ金属㈱ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社7社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社…主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利

③ ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度を適用しております。

③ 百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」796百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの916百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」658百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は801百万円として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根拠当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 189,422百万円
 3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 1,402百万円
 4. 保証債務残高 19百万円
 (債務保証 19百万円)
 なお、債務保証19百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額46百万円のうちの当社グループ負担額であります。

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、連結計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の連結計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

7. 財務制限条項

連結子会社であるAkebono Brake Corporation (以下、ABC) の短期借入金及び長期借入金(借入残高6,198百万円)

・各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
アメリカ ケンタッキー州ほか	事業用資産(注)1	建物及び機械装置等	13,628
スロバキア トレンチーン市	事業用資産(注)2	建物及び機械装置	1,002
タイ ラチャブリ県	事業用資産(注)1	建物及び機械装置	492
合計			15,123

- (注) 1. 回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価額で評価しております。
 2. 回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割引いて評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	—	—	135,992
合計	135,992	—	—	135,992
自己株式				
普通株式(注)1, 2	2,776	1	30	2,748
合計	2,776	1	30	2,748

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 当連結会計年度末日における新株予約権(行使期間未到来のものを除く)に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	341千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	956百万円
賞与引当金	402百万円
貸倒引当金	58百万円
繰越欠損金	33,184百万円
固定資産減損損失	4,031百万円
未払事業税	25百万円
未払費用	1,143百万円
その他	3,336百万円
繰延税金資産小計	43,137百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△33,184百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,606百万円
評価性引当額小計	△39,790百万円
繰延税金資産合計	3,347百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
退職給付に係る資産	929百万円
在外子会社の固定資産	1,513百万円
その他	248百万円
繰延税金負債合計	3,534百万円
差引：繰延税金資産の純額	△187百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、借入金の一部は、外貨建て変動金利であるため、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達が目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	18,794	18,794	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,037	33,037	-
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	4,826	4,826	-
(4) 支払手形及び買掛金	(24,365)	(24,365)	-
(5) 短期借入金	(32,593)	(32,593)	-
(6) 社債	(2,000)	(1,988)	12
(7) 長期借入金（1年内含む）	(73,117)	(72,463)	654
(8) リース債務（1年内含む）	(5,959)	(5,087)	872
(9) デリバティブ取引	-	-	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
株式の時価については、取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債、(7) 長期借入金及び (8) リース債務
これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金（外貨建てを含む）の一部は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記（9）参照）、当該デリバティブ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定し、正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。

（注）2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額423百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額 21円55銭
2. 1株当たり当期純利益 △137円09銭
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。
親会社株主に帰属する当期純利益 △18,264百万円
普通株主に帰属しない金額 -百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 △18,264百万円
普通株式の期中平均株式数 133,229千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当事業年度において、多額の関係会社株式評価損を計上したことから、当期純損失25,769百万円となり、貸借対照表の株主資本は△12,471百万円、純資産も△4,201百万円となりました。その結果、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

2019年2月12日開催 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)
 2019年4月8日開催 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)
 2019年6月11日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)の統合及び事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)

2019年9月頃予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の統合
 今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案(事業の再構築のための方策)の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額(取締役50%減～執行役員20%減)を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性がありますことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの………決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- (a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象…外貨建資産・負債
- (b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション
ヘッジ対象…借入金利
- (c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利

(3) ヘッジ方針

当社は、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。
- (3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則」の一部を改正する省令（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」370百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」1,166百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根拠当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 76,830百万円
3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 778百万円

4. 保証債務残高 37,062百万円
(債務保証 36,464百万円)
(一括支払信託併存的債務引受額 597百万円)

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 関係会社に対する金銭債権 14,970百万円
(関係会社に対する短期金銭債権 14,437百万円)
(関係会社に対する長期金銭債権 532百万円)
7. 関係会社に対する金銭債務 8,318百万円
(関係会社に対する短期金銭債務 8,305百万円)
(関係会社に対する長期金銭債務 13百万円)

8. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	11,280百万円
	材料支給高	34,089百万円
	製品仕入高等	70,055百万円
営業取引以外の取引高		5,355百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,751	0	30	2,722
合計	2,751	0	30	2,722

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	404百万円
賞与引当金	167百万円
貸倒引当金	1,266百万円
投資有価証券評価損	3百万円
関係会社株式評価損	2,890百万円
繰越欠損金	17,592百万円
固定資産減損損失	595百万円
未払事業税	19百万円
その他	1,474百万円
繰延税金資産小計	24,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,592百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,077百万円
評価性引当額小計	△23,669百万円
繰延税金資産合計	741百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
前払年金費用	1,006百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,853百万円
差引：繰延税金資産の純額	△1,112百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスクブレーキパッド等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	6,525 14,254	未収入金 買掛金	1,185 1,372
	曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員兼任	キャッシュ・ マネジメント・ システムによる 資金の貸付 利息の受取 (注) 2	1,993 29	関係会社 短期貸付金	1,411
	曙ブレーキ岩城製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員兼任	材料支給高 (注) 1	19,130 30,280	未収入金 買掛金	3,225 2,637
	Akebono Brake Corporation	米国 ミシガン州	128百万 米ドル	自動車部品の開発・製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 役員兼任	固定資産の 買戻 (注) 3	1,481	未収入金	146
	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコ グアナフアト州	711百万 メキシコ ペソ	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造・販売	(所有) 直接 90.26 間接 9.74	債務保証 役員兼任	受取利息 (注) 6	17	関係会社 短期貸付金	3,330
	Akebono Europe S.A.S.	フランス ゴニス市	24百万 ユーロ	ディスクブレーキパッドの開発・製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	増資の引受 役員兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4	30,527 85	未収入金	107
	Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキア トレンチーン市	52百万 ユーロ	ディスクブレーキの製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 役員兼任	受取保証料 (注) 4	5	未収入金	6
	A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	タイ ラチャブリ県	607百万 タイ バーツ	ブレーキ用鉄部の製造・販売	(所有) 直接 74.90 間接 —	債務保証 役員兼任	生産設備の 販売 (注) 1	657	未収入金	1,510
	広州曙光制动器有限公司	中国 広東省	62百万 元	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造・販売	(所有) 直接 70.00 間接 —	増資の引受 役員兼任	増資の引受 (注) 5	1,471	—	—
							受取利息 (注) 6	31	関係会社 短期貸付金	2,142
						債務保証 役員兼任	1,644 4	未収入金	1	
						債務保証 役員兼任	1,326	—	—	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高、製品仕入高及び生産設備の販売価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 固定資産の賃貸については、毎期交渉の上、賃貸料を決定しております。
4. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
5. Akebono Europe S.A.S.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。
6. 資金の貸付は、当社が提示した条件（利率等）をもとに、交渉の上決定しております。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し4,218百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,914百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	△32円60銭
2. 1株当たり当期純利益	△193円38銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	△25,769百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	△25,769百万円
普通株式の期中平均株式数	133,254千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2021年1月29日

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング
代表取締役社長 戸塚 禎雄 印

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、曙ブレーキ工業株式会社を吸収合併存続会社とし、当社、株式会社曙ブレーキ中央技術研究所及び株式会社ネオストリートを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことを決定いたしました。

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020年12月17日付で当社と曙ブレーキ工業株式会社が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

曙ブレーキ工業株式会社は当社の発行済株式の全てを所有するため、本合併による対価の交付は行わないことといたしました。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

曙ブレーキ工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。
なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日時点における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本合併後の存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙1)

合併契約書

合併契約書



曙ブレーキ工業株式会社（以下「甲」という。）、株式会社曙ブレーキ中央技術研究所（以下「乙」という。）、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング（以下「丙」という。）及び株式会社ネオストリート（以下「丁」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、次のとおり合併することとし（以下、各合併を総称して「本件合併」という。）、それぞれの合併の効力は他に影響しない。

- （1）甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
- （2）甲及び丙は合併して、甲は存続し、丙は解散する。
- （3）甲及び丁は合併して、甲は存続し、丁は解散する。

2. 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号：曙ブレーキ工業株式会社

住所：東京都中央区日本橋小網町19番5号

（乙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社曙ブレーキ中央技術研究所

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

（丙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社曙アドバンスドエンジニアリング

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

（丁）吸収合併消滅会社

商号：株式会社ネオストリート

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

第2条（効力発生日）

本件合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、各契約当事者間で協議の上、それぞれの期日を変更することができる。

第3条（本件合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙、丙及び丁の発行済株式全てを所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件合併に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

2. 乙、丙及び丁は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

第6条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、各吸収合併消滅会社の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、吸収合併存続会社と各吸収合併消滅会社との間で協議の上、これを決定する。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、各吸収合併消滅会社の一切の資産、負債その他権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

各契約当事者は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって、それぞれの事業を執行するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または各合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、各契約当事者間で誠実に協議の上、これを決定する。

以上を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙、丙及び丁は原本の写しを保有する。

2020年12月17日

甲 東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役社長 宮地 康弘



乙 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
代表取締役社長 泉原 敏孝



丙 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング
代表取締役社長 戸塚 禎雄

丁 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社ネオストリート
代表取締役社長 佐久間 孝義



(別紙2)

曙ブレーキ工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結注記表

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

個別注記表

監査報告 (3葉)

第119回定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年7月30日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

埼玉県羽生市東五丁目4番71号
曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
カンファレンスホール

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

“さりげない安心と感動する制動を”
曙ブレーキ工業株式会社
(証券コード 7238)



「新型コロナウイルス感染防止への対応について」を末尾に記載しております。ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。

曙の理念

私達は、
「摩擦と振動、その制御と解析」により、
ひとつひとつのいのちを
守り、育み、支え続けて行きます。

1999年制定

CONTENTS

株主の皆様へ.....	2	連結株主資本等変動計算書.....	33
トピックス.....	3	貸借対照表.....	35
第119回定時株主総会招集ご通知.....	5	損益計算書.....	36
議決権行使のお願い.....	6	株主資本等変動計算書.....	37
株主総会参考書類.....	8	連結計算書類に係る会計監理人の監査報告.....	38
事業報告.....	12	計算書類に係る会計監理人の監査報告.....	40
連結貸借対照表.....	31	監査役会の監査報告.....	42
連結損益計算書.....	32	株式事務のご案内.....	44

表紙の写真
左上：東京モーターショー2019 当社ブース
右上：健康経営優良法人2020（ホワイト500）
左下：日野自動車株式会社「品質管理優良賞」賞状
右下：商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、2020年3月期決算発表を当初の予定から延期して開示いたしました。また、2020年6月に予定しておりました第119回定時株主総会を延期することとなりました。株主の皆様にはご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、2019年10月に発足した新経営体制の下、事業再生に向けた構造改革を推し進めております。事業再生ADR手続の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のため、全ての地域・拠点・事業部門において、聖域なき構造改革の実行による黒字化の実現を目指しております。

北米事業においては、2020年度中に米国2工場の生産を終了し閉鎖することを決定しました。日本国内事業においては、人員適正化によりスリムで強靱な組織体制への転換を図ることを目的に、同年の2月から3月にかけて、本社間接系社員の早期退職措置を実施しました。今後は、国内生産拠点の縮小を事業再生計画に沿って鋭意進めてまいります。欧州事業においても、事業及び拠点再編を含む構造改革を計画しており、提携又は売却をすべく準備を進めております。

当社は90年以上の歴史があり、一貫してブレーキ製品の開発・製造・販売に取り組んできた会社です。モノづくりの歴史の中で、着実に培ってきた技術があります。この技術を活かして、さらに新たな技術を取り入れ、世界中に「安全と安心」を提供し続けていく所存でございます。

新型コロナウイルス感染症が当社事業に及ぼす影響については先行き不透明であり、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、この困難を乗り越え、当社グループがさらなる成長を果たすため、最終目標を2024年6月に据えた事業再生計画を達成すべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2020年7月

代表取締役社長 CEO

宮地 康弘



トピックス

臨時株主総会を開催



2019年9月27日、東京都文京区の会場で臨時株主総会を開催しました。9月18日には、全てのお取引金融機関の同意を得て事業再生ADR手続が成立しており、臨時株主総会では、ジャパン・インダストリアル ソリューションズ株式会社投資事業有価証券組合からの出資を受けるために必要となる、定款一部変更、第三者割当による人権種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに、取締役選任に係る各議案をご審議いただきました。当日は184名の株主様にご出席いただき、4議案は全て原案通り承認決議されました。

メーカー各社車種に製品採用



2019年11月に発売されたトヨタ自動車株式会社の新型「ライズ」とダイハツ工業株式会社の新型「ロッキー」に当社製フロントディスクブレーキキャリパー及びブレーキパッド、リアドラムブレーキ及びブレーキライニングが採用されました。また、その後も当社製は、その性能等が評価され、トヨタ自動車株式会社の新型「グラシア」、本田技研工業株式会社の新型「フィット」、三菱自動車株式会社の新型「ekクロスベース」、ekスペース、日産自動車株式会社の新型「ルークス」に採用されました。これらの車種は市場で大衆好評を博しています。

事業再生計画に沿った構造改革を推進



当社は事業再生ADR手続の中でお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための構造改革に鋭意取り組んでいます。その中で、北米事業の最適生産体制を確立するために、米国テネシー州の工場及びサウスカロライナ州の工場の生産終了・閉鎖を2019年12月に発表しました。また、国内では人員適正化によりスリムで強靱な組織体制への転換を図ることを目的に、本社間接系従業員を対象とした早期退職措置を実施し、応募人数は154名、本措置の期間中の自己都合退職者32名と合わせ、概ね計画を達成しました。

商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」を新発売



2019年12月、商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」を新たに発売しました。このシリーズは「荷物を満載にした状態でも、より安心して止まれるブレーキ」をコンセプトとし、既存のスタンダード製品に比べ、より効力を向上させ、市街地から高速道路まであらゆる走行状況で安定した制動力を発揮する製品として開発しました。番付車両や送迎用車両等の総重量が増える用途に使われる車両にも適したブレーキパッドです。今後もアフターマーケットの市場ニーズに応えた当社独自の製品を開発し、積極的に提供していきます。

東京モーターショー2019に出展



2019年10月25日から11月4日に東京有明の東京ビッグサイト等で開催された「第46回東京モーターショー2019」にブースを出展しました。自動車の電動化へ対応し地球環境保全に配慮した新タイプの「新構造ブレーキキャリパー」や、これにモーター・ギヤユニットを組み込んだ「新構造電動パーキングブレーキキャリパー」等の各種電動ブレーキを展示し、多くの来場者から注目を集めました。また、新聞、自動車雑誌、自動車関連ウェブサイト等多くのメディアからの取材も受け、当社の技術力の高さが紹介されました。

国内自動車メーカーより各種賞を受賞



2019年9月には、三菱ふそうトラック・バス株式会社の電気小型トラック「eCanter」用に当社が開発・供給する電動パーキングブレーキが、同社の「イノベーション賞」を受賞しました。この製品は同社が初めて量産採用を決めた電動ブレーキで、当社製品の性能・品質が高く評価されました。また、2020年3月、日野自動車株式会社への2019年度の納入品質目標を達成し「品質管理優良賞」を受賞しました。これは製造拠点及び関係部署が一丸となって、品質改善の活動が実った結果です。2020年度も「品質改善賞」を掲げ、社員一丸となって取り組みを継続していきます。

健康経営優良法人2020（ホワイト500）に3年連続で認定



2020年3月、当社と国内のグループ会社は、経済産業省と日本健康会議が共同で推進する「健康経営優良法人2020（大規模法人部門（ホワイト500）」の認定を受けました。この制度は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を表彰する制度で、健康経営に取り組む良質な法人を「見える化」することで、従業員の健康経営を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。本認定制度は2017年度より開始され、当社は今年で3年連続の認定となりました。

海外グループ会社が各種賞を受賞



2019年11月、米国のグループ会社であるAkebono Brake Corporationは、ネバダ州ラスベガスで開催された「AAPEX（自動車アフターマーケット製品博）」で、セラミックディスクブレーキパッドの高性能・高品質が評価され、4度目となる「最優秀輸入アフターマーケット製品賞」を受賞しました。また、2019年12月には、インドネシアのグループ会社PT. Akebono Brake Astra Indonesiaはヤマハ発動機株式会社のインドネシアの子会社であるPT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturingより、生産性改善が高く評価され「ヤマハTVP（Theoretical Value Production：理論生産）カイゼンアクティビティ賞」、「コストイノベーション賞」を受賞しました。

株主各位

証券コード 7238

2020年7月14日

東京都中央区日本橋小橋町19番5号

曙ブレーキ工業株式会社

代表取締役社長 CEO 宮地 康弘

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社では新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催を延期しておりましたが、第119回定時株主総会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、6ページの「議決権行使のお願い」に従って、2020年7月29日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2020年7月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） 開催日が前回定時株主総会の日（2019年6月27日）に相当する日と離れておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、召集日を変更したためであります。
場 所	埼玉県羽生市東五丁目4番71号 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール 当社は株主総会を東京都内の会場にて開催してまいりましたが、会場の安定的な利用等を重視し当社施設での開催としております。 ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
目的事項	報告事項 1. 第124期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第124期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

●当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、「事業報告」の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社支配に関する基本方針」、「連結計算書類」の「連結注記表」、「計算書類」の「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。なお、当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社代表電話046-560-1500増にお申し出ください。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使費用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
 ・紙質高品質のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日

2020年7月30日(木)
午前10時

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、委任した株主様の署名又は記名原印のある委任状とともに、議決権行使費用紙又は本人確認が可能な写真（印鑑証明書、運転免許証等のコピー）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットにより議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使費用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使受付

2020年7月29日(水)
午後5時40分
到着分まで



インターネットによる議決権の行使 **WEB投票**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.muig.jp/>) にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

行使受付

2020年7月29日(水)
午後5時40分
まで受付

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.muig.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使費用紙裏面（右側）に記載されたログイン用QRコードを読み取りいただくことで、ログインいただけます。
 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
 2回目以降のログインの際は…下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2020年7月29日（水曜日））の午後5時40分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二度に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ銀行総行 証券代行部
 ☎0120-173-027（通話料無料）
 受付時間：午前9時から午後9時まで

<議決権電子行使プラットフォームの利用について>

株式会社に「**機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム**」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

※本総会参考書類は3次元印刷を可能とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、これをその他利益剰余金に振り替えることのご承認をお願いするものであります。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 減少する剰余金の項目とその額 | |
| その他資本剰余金 | 17,160,094,093円 |
| ② 増加する剰余金の項目とその額 | |
| その他利益剰余金 | 17,160,094,093円 |

2. 配当に関する事項

A種種類株式の配当につきましては、定款の定めに従いまして以下のとおりといたしたいと存じます。また、普通株式の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますと存じます。

- | | |
|------------------------|---|
| ① 配当財産の種類 | 金銭 |
| ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社A種種類株式1株につき金20,111.50円 総額402,230,000円 |
| ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日 | 2020年7月31日 |

なお、配当原資につきましては、資本剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役岡崎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

三代 洋若 (1952年4月14日生)

新任 社外役員候補者 独立役員候補者



■所有する当社の株式数
普通株式 0株

経歴

1975年10月	三菱商事株式会社入社	2006年6月	同社 執行役員、パワーコントロールカンパニー計画部長
1985年3月	Mitsubishi Corporation (Americas) (ニューヨーク本社) マネージャー	2008年6月	同社 取締役、企画本部副部長
2001年2月	オークワリー・ジャパン合同会社 マネージングディレクター	2009年6月	同社 取締役、企画本部長
2003年8月	日人製機株式会社 (現ナプテスコ株式会社) 入社	2015年6月	同社 代表取締役副社長、住環境カンパニー社長
	技術本部長付理事	2017年6月	センクシア株式会社 社外監査役
		2018年10月	同社 社外取締役

重要な兼職の状況
なし

社外取締役候補者とした理由

三代洋若氏は、ナプテスコ株式会社の企画本部長、住環境カンパニー(自動車事業)社長、代表取締役副社長を歴任され、産業機械を中心とした事業・企業戦略を牽引し企業経営に関わる豊富な経験と高い見識を有しております。またグローバル事業、M&A及び事業再生の経験も有しております。当社の再生及び成長に向け、豊富な経験及び知識に基づく広範な視点と独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三代洋若氏は、当社のA種種類株式を保有していません。
3. 三代洋若氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏の選任をご承認いただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取引所に届出を行う予定であります。
4. 三代洋若氏の選任をご承認いただいた場合には、当社との間で買戻し契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かわもと げいめい
河本 茂行 (1967年6月24日生)

社外役員候補者 独立役員候補者



■所有する当社の株式数
普通株式 0株

略歴

1998年4月	東京弁護士会登録	2015年10月	Fringe81株式会社 社外監査役 (現職)
2009年10月	株式会社企業再生支援機構 (現株式会社地域経済活性化支援機構)	2019年6月	株式会社たけびし 社外取締役 常務取締役 (監査等委員) (現職)
2013年1月	京都弁護士会登録・局丸法律事務所 パートナー弁護士 (現職)		

重要な兼職の状況

局丸法律事務所 パートナー弁護士
Fringe81株式会社 社外監査役
株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員)

補欠社外監査役候補者とした理由

河本茂行氏は、株式会社企業再生支援機構等において多数の企業再生に際し、弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、経営に関しても幅広い知見を有しております。当社の再生において独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、補欠社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 河本茂行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 河本茂行氏は、当社のA種優先株式を保有していません。
3. 河本茂行氏は、当社との間で業務委託契約を締結しており、当社グループの法的分野に関する専門的な助言を行っております。
4. 当社は、河本茂行氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 河本茂行氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で買戻限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概略は以下のとおりであります。
社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

以上

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

曙ブレーキ工業株式会社 (以下、当社という。)の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者 (注1) である者
2. 当社の主要株主 (注2)
3. 当社グループを主要な取引先とする者 (注3)、又はその者が会社である場合はその業務執行者 (注1)
4. 当社グループの主要な取引先である者 (注4)、又はその者が会社である場合はその業務執行者 (注1)
5. 当社グループの会計監査人である公認会計士 (若しくは税理士) 又は監査法人 (若しくは税理士法人) の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 (注5) を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
7. 当社グループから多額の寄付 (注6) を受けている者又はその業務執行者 (注1)
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者 (注7) の近親者 (注8)
9. 過去3年間に於いて、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1. ～9. に該当する者であっても、当該人物の人格、歳見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

- (注1) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員 (当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の役所人 (従業員等) をいう。
(注2) 主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。
(注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
(注4) 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当該グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
(注5) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。
(注6) 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
(注7) 重要な者とは、上記2. 3. 4. 7. の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5. 6. の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士をいう。
(注8) 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

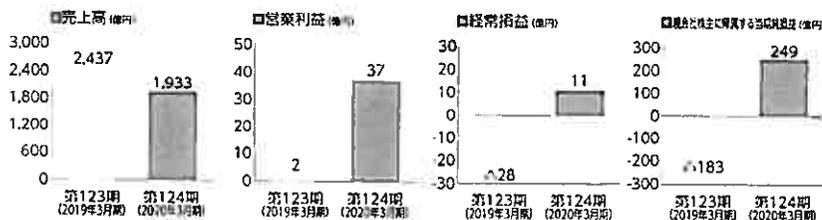
(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(注)における当社グループの業績は、北米の主要な完成車メーカーにおいて当社製品採用車のモデルチェンジにともない受注を減したことにより、北米の売上高は前期に比べ約3割減と大幅に減少いたしました。これに加え、日本及び中国における主要な完成車メーカーからの受注が減少したこと、また、当社製品採用車の生産打ち切り等の影響もあり、売上高は1,933.2億円と対前期比503.5億円(△20.7%)の減収となりました。利益面では、北米及び中国での受注減少による影響があったものの、日本での固定費削減、北米での人員適正化・経費削減の効果が大きく寄与し、営業利益は37.1億円(前期は営業利益2.2億円)、経常利益は11.2億円(前期は経常損失28.1億円)となりました。特別利益については、日本構本店ビルの売却等による固定資産売却益58.6億円や、お取引金融機関からの債務免除益560.0億円等の特別利益を計上した一方で、リコール関連損失78.0億円を計上したことに加え、固定資産の減損損失250.5億円や事業構造改善費用30.8億円等の特別損失を計上いたしました。これにより親会社株主に帰属する当期純利益は248.6億円(前期は182.6億円の損失)となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大による当事業年度の業績への影響につきましては、北米・アジアは事業年度が2019年1月～12月であり、業績への影響は出ておりません。日本・欧州は事業年度が2019年4月～2020年3月ですが、売上高への減少影響は軽微です。



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(1) 北米

主要なお客様である完成車メーカーの主力車種の販売不振や補修品事業でのスペアパーツ等の売上減少により、売上高は721.1億円と対前期比50.7億円(△6.6%)の減収となりました。利益面では、受注減少による影響はありましたが、事業再生に向けた施策として、労務費や経費削減による収益改善努力に加え、開発テーマ絞り込みによる効率化により固定費を削減したことや、年度後半からの原材料市況価格の下落、生産性向上、材料スクラップ率改善といった生産や調達の合理化効果があり、営業利益は27.3億円(前期は営業損失6.3億円)となりました。

(2) 北米

完成車メーカーの新車販売不振に加え、主要車種の新規モデルへの切り換えにともない受注を減したことが大きく影響し、売上高は783.2億円と対前期比412.4億円(△34.5%)の大幅な減収となりました。利益面では、大幅な受注の減少による影響はあったものの、原材料市況価格の下落による影響、前期に行った固定資産の減損損失計上による減価償却費の負担減少や、人員の適正化及び生産性改善による効果が出ており、34.8億円の営業損失(前期は営業損失40.4億円)に留まりました。

(3) 欧州

高性能版版車用品の受注増加があったものの、摩擦材ビジネスやグローバルプラットフォーム(全世界での車台共通化)車用品の受注が減少し、売上高は142.2億円と対前期比16.3億円(△10.3%)の減収となりました。利益面では、受注減の影響があったものの、スロバキア工場における生産性改善と品質の向上によるスクラップ費用の大幅削減や、基幹部品を欧州現地調達に切り替える等材料費の購入価格低減に取り組んだ結果、営業利益は1.3億円(前期は営業損失7.2億円)となりました。

(4) 中国

中国においては、米中貿易摩擦・新エネルギー車補助金減額等により、国内販売台数・生産台数とも減少しました。当社においては、主要なお客様からの受注が減少したこと及び海外輸出向け製品の生産が減少したことにより、売上高は161.5億円と対前期比56.7億円(△26.0%)の大幅な減収となりました。利益面では、生産性向上等の合理化活動や経費削減による効果が出ているものの、大幅な受注の減少や、利益率の高い製品の受注減少による構成変化の影響が大きく、営業利益は10.8億円と対前期比12.2億円(△53.0%)の減益となりました。

(5) タイ

鉄物製品の生産移管により海外向けの売上増加があったものの、一部製品でモデルチェンジを控えて調整が行われた影響もあり、売上高は74.6億円と対前期比4.3億円(△5.5%)の減収となりました。利益面では、生産性改善による合理化効果や減価償却費の負担減少等がありましたが、受注の減少や労務費の増加といった減益要因もあり、営業利益は5.8億円と対前期比0.2億円(+3.4%)の増益となりました。

(6) インドネシア

欧州向けグローバルプラットフォーム車用品の受注減少がありましたが、自動二輪車用新規製品の受注増や、前期に立ち上がったMPV(多目的乗用車)用製品の受注好調により、売上高は204.8億円と対前期比1.2億円(+0.6%)の増収となりました。利益面では、生産性改善や購入部品の内装化・現地調達への切り替え等の合理化効果があったものの、賃金率が上がったことによる労務費の増加、IoT導入費用等の経費増があり、営業利益は24.2億円と対前期比0.1億円(+0.2%)の増益となりました。

(注) 当事業年度とは

(1) 北米・中国・タイ・インドネシア：2019年1月～2019年12月

(2) 日本・欧州：2019年4月～2020年3月 となります

<セグメント別（地域別）業績>

(単位：億円)

	2019年				2020年			
	前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	772	721	△51	△6.6%	△6	27	34	-%
北米	1,196	783	△412	△34.5%	△40	△35	6	-%
欧州	158	142	△16	△10.3%	△7	1	9	-%
中国	218	162	△57	△26.0%	23	11	△12	△53.0%
タイ	79	75	△4	△5.5%	6	6	0	3.4%
インドネシア	204	205	1	0.6%	24	24	0	0.2%
連結消去	△190	△154	36	-%	3	3	△1	△25.1%
連結	2,437	1,933	△504	△20.7%	2	37	35	-%

<特別損益の主な内訳>

(単位：億円)

	日本	中国	その他	合計
特別利益				
固定資産売却益	58	0	0	59
債務免除益	431	118	11	560
特別損失				
減損損失	239	10	1	250
リコール関連損失	78	-	-	78
事業構造改善費用	21	10	-	31

(2) 対処すべき課題

①事業再生計画の状況と今後の取り組み

当社は、2019年9月18日付「[事業再生計画]の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでおり、全ての拠点・事業部門において、型域なき構造改革を実行し、黒字化の実現を目指しております。各地域での構造改革の状況は以下のとおりとなります。

(日本)

日本においては、生産性改善、合理化及び経費削減等のコスト削減、工場の縮小・閉鎖及び低採算製品・不採算取引の改善、並びに設備投資、開発費、親子ローン等の支出項目について、厳格な承認プロセスの再構築を進めております。

計画しておりましたとおり、本社間接系従業員の早期退職措置を実施し、応募人数は154名、当期間中の自己都合退職者32名を含めると、事業再生計画における人員削減計画は概ね達成いたしました。また、当社の日本橋本店の売却代金を原資とする21億33百万円の元本返済を3月末に実行いたしました。

国内生産拠点においては、山陽製造の段階的な縮小・閉鎖及び福島製造の縮小を当初計画しておりましたが、国内4工場の縮小に計画を変更し、調達した資金の資金使途及び支出予定時期を変更しております(2020年3月26日付「日本における事業構造改革施策の変更並びに第三者割当によるA種種類株式発行に関する資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」にて公表)。今後は、変更後の計画に沿った国内4工場の縮小を進めてまいります。

(北米)

北米においては、工場の閉鎖及び売却、資金管理面での承認プロセスの遵守並びにその他コスト改善を進めております。売上減少に合わせた、米国テネシー州及びサウスカロライナ州の生産2拠点の閉鎖を決定し、これに合わせた生産終了の円滑化や早期転注交渉を進めております。閉鎖時期は、テネシー州の工場は2020年8月、サウスカロライナ州の工場は2020年9月を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、資産売却等の手続きに時間を要し、2ヶ月程度の遅れとなっておりますが、影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

(欧州)

欧州においては、事業及び拠点再編を含む構造改革を計画しており、フランスのアラス工場及びスロバキア工場について、当社に損失が生じない形での提携又は売却を実施いたします。これが実現できない場合は、新規受注及び新規設備投資・開発を停止させ、既存製品の生産終了まで生産を継続し、閉鎖してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響により、提携先又は売却先との交渉が一時中断したものの、現在は交渉を再開しております。

②新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大にともない、当社グループでは、全ての地域において生産拠点の一時的な稼働停止等の影響が生じております。

国内では、政府の緊急事態宣言発令を受け、本社間接系従業員を対象に休業日や有給休暇奨励日を設定、勤務形態を原則テレワーク（在宅勤務）とする等の対策を行い、出勤者数削減に努めてまいりました。政府による緊急事態宣言全面解除後も、休業日の設定や、出勤時の感染防止対策徹底を引き続き行うとともに、今後も時差出勤やテレワーク（在宅勤務）を奨励し、新しい働き方の定着に取り組んでまいります。国内生産拠点では、完成車メーカーの稼働状況に応じて稼働停止日を設ける等の対応を引き続き行ってまいります。

海外の拠点では、各国の政府及び地方自治体の指示・指導に基づき、オフィスの閉鎖や間接系従業員のテレワーク（在宅勤務）の実施、生産拠点の稼働停止等の対応を行ってまいりました。今後は完成車メーカーの稼働状況に応じて、製品供給に支障が生じないよう稼働してまいります。

なお、資金繰りの状況につきましては、事業再生ADR手続が成立し、2019年9月30日にジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合から出資を受けたこともあり、直近の資金繰りに支障は生じておりません。また、上記のとおり、北米及び欧州において事業再生計画における構造改革の実行に一部遅延が発生しておりますが、現段階で構造改革の内容に変更はなく、資金使途にも変更はありません。

今後も影響を最小限に抑えるため動向を注視しながら、事業再生計画の達成に向けて構造改革を進めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で97.5億円となりました。その内訳は、日本48.1億円・北米21.9億円・欧州1.4億円・中国3.4億円・タイ5.4億円・インドネシア17.3億円であります。それぞれの主な投資内容は、日本では岩槻工場での新規立上げ投資、福島工場と山形工場でのインフラ投資、海外鉄道向け製品の開発投資、北米での新規立上げ投資、中国では中国資本の会社向けの新規立上げ投資、タイは紡物工場の生産能力増強投資、インドネシアでは工場移転のための用地取得であります。

(4) 資金調達状況

当事業年度における主な資金調達は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、第三者割当の方法によるA種種類株式発行により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合から、200億円の出資を受けました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

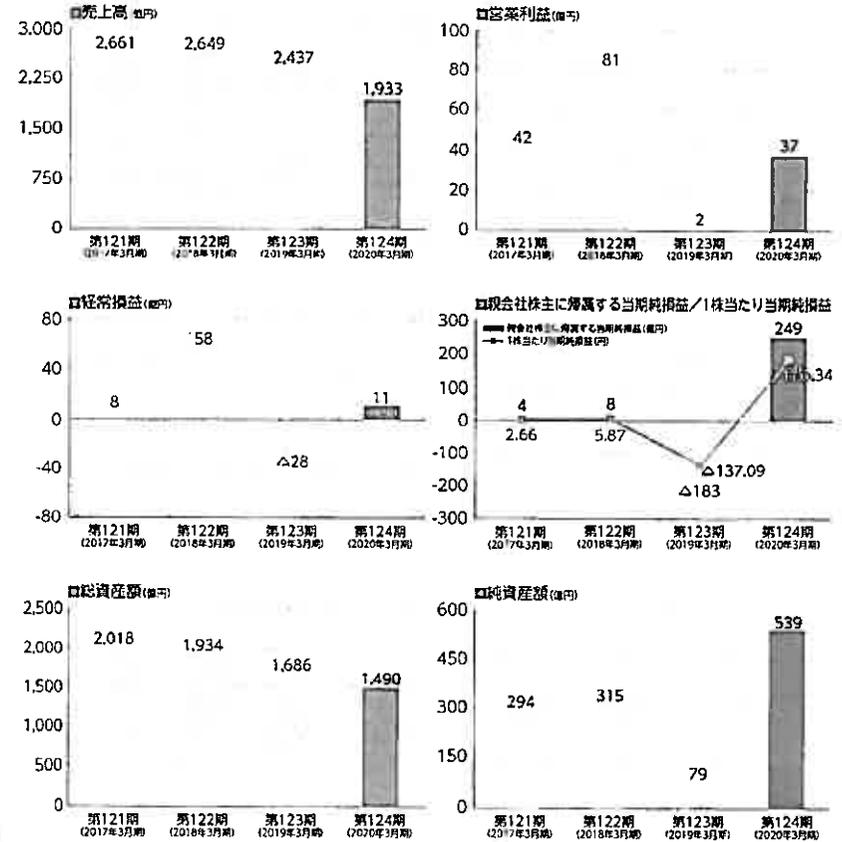
区 分	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	266,099	264,921	243,668	193,317
営業利益 (百万円)	4,223	8,143	215	3,707
経常損益 (百万円)	761	5,796	△2,808	1,121
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	354	782	△18,264	24,855
1株当たり当期純損益 (円)	2.66	5.87	△137.09	186.34
総資産額 (百万円)	201,790	193,431	168,583	148,959
純資産額 (百万円)	29,380	31,492	7,880	53,874

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	80,454	80,911	76,639	71,613
営業損益 (百万円)	1,668	1,806	△1,298	2,079
経常損益 (百万円)	6,253	4,297	△366	2,633
当期純損益 (百万円)	9,262	230	△25,769	10,606
1株当たり当期純損益 (円)	69.55	1.73	△193.38	79.50
総資産額 (百万円)	140,156	131,399	104,798	91,611
純資産額 (百万円)	24,537	25,576	△4,201	26,892

(注) 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等を第123期(2019年3月期)の期首から適用しており、第122期(2018年3月期)に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

連結数値の推移



(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本額	出資比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100百万円	100.0%	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20百万円	100.0%	ドラムブレーキファイニング、ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20百万円	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94百万円	100.0%	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100百万円	100.0%	将来技術及び基礎技術の研究開発
株式会社アロックス	35百万円	100.0%	運送、梱包業務
あけぼの123株式会社	13百万円	100.0%	清掃関連業務、梱包業務等
株式会社曙アドバンスエンジニアリング	30百万円	100.0%	高性能ブレーキシステムの研究開発
株式会社アケボノキッズケア	10百万円	100.0%	保育所の経営・管理
Akebono Brake Corporation	128百万米ドル	100.0%	ブレーキ部品の開発、製造及び販売
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	999百万メキシコペソ	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
Akebono Europe S.A.S.	24百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキパッドの製造、販売及び研究開発
Akebono Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	ブレーキ部品の販売、マーケティング及び研究開発
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	52百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキの製造及び販売
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	400百万インドネシア盾	50.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、ディスクブレーキパッド、ドラムブレーキライニング、マスターシリンダー等の製造及び販売
Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.	1,988百万ベトナムドン	50.0%	二輪車用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造及び販売
広州曙光制动器有限公司	62百万元	70.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
曙光制动器(蘇州)有限公司	74百万元	70.0%	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	610百万タイバーツ	100.0%	ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッド等の製造及び販売
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	607百万タイバーツ	74.9%	ブレーキ用鋳鉄部品の製造及び販売
Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.	10百万タイバーツ	100.0%	管理、販売促進等の支援サービス

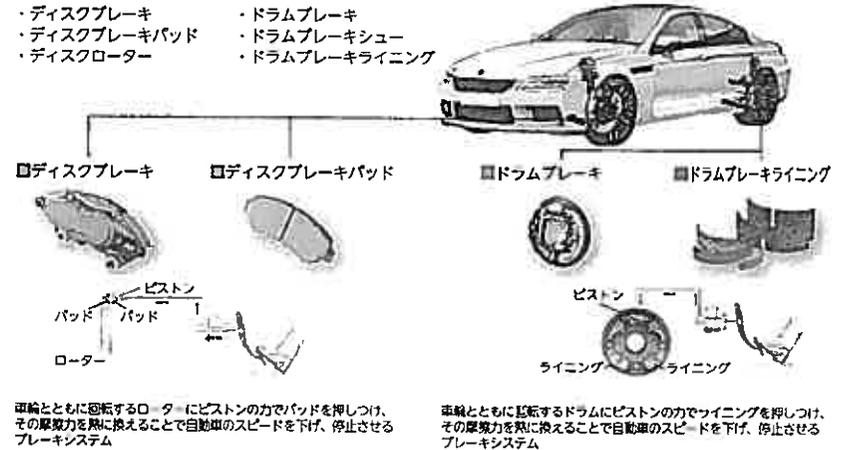
(注) 1. 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。
2. 2019年10月25日付で、Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.を設立しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

自動車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・ディスクローター
- ・ドラムブレーキ
- ・ドラムブレーキシュー
- ・ドラムブレーキライニング

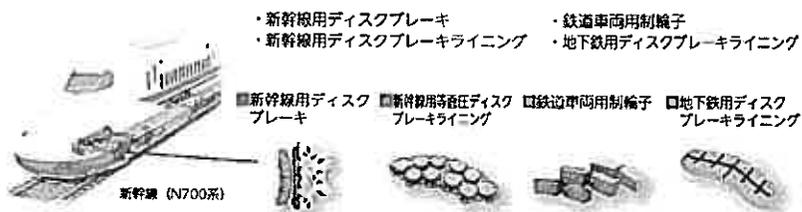


自動二輪車用製品

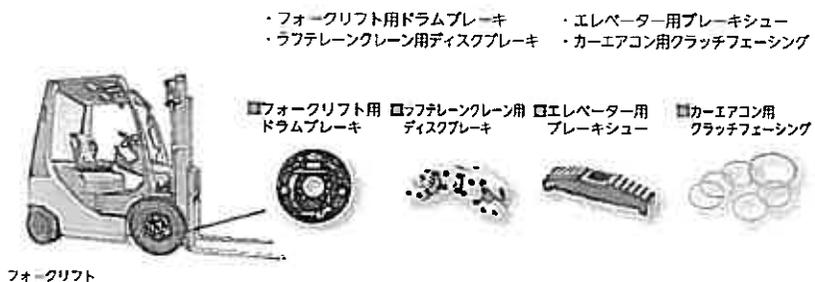
- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・マスターシリンダー



鉄道車両用製品



産業機械用製品



センサー製品



(8) 主要な事業拠点 (2020年3月31日現在)

① 国内

グローバル本社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号)
AI-City	AI-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
鍛冶所	鍛冶所 (群馬県)
営業所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、 首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、 広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
製造工場	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、 曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

② 海外

本社	本社: Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州) 工場: Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) Akebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州)
メキシコ	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
フランス	Akebono Europe S.A.S. (フランス)
ドイツ	Akebono Europe GmbH (ドイツ)
スロバキア	Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
インドネシア	PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア)
ベトナム	Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
中国	広州曙光制動器有限公司 (中国) 曙光制動器 (蘇州) 有限公司 (中国)
タイ	Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ) A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ) Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

(注) 2019年12月19日開催の取締役会において、Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) 及びAkebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州) の2工場の生産を終了・閉鎖することを決議いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
国内	2,798名	253名(減)
海外	4,854名	773名(減)
合計	7,652名	1,026名(減)

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,257名は含まれておりません。
2. 従業員数が前期末に比べ1,026名減少しておりますが、これは主として自己都合退職及び海外事業拠点の構造改革として人員の適正化を実施したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,022名	100名(減)	44.2才	19.3年

- (注) 従業員数には、出向者676名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数119名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,360
三井住友信託銀行株式会社	7,687
ドイツ銀行 東京支店	10,497

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したことから新たな北米事業の課題が生じ、前連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は182.6億円、連結貸借対照表の株主資本は△54.8億円となりました。また、第1四半期連結累計期間においても、リコール関連損失を計上したことから、親会社株主に帰属する四半期純損失は88.9億円、四半期連結貸借対照表の株主資本は△143.6億円となっており、「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでまいりました。2019年7月18日には、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合（以下、「JISファンド」といいます。）との間で出資契約書を締結し、9月18日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の総会では、JISファンドとの協議を経て策定した事業再生計画案が、全てのお取引金融機関からの同意により成立し、事業再生ADR手続が終了いたしました。

また、9月27日開催の臨時株主総会では、JISファンドから第三者割当増資による出資を受けるために必要な各債権者が承認可決されるとともに、総額560億円のお取引金融機関による債務免除の効力が発生いたしました。9月30日にはJISファンドから総額200億円のA種種類株式の払込手続が完了しております。

以上により、お取引金融機関からの金融支援をいただき、またJISファンドからの払込手続が完了し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなくなったことを踏まえ、第2四半期連結累計期間において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

ア. 発行可能株式総数 543,000,000株

イ. 発行可能種類株式総数 普通株式 543,000,000株

A種種類株式 20,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 135,992,343株

(自己株式数2,432,508株を含む。)

A種種類株式 20,000株

③ 株主数 普通株式 23,411名

A種種類株式 1名

④ 大株主の状況

株主名	持株数 (自己株式)	持株比率
トヨタ自動車株式会社	15,495千株	11.5%
いすゞ自動車株式会社	12,111	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,618	2.7
アイシン精機株式会社	3,133	2.3
曙ブレーキ工業株式会社	2,532	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,233	1.6
林 勇一郎	2,200	1.6
BNY MSA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNTS	2,040	1.5
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000	1.4
セコム株式会社	2,000	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,432千株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 上記の大株主は、A種種類株式を保有しておりません。
4. A種種類株式は優先株式であり、議決権はありません。

(2) 会社役員に関する事項

④ 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	氏名	担当及び現在の兼職の状況
代表取締役 執行役員 社長	宮地 康弘	CEO グローバル営業部門長
取締役 執行役員 副社長	栗波 孝昌	COO 開発部門長 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman
取締役	岡崎 健	東京工業大学特命教授
取締役	丹治 宏彰	
取締役	廣本 裕一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	鎌田 達也	
常勤監査役	池上 洋	
監査役	片山 智裕	片山法律会計事務所 代表
監査役	高橋 均	獨協大学法学部教授 株式会社ジャムコ 社外監査役
監査役	板垣 雄士	板垣雄士公認会計士事務所 所長 株式会社NHKテクノロジーズ 監査役 アクモス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2019年9月27日開催の臨時株主総会において、宮地康弘、栗波孝昌、丹治宏彰及び廣本裕一の4氏が新たに取締役に選任され、2019年9月30日付でそれぞれ就任いたしました。
3. 取締役岡崎健、丹治宏彰及び廣本裕一の3氏は、社外取締役であります。
4. 取締役岡崎健氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
5. 取締役廣本裕一氏が兼職しているジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合における無限責任組合員であり、同組合は当社との間でA種種類株式の発行に関して出資契約を締結しております。
6. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏は、社外監査役であります。
7. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
8. 監査役片山智裕及び板垣雄士の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役である岡崎健及び丹治宏彰の両氏並びに社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

10. 当事業年度中に辞任した取締役は、以下のとおりであります。

氏名	氏名	辞任時の担当及び 正務を担った状況	辞任日
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	徳元久隆		2019年9月30日
代表取締役 執行役員副社長	荻野好正	CFO	2019年9月30日
代表取締役 執行役員副社長	松本和夫	COO Akebono Brake Corporation Chairman Akebono Brake Mexico SA de CV Chairman	2019年9月30日

11. 当事業年度末日以降の変更

2020年6月11日開催の取締役会において、同年7月1日付で以下の変更を行うことを決議いたしました。

氏名	氏名	担当及び職務の概要
取締役 執行役員副社長	栗波幸昌	COO 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役職	報酬の総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬の総額 (百万円)			うち うち社外役員 (百万円)
			短期 (百万円)	中期 新株予約権 (百万円)	長期 (百万円)	
取締役	86	86	-	-	-	10
監査役	40	40	-	-	-	5
合計 (うち社外役員)	126 (33)	126 (33)	- (-)	- (-)	- (-)	15 (8)

(注) 1. 上記の支給人員には、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び同年9月30日に退任した取締役3名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役5名及び監査役5名であります。

2. 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額 (年額)

(1) 取締役

固定報酬	300百万円
短期業績連動報酬	120百万円 (社外取締役を除く)
中期業績連動報酬	60百万円 (社外取締役を除く)
長期業績連動報酬	120百万円 (社外取締役を除く)

(2) 監査役

固定報酬	60百万円
------	-------

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っております。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての職務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されております。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定いたします。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40% (金銭)、中期業績連動報酬を20% (新株予約権)、長期業績連動報酬を40% (新株予約権) としております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	役職	活動の状況
岡崎 健	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、豊富な技術面での専門的知識を有する学識経験者として、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
丹治 宏彰	社外取締役	2019年9月30日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会7回のすべてに出席し、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
廣本 裕一	社外取締役	2019年9月30日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会7回のすべてに出席し、金融や企業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、グローバルで多様な視点をはじめ、経営全般に関し必要な発言を行っております。
片山 智裕	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。
高橋 均	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回に出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、長年の企業実務経験と法律論の両面にわたる幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。
板道 雄士	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。

- (注) 1. 重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、27ページ「(2) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、当社定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し損害賠償を負うべき場合において、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当期 2020年3月31日現在	(比較) 前 期 2019年3月31日現在	科目	当期 2020年3月31日現在	(比較) 前 期 2019年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	80,084	70,792	流動負債	35,648	110,071
現金及び預金	32,687	18,794	支払手形及び買掛金	20,223	24,365
受取手形及び売掛金	30,922	33,037	短期借入金	316	32,593
商品及び製品	4,560	4,374	一年内返済長期借入金	300	36,040
仕掛品	1,585	1,782	リース債務	3,343	1,282
原材料及び貯蔵品	7,940	9,973	未払法人税等	751	544
未収入金	1,739	2,217	未払費用	6,266	9,276
その他	806	825	貸与引当金	1,388	1,251
貸倒引当金	△155	△211	役員関係支払手形	230	1,723
固定資産	68,875	97,791	その他	2,831	2,998
有形固定資産	56,311	85,930	固定負債	59,438	50,631
建物及び構築物	13,058	22,853	社債	2,000	2,000
機械装置及び運搬具	22,005	32,525	貸倒引当金	46,527	37,077
土地	13,928	21,038	リース債務	1,478	4,676
建設仮勘定	5,871	6,327	長期未払金	3,800	500
その他	1,448	3,188	役員退職慰労引当金	28	33
無形固定資産	2,663	1,560	退職給付に係る負債	2,459	2,342
投資その他の資産	9,900	10,301	繰延税金負債	1,396	721
投資有価証券	4,629	5,249	再評価に係る繰延税金負債	1,668	3,155
退職給付に係る資産	3,094	3,617	その他	81	127
繰延税金資産	626	534	負債合計	95,086	160,703
その他	1,553	912	純資産の部		
貸倒引当金	△2	△11	株主資本	42,060	△5,476
資産合計	148,959	168,583	資本金	19,939	19,939
			資本剰余金	19,933	-
			利益剰余金	3,813	△23,580
			自己株式	△1,625	△1,835
			その他の包括利益累計額	6,350	8,347
			その他有価証券評価差額金	1,881	1,385
			土地再評価差額金	3,911	6,741
			為替換算調整勘定	937	659
			退職給付に係る調整累計額	△379	△439
			新株予約権	13	144
			非支配株主持分	5,452	4,865
			純資産合計	53,874	7,880
			負債及び純資産合計	148,959	168,583

(注) 前期の情報はご参考(監査対象外)であります。

連結損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	当期		(比較) 前期	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
売上高	193,317		243,668	
売上原価	172,730		221,615	
売上総利益	20,587		22,053	
販売費及び一般管理費	16,880		21,938	
営業利益	3,707		215	
営業外収益	478		548	
受取利息	60		35	
受取配当金	160		321	
持分法による投資利益	9		3	
その他	249		188	
営業外費用	3,064		3,571	
支払利息	1,701		2,069	
減価償却	300		127	
製品損傷費	205		702	
その他	858		674	
経常利益又は経常損失(△)	1,121		△2,808	
特別利益	62,470		6,018	
固定資産売却益	5,856		915	
投資有価証券売却益	49		5,065	
償務免除益	56,000		-	
補助金収入	57		39	
新株予約権戻入益	10		-	
その他	500		-	
特別損失	36,248		16,278	
固定資産除売却損	293		288	
減損損失	25,049		15,123	
投資有価証券売却損	16		0	
関係会社株式売却損	6		-	
事業構造改善費用	3,080		867	
リコール関連損失	7,804		-	
税金等調整前当期純利益	27,343		△13,068	
又は税金等調整前当期純損失(△)				
法人税、住民税及び事業税	1,604		1,631	
法人税等調整額	△309		2,063	
当期純利益又は当期純損失(△)	26,048		△16,762	
非支配株主に帰属する当期純利益	1,193		1,502	
親会社株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	24,855		△18,264	

(注) 前期の情報はご参考（監査対象外）であります。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	期末				
	2020年3月31日	2019年3月31日	2019年4月1日	2018年3月31日	2018年4月1日
当期末残高	19,939	-	△23,560	△1,835	△5,476
当期変動額					
新株の発行	10,000	10,000			20,000
資本金から剰余金への振替	△10,000	10,000			-
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,855		24,855
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△72		194	122
自己株式処分差損の振替		5	△5		-
持分法の適用範囲の変動			△288	16	△272
土地再評価差額金の取崩			2,830		2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	19,933	27,392	210	47,535
当期末残高	19,939	19,933	3,813	△1,625	42,060

項目	元々の増加(減少)額					(株主資本)	(剰余金)	(負債)
	新株の発行	資本金から剰余金への振替	親会社株主に帰属する当期純利益	自己株式の取得	自己株式の処分			
当期末残高	1,385	6,741	659	△439	8,347	144	4,865	7,880
当期変動額								
新株の発行								20,000
資本金から剰余金への振替								-
親会社株主に帰属する 当期純利益								24,855
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								122
自己株式処分差損の振替								-
持分法の適用範囲の変動								△272
土地再評価差額金の取崩								2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	496	△2,830	278	60	△1,997	△131	587	△1,541
当期変動額合計	496	△2,830	278	60	△1,997	△131	587	45,994
当期末残高	1,881	3,911	937	△379	6,350	13	5,452	53,874

(ご参考：監査対象外)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

Table with 3 columns: Item, Current Period (2020年3月31日現在), and Previous Period (2019年3月31日現在). Rows include cash flow from operations, investing activities, and financing activities.

連結計算書類

計算書類 (単体)

貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

Table with 3 columns: Item, Current Period (2020年3月31日現在), and Previous Period (2019年3月31日現在). Rows include assets (流動資産, 固定資産) and liabilities/equity (負債の部, 純資産の部).

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	当期		(比較) 前期	
	日 2019年4月1日 至 2020年3月31日	日 2019年4月1日 至 2020年3月31日	日 2018年4月1日 至 2019年3月31日	日 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	71,613	76,639	76,639	76,639
売上原価	64,188	69,059	69,059	69,059
売上総利益	7,424	7,579	7,579	7,579
販売費及び一般管理費	5,345	8,877	8,877	8,877
営業利益又は営業損失(△)	2,079	△1,298	△1,298	△1,298
営業外収益	3,355	4,334	4,334	4,334
受取利息	233	95	95	95
受取配当金	157	321	321	321
お墨正益	-	13	13	13
関係会社受取配当金	843	1,609	1,609	1,609
関係会社受取地代家賃	447	523	523	523
関係会社賃貸収入	1,325	1,468	1,468	1,468
その他	348	305	305	305
営業外費用	2,801	3,402	3,402	3,402
支払利息	435	569	569	569
社債利息	9	7	7	7
減価償却	198	-	-	-
貸与資産減価償却費	1,231	1,521	1,521	1,521
役員報酬費	126	569	569	569
その他	803	736	736	736
経常利益又は経常損失(△)	2,633	△366	△366	△366
特別利益	49,477	5,066	5,066	5,066
固定資産売却益	5,801	2	2	2
投資有価証券売却益	49	5,065	5,065	5,065
償免除益	43,063	-	-	-
新株予約権戻入益	10	-	-	-
関係会社株式売却益	55	-	-	-
その他	500	-	-	-
特別損失	41,379	28,541	28,541	28,541
固定資産売却損	11	89	89	89
減損損失	20,926	-	-	-
投資有価証券売却損	16	0	0	0
関係会社株式評価損	557	19,033	19,033	19,033
関係会社出資金評価損	-	4,638	4,638	4,638
貸倒引当金繰入額	10,001	3,914	3,914	3,914
事業構造改善費用	2,064	867	867	867
リコール関連損失	7,804	-	-	-
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失(△)	10,731	△23,841	△23,841	△23,841
法人税、住民税及び事業税	334	273	273	273
法人税等調整額	△208	1,655	1,655	1,655
当期純利益又は当期純損失(△)	10,606	△25,769	△25,769	△25,769

(注) 前期の情報はご参考(監査対象外)であります。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

項目	株主資本等						
	資本金 100,000	資本剰余金 100,000	利益剰余金 100,000	繰上利益剰余金 100,000	繰上利益剰余金 100,000	繰上利益剰余金 100,000	繰上利益剰余金 100,000
当期首残高	19,939	-	-	-	△30,591	△30,591	△1,819
当期変動額							△12,471
新株の発行	10,000	10,000		10,000			20,000
資本金から剰余金への振替	△10,000		10,000	10,000			-
準備金から剰余金への振替		△10,000	10,000				-
当期純利益					10,606	10,606	10,606
自己株式の取得							△0
自己株式の処分			△72	△72			194
自己株式処分差損の振替			5	5	△5	△5	-
土地再評価差額金の取崩					2,830	2,830	2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	19,933	19,933	13,431	13,431	194
当期末残高	19,939	-	19,933	19,933	△17,160	△17,160	△1,625

項目	株主資本等				
	資本金 100,000	資本剰余金 100,000	利益剰余金 100,000	繰上利益剰余金 100,000	繰上利益剰余金 100,000
当期首残高	1,385	6,741	8,126	144	△4,201
当期変動額					
新株の発行					20,000
資本金から剰余金への振替					-
準備金から剰余金への振替					-
当期純利益					10,606
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					122
自己株式処分差損の振替					-
土地再評価差額金の取崩					2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	497	△2,830	△2,334	△131	△2,465
当期変動額合計	497	△2,830	△2,334	△131	31,093
当期末残高	1,882	3,911	5,793	13	26,892

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 尚 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

代表取締役

法定有期責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 尚 幸 ㊟

法定有期責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴 之 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

曙ブレーキ工業株式会社 監査役会
 常勤監査役 篠田 達也 ㊟
 常勤監査役 池上 洋 ㊟
 社外監査役 片山 智裕 ㊟
 社外監査役 高橋 均 ㊟
 社外監査役 板垣 雄士 ㊟

以上

株式事務のご案内

承 継 年 度：4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主 3月31日

確定 日

中間配当金受領株主 9月30日

確定 日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：三菱UFJ銀行株式会社

〒137-8081 東京都郵便局私書箱第29号
内 0120-232-711 (通話料無料)

上場証券取引所：東京証券取引所

単 元 株 式 数：100株

証 券 コード：7238

公 告 の 方 法：電子公告により行う
 会社情報URL <https://www.akebono-brake.com/>
 (但し、事故その他のやむを得ない理由によ
 って電子公告をすることができない場合は、
 日本経済新聞に公告いたします。)

【お知らせ】

(1) 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

(2) 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ銀行が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ銀行全国各支店にてもお取り扱いいたします。

(3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するマイナンバーのお届出について】

お住まいの市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主様から、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)へマイナンバーをお届出いただく必要があります。

【株式に関するお手続きについて】

○ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取(買増)請求 ○住所・氏名等の変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定(*) 	<p>特別口座 口座管理機関</p> <p>三菱UFJ銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市白根町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 【郵送先】〒137-8081 東京都郵便局私書箱第29号 三菱UFJ銀行株式会社 証券代行部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	<p>株主名簿 管 理 人</p> <p>{手続き専用のご請求方法} ○音声自動応答電話によるご請求 0120-232-711 (通話料無料) ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/</p>

(*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比配分方式はお選びいただけません。

○ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	<p>株主名簿 管 理 人</p> <p>三菱UFJ銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市白根町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 【郵送先】〒137-8081 東京都郵便局私書箱第29号 三菱UFJ銀行株式会社 証券代行部</p>
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

◆決議ご通知について

当社は環境保全に努め、省資源化を推進しております。その一環として、定時株主総会終了後に株主の皆様へ郵送にてお届けしておりました「定時株主総会決議ご通知」を、下記、当社ウェブサイトの掲載によりご提供することとしております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

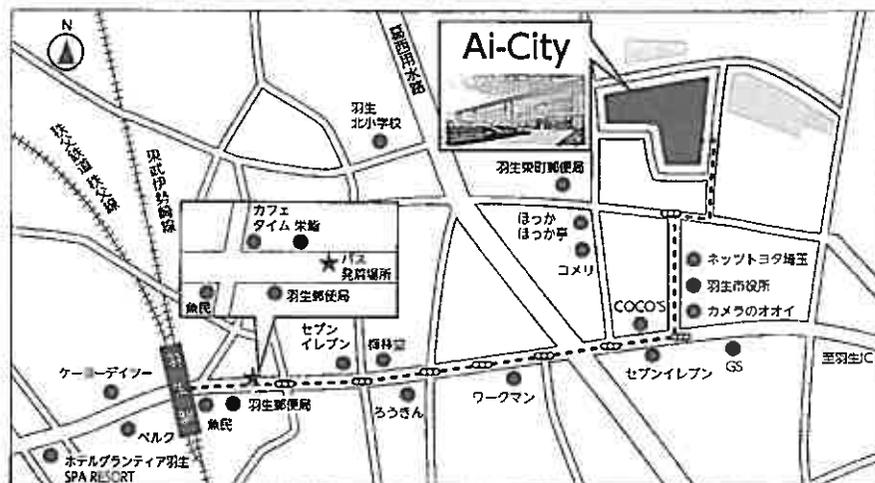
https://www.akebono-brake.com/ir/shareholder_stock/meeting.html

以上

第119回 定時株主総会 会場ご案内図


場所 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール
 

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



電車でお越しの場合：東武伊勢崎線・秩父鉄道秩父線 羽生駅(東口)より徒歩で約20分/タクシーで約5分

羽生駅(東口)から、総会会場まで送迎バスを運行いたします。詳細は付近の当社案内係へお問い合わせください。

運行時間 9:00 ~ 9:50 (約15分間隔で運行) ※総会終了後も羽生駅までの送迎バスをご利用いただけます。

(お願い) 駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- 株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご確認ください。特に高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方については、ご来場について、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権の行使は、書面又はインターネットによる事前行使の方法もございますので、是非そちらのご利用をご検討ください。詳細につきましては、6~7ページをご参照ください。

【ご来場される株主様へ】

- ご来場の方には、マスクの着用や手指のアルコール消毒等、感染防止にご協力をお願い申し上げます。
- 当社関係者も、マスク着用で対応させていただきます。
- 会場にて受付をされる前に、検温(非接触型の体温計)をさせていただきます。発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただきます。ご入場をお断りする場合がございます。
- 上記の対応により、ご入場いただくまでにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 開会后、体調不良と見受けられる方につきましては、運営スタッフがお声がけする場合がございます。退場をお願いする場合がございます。
- 会場内の座席は、前後・左右の間隔を空けて設置する予定です。このため、ご用意できる座席数(80席程度を予定)に限りがあることから、入場制限等を行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定でございます。
- 従来設けておりましたウォーターサーバーの設置は控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を大きく変更する場合は、会場や開始時刻の変更等株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>)にてお知らせいたします。

曙ブレーキ工業株式会社

<https://www.akebono-brake.com/>



角やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第118回 定時株主総会 インターネット開示情報

- ・新株予約権等に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・株式会社の支配に関する基本方針
- ・連結注記表
- ・個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

上記の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供しているものであり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

(1) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が有する新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

区分	新株予約権の名称 (前当日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除く)		
						保有者数	保有数	目的となる 株式の数
A (中期)	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	222個	22,200株	45,500円	2017年6月20日～ 2020年6月19日	1名	126個	12,600株
	第5回新株予約権 (2008年6月20日)	176個	17,600株	無償	2008年6月21日～ 2038年6月20日	2名	176個	17,600株
B (長期)	第6回新株予約権 (2010年6月21日)	506個	50,600株	無償	2010年6月22日～ 2040年6月21日	2名	506個	50,600株
	第7回新株予約権 (2011年6月20日)	981個	98,100株	無償	2011年6月21日～ 2041年6月20日	3名	981個	98,100株
	第8回新株予約権 (2012年7月5日)	172個	17,200株	33,100円	2012年7月6日～ 2042年7月5日	3名	128個	12,800株
	第9回新株予約権 (2013年6月28日)	359個	35,900株	42,900円	2013年6月29日～ 2043年6月28日	3名	138個	13,800株
	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	996個	99,600株	44,700円	2014年6月20日～ 2044年6月19日	3名	482個	48,200株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの株式の数は、当社普通株式100株であります。
 2. 新株予約権の行使時の払込金額は、1株当たり1円であります。
 3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」には、使用人等が保有する新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。
 4. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。
- ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	123百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額などが適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断を行いました。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、非監査業務として、財務調査等に係る業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査役会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
 - 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告する。
 - 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を守り、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
 - 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
 - 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。
 - 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
- 当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。
 - リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的なリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
 - 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
 - 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
 - ii. 当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
 - iii. 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。
- ⑥ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (イ) 監査役がその職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。
 - (ロ) 監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。
 - (ハ) 監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。
 - ii. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - (ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - (ハ) 取締役は、常勤監査役が取締役会のほか重要な意思決定及び業務の執行状況を把握する場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に情報提供を行う。
 - iii. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - iv. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。
 - (ロ) 当社経営陣は、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みの状況
- 当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っております。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、コンプライアンステストやヒアリング、カルテル・インサイダー取引防止を含む各種研修、グローバルでのe-learningなど、社員のコンプライアンス意識向上のための諸施策を実施しております。
- 内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取り締役に報告しております。
- ② リスク管理に関する取組みの状況
- 当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害を最小限とするためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取り締役に報告しております。
- ③ 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況
- 当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しており、また、その事前審議体として経営会議をはじめとした重要会議を開催しております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施するなど、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備して責任と権限の範囲を明確化するなど、職務執行の効率性を確保するための体制整備に適宜取り組んでおります。
- ④ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況
- 監査役は、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会など、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを迅速に検討・対応するための活動を行っております。また、当社の主要な部署の役職者及び重要な子会社の経営幹部との意見交換を適して、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。加えて、内部監査を担当する監査部、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室を設置し専任のスタッフ1名を配置しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様への判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

i. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めております。「摩擦と振動、その制御と解析」は、当社の誇る世界トップレベルのコア技術です。「制御」が「解析」の前にあるのは、解析する前に、まず、困っているお客様の問題解決に取り組む、そして、その解析も怠らないという当社の姿勢を表しています。そして、守っているのは人のいのちだけではありません。「ひとつひとつのいのち」には、人間だけでなく、草木に至るまで、地球上のあらゆる生物、ひいては地球環境そのものもいのちのひとつとみなし、それらを守り、育み続けていくために、健全な経営のもとで企業価値を創出していくことを定めています。当社は、「曙の理念」を実現することで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、当社のさらなる発展のために、モノづくり、技術、グローバル展開の3つの側面からアプローチした経営方針（経営の三本柱）として「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」と定めております。

お客様とは、当社の製品を使っていただくエンドユーザーです。実際にそれを使う人が何を求めているのか、「お客様第一」のモノづくりをしていこうとする当社の姿勢を表したものです。

「技術の再構築」は、当社のコア技術である「摩擦と振動」をさらに追究することで、当社の新しい技術を創出していくことを表しています。

そして、日米欧アジアといったグローバルベースでの知見を相互に深める体制を築いていくため、「グローバルネットワークの確立」をめざします。

これらに基づき、当社は独立系ブレーキ専業メーカーとして、世界中のお客様に安全と安心を提供し、社会において必要不可欠な存在となっております。創業以来、ブレーキパッドやブレーキライニングなどの摩擦材、ディスクブレーキやドラムブレーキなどの機構部品をグローバルで開発・製造し、供給しています。これらを通して培った技術を活かし、自動車のみならず鉄道・インフラなどの多様な分野への展開とともに、次世代技術の開発に注力することで、安全・安心な社会づくりに寄与してまいります。

当社グループは、2016年5月に前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」を発表し、製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸としたさらなる競争力の強化及び経営基盤の確立を目的として、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」、「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の3つを重点目標として掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」につなげることを目指して活動してまいりました。

「北米事業の立て直し」につきましては、現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的改革を履行し、売上重視から利益重視の経営に転換してまいりました。具体的には不採算製品の収益性改善を完成車メーカーの協力も得て実施したほか、「安全・品質・納期」の原点に戻り、生産性改善や販管費を含めた間接業務の改善などを実施することにより、2017年には黒字化を達成することができました。しかしながら、中期経営計画最終年度の2018年には、前年度からの経営体制が機能せず、原材料市況の高騰によるコストの増加、次期モデルの受注ができなかったことによる売上の減少に対応したコスト削減が計画通りに進まなかったことなどから、大幅な損失を計上する結果となりました。

「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」につきましては、グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中で、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携をさらに深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制（ビジネスユニット（BU）制）を発足させました。①Foundation BU（ブレーキ機構製品担当BU）、②Friction Material BU（摩擦材製品担当BU）、③HP BU（高性能量販車用製品担当BU）、④補修品BU、⑤インフラ&モビリティシステムBUの5つの事業部を設け、2016年以降、日本・アジアを皮切りに、2019年1月からは北米にも事業部制を展開してグローバルネットワークの確立を進めてまいりました（なお、2019年4月よりHP BUをFoundation BUに集約し4つの事業部となっております。）。

「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」につきましては、F1で培った高性能ブレーキ技術を量販製品にも活用し、製品の差別化、高付加価値化を進めてまいりました。2014年に設立したスロバキア工場においては、高性能6ポットキャリパーを生産し、2018年度には年間約100万個体制となりました。もう一つの欧州拠点であるフランスのアラス工場においては、競争力向上のために現地マネジメントの強化を図り、生産体制を整えるとともに生産性の改善に取り組んでおり、早期の黒字化の達成と次期モデルの受注確保に努めております。

これらの取り組みを通じて「健全な財務体質への回復」を目指してまいりましたが、日本・北米を中心とした原材料価格の大幅な高騰の影響、受注減少にあわせた生産体制や本社機能の適正化などの対応が遅れたこともあり、2019年3月期の連結営業利益は2億円となりました。また、北米、欧州及びタイにおいて減損損失を計上したことにより最終損益は183億円の損失となりました。

このような状況下、当社並びに当社子会社であるAkebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下「当社ら」といいます。）は、今後の再成長に向けた課題として、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年1月29日に事業再生実務家協会に対し、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）について申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書（借入金元本の返済の一時停止等の要請）を送付いたしました（2019年1月30日付の「事業再生ADR手続の正式申込および受理に関するお知らせ」にて公表しております。）。

2019年2月12日開催の事業再生計画書の概要の説明のための債権者会議においては、上記一時停止の通知書にかかる同意（追認）及び一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画書の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することについてご承認いただき、同年4月8日開催の事業再生計画書の協議のための債権者会議においては、事業再生計画書の策定状況の報告を行うとともに、同会議の総会を2019年6月11日に開催することにつきご承認いただきました。

この事業再生ADR手続のスケジュールの変更により、事業再生計画書の協議のための債権者会議の総会及び事業再生計画書の決議のための債権者会議を6月11日に同日開催することとなります。さらに、事業再生計画書決議のための債権者会議の総会を9月頃を目処に開催することを予定しております。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、全てのお取引金融機関の同意による事業再生計画書の成立を目指してまいります。

ii. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の取組みは、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善により当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策を設定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は「第118回定時株主総会招集ご通知」12ページから19ページに記載のとおりです。

連結注記表

（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失18,264百万円となり、連結貸借対照表の株主資本は△5,476百万円となりました。その結果、財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

2019年2月12日開催	事業再生計画書の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）
2019年4月8日開催	事業再生計画書の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）
2019年6月11日予定	事業再生計画書の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）の総会及び事業再生計画書の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）
2019年9月頃予定	事業再生計画書の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の総会

今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画書を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画書を成立させ、成立後の事業再生計画書を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画書（事業の再構築のための方策）の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額（取締役50%減～執行役員20%減）を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)、Akebono Brake Corporationであります。

なお、新たに(株)アケボノキッズケアを設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
大和産業㈱
- (2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社
トーフ金属㈱ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社7社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの…移動平均法による原価法
- ② デリバティブ
時価法
- ③ たな卸資産
当社及び国内連結子会社…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
在外連結子会社…主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13~15年)による定額法により扱分した額をそれぞれ発生期の連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物を替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。
また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象…外貨建資産・負債
(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション
ヘッジ対象…借入金利
(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利
- ③ ヘッジ方針
当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性の評価
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度を適用しております。
- ③ 百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」796百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの916百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」658百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は801百万円として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根拠権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

189,422百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

1,402百万円

4. 保証債務残高

19百万円

(債務保証)

19百万円

なお、債務保証19百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額46百万円の中の当社グループ負担額であります。

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、連結計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の連結計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

7. 財務制限条項

連結子会社であるAkebono Brake Corporation (以下、ABC) の短期借入金及び長期借入金(借入残高6,198百万円)

・各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
アメリカ ケンタッキー州ほか	事業用資産(注)1	建物及び機械装置等	13,628
スロバキア トレンチーン市	事業用資産(注)2	建物及び機械装置	1,002
タイ ラチャプリー県	事業用資産(注)1	建物及び機械装置	492
合計			15,123

(注) 1. 回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価額で評価しております。

2. 回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割引引いて評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	-	-	135,992
合計	135,992	-	-	135,992
自己株式				
普通株式(注)1、2	2,776	1	30	2,748
合計	2,776	1	30	2,748

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 当連結会計年度末における新株予約権(行使期間未到来のものを除く)に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 341千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	956百万円
賞与引当金	402百万円
貸倒引当金	58百万円
繰越欠損金	33,184百万円
固定資産減損損失	4,031百万円
未払事業税	25百万円
未払費用	1,143百万円
その他	3,336百万円
繰延税金資産小計	43,137百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△33,184百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,606百万円
評価性引当額小計	△39,790百万円
繰延税金資産合計	3,347百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
退職給付に係る資産	929百万円
在外子会社の固定資産	1,513百万円
その他	248百万円
繰延税金負債合計	3,534百万円
差引：繰延税金資産の純額	△187百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、借入金の一部は、外貨建て変動金利であるため、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	18,794	18,794	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,037	33,037	-
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	4,826	4,826	-
(4) 支払手形及び買掛金	(24,365)	(24,365)	-
(5) 短期借入金	(32,593)	(32,593)	-
(6) 社債	(2,000)	(1,988)	12
(7) 長期借入金（1年内含む）	(73,117)	(72,463)	654
(8) リース債務（1年内含む）	(5,959)	(5,087)	872
(9) デリバティブ取引	-	-	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) 長期借入金及び (8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金（外貨建てを含む）の一部は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記 (9) 参照）、当該デリバティブ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定し、正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 (7) 参照）。

（注）2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額423百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額

21円55銭

2. 1株当たり当期純利益

△137円09銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益

△18,264百万円

普通株主に帰属しない金額

-百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

△18,264百万円

普通株式の期中平均株式数

133,229千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当事業年度において、多額の関係会社株式評価損を計上したことから、当期純損失25,769百万円となり、貸借対照表の株主資本は△12,471百万円、純資産も△4,201百万円となりました。その結果、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

2019年2月12日開催 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)

2019年4月8日開催 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)

2019年6月11日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)の統合及び事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)

2019年9月頃予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の統合

今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案(事業の再構築のための方策)の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額(取締役50%減～執行役員20%減)を実施しております。

I 企業文化・風土改革

- ・組織・役員体制の見直し
- ・意思決定・業務プロセスの見直し

II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復

- ・余剰資産の見直し
- ・将来に向けたビジネスモデルの変革

III 健全な財務体質への改善

- ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- (a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象…外貨建資産・負債
- (b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション
ヘッジ対象…借入金利
- (c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利

(3) ヘッジ方針

当社は、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。
- (3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」370百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」1,166百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根拠権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

76,830百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

778百万円

4. 保証債務残高	37,062百万円
(債務保証)	36,464百万円
(一括支払信託併存的債務引受額)	597百万円

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に關連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 関係会社に対する金銭債権	14,970百万円
(関係会社に対する短期金銭債権)	14,437百万円
(関係会社に対する長期金銭債権)	532百万円
7. 関係会社に対する金銭債務	8,318百万円
(関係会社に対する短期金銭債務)	8,305百万円
(関係会社に対する長期金銭債務)	13百万円

8. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	11,280百万円
	材料支給高	34,089百万円
	製品仕入高	70,055百万円
営業取引以外の取引高		5,355百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,751	0	30	2,722
合計	2,751	0	30	2,722

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付関連費用	404百万円
賞与引当金	167百万円
貸倒引当金	1,266百万円
投資有価証券評価損	3百万円
関係会社株式評価損	2,890百万円
繰越欠損金	17,592百万円
固定資産減損損失	595百万円
未払事業税	19百万円
その他	1,474百万円
繰延税金資産小計	24,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,592百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,077百万円
評価性引当額小計	△23,669百万円
繰延税金資産合計	741百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
前払年金費用	1,006百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,853百万円
差引：繰延税金資産の純額	△1,112百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形 製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスク ブレーキ等 の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	6,525 14,254	未収入金 買掛金	1,185 1,372
	曙ブレーキ山陽 製造株式会社	岡山県 鹿洲市	94	ドラムブ レーキ、 ホイール シリンダ 等の製 造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	キャッシュ マネジメント システムによる 資金の貸付 利息の受取 (注) 2	1,993 29	関係会社 短期貸付金	1,411
	曙ブレーキ岩槻 製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1 固定資産の 償却 (注) 3	19,130 30,280 1,481	未収入金 買掛金	3,225 2,637 146
	Akebono Brake Corporation	米田 ミシガン州	128百万 米ドル	自動車部 品の製 造・販 売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 6 債務保証 受取保証料 (注) 4	17 30,527 85	関係会社 短期貸付金 未収入金	3,330 107
	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコ グアナフア ト州	711百万 メキシコ ペソ	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造・ 販売	(所有) 直接 90.26 間接 9.74	債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4 生産設備の販売 (注) 1	1,589 5 657	未収入金	6 1,510
	Akebono Europe S.A.S.	フランス ゴネス市	24百万 ユーロ	ディスク ブレーキ パッドの 開発・製 造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	増資の引受 役員の兼任	増資の引受 (注) 5	1,471	—	—
	Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキア トレンチ ン市	52百万 ユーロ	ディスク ブレーキ の製造・ 販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 役員の兼任	受取利息 (注) 6	31	関係会社 短期貸付金	2,142
	A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	タイ ラチャブリ 県	607百万 タイ バーツ	ブレーキ 用鋳鉄部 品の製 造・販売	(所有) 直接 74.90 間接 —	債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4	1,644 4	未収入金	1
	広州廣光制動器 有限公司	中国 広東省	62百万 元	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造・ 販売	(所有) 直接 70.00 間接 —	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 4	1,326	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高、製品仕入高及び生産設備の販売価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 固定資産の賃貸については、毎期交渉の上、賃貸料を決定しております。
4. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
5. Akebono Europe S.A.S.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。
6. 資金の貸付は、当社が提示した条件（利率等）をもとに、交渉の上決定しております。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し4,218百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,914百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	△32円60銭
2. 1株当たり当期純利益	△193円38銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	△25,769百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	△25,769百万円
普通株式の期中平均株式数	133,254千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2021年1月29日

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

埼玉県羽生市東五丁目4番71号

株式会社ネオストリート

代表取締役社長 小貫 賢次



当社は、2021年4月1日を効力発生日として、曙ブレーキ工業株式会社を吸収合併存続会社とし、当社、株式会社曙ブレーキ中央技術研究所及び株式会社曙アドバンスドエンジニアリングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことを決定いたしました。

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020年12月17日付で当社と曙ブレーキ工業株式会社が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

曙ブレーキ工業株式会社は当社の発行済株式の全てを所有するため、本合併による対価の交付は行わないことといたしました。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

曙ブレーキ工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。
なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産

の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

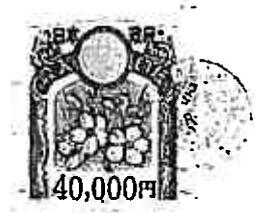
本合併効力発生日時点における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本合併後の存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙1)

合併契約書



合併契約書

曙ブレーキ工業株式会社（以下「甲」という。）、株式会社曙ブレーキ中央技術研究所（以下「乙」という。）、株式会社曙アドバンスドエンジニアリング（以下「丙」という。）及び株式会社ネオストリート（以下「丁」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、次のとおり合併することとし（以下、各合併を総称して「本件合併」という。）、それぞれの合併の効力は他に影響しない。

- (1) 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
- (2) 甲及び丙は合併して、甲は存続し、丙は解散する。
- (3) 甲及び丁は合併して、甲は存続し、丁は解散する。

2. 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：曙ブレーキ工業株式会社

住所：東京都中央区日本橋小網町19番5号

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社曙ブレーキ中央技術研究所

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社曙アドバンスドエンジニアリング

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社ネオストリート

住所：埼玉県羽生市東五丁目4番71号

第2条（効力発生日）

本件合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、各契約当事者間で協議の上、それぞれの期日を変更することができる。

第3条（本件合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙、丙及び丁の発行済株式全てを所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件合併に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

2. 乙、丙及び丁は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

第6条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、各吸収合併消滅会社の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、吸収合併存続会社と各吸収合併消滅会社との間で協議の上、これを決定する。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、各吸収合併消滅会社の一切の資産、負債その他権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

各契約当事者は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって、それぞれの事業を執行するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または各合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、各契約当事者間で誠実に協議の上、これを決定する。

以上を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙、丙及び丁は原本の写しを保有する。

2020年12月17日

甲 東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役社長 宮地 康弘



乙 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
代表取締役社長 泉原 敏孝



丙 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング
代表取締役社長 戸塚 禎雄

丁 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
株式会社ネオストリート
代表取締役社長 佐久間 孝義



(別紙2)

曙ブレーキ工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結注記表

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

個別注記表

監査報告 (3葉)

第119回定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年7月30日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

埼玉県羽生市東五丁目4番71号
曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
カンファレンスホール

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

"さりげない安心と感動する制動を"
曙ブレーキ工業株式会社
(証券コード 7238)



「新型コロナウイルス感染防止への対応について」を末尾に記載しております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。

曙の理念

私達は、
「摩擦と振動、その制御と解析」により、
ひとつひとつのいのちを
守り、育み、支え続けて行きます。

1999年制定

CONTENTS

株主の皆様へ	2	連結株主資本等変動計算書	33
トピックス	3	貸借対照表	35
第119回定時株主総会招集ご通知	5	損益計算書	36
議決権行使のお願い	6	株主資本等変動計算書	37
株主総会参考資料	8	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	38
事業報告	12	計算書類に係る会計監査人の監査報告	40
連結貸借対照表	31	監査役会の監査報告	42
連結損益計算書	32	株式募集のご案内	44

表紙の写真
左上：東京モーターショー2019 当社ブース
右上：健康経営優良法人2020(ホワイト500)
左下：白野自動車株式会社「品質管理優良賞」賞状
右下：商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、2020年3月期決算発表を当初の予定から延期して開示いたしました。また、2020年6月に予定しておりました第119回定時株主総会を延期することとなりました。株主の皆様にはご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、2019年10月に発足した新経営体制の下、事業再生に向けた構造改革を推進しております。事業再生ADR手続の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のため、全ての地域・拠点・事業部門において、聖域なき構造改革の実行による黒字化の実現を目指しております。

北米事業においては、2020年度中に米国2工場の生産を終了し閉鎖することを決定しました。日本国内事業においては、人員適正化によりスリムで強靱な組織体制への転換を図ることを目的に、同年の2月から3月にかけて、本社間接系社員の早期退職措置を実施しました。今後は、国内生産拠点の縮小を事業再生計画に沿って鋭意進めてまいります。欧州事業においても、事業及び拠点再編を含む構造改革を計画しており、提携又は売却をすべく準備を進めております。

当社は90年以上の歴史があり、一貫してブレーキ製品の開発・製造・販売に取り組んできた会社です。モノづくりの歴史の中で、着実に培ってきた技術があります。この技術を活かして、さらに新たな技術を取り入れ、世界中に「安全と安心」を提供し続けていく所存でございます。

新型コロナウイルス感染症が当社事業に及ぼす影響については先行き不透明であり、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、この困難を乗り越え、当社グループがさらなる成長を果たすため、最終目標を2024年6月に据えた事業再生計画を達成すべく、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月

代表取締役社長 CEO

宮地 康弘



トピックス

臨時株主総会を開催



2019年9月27日、東京都文京区の会場で臨時株主総会を開催しました。9月18日には、全てのお取引金融機関の同意を得て事業再生ADR手続が成立しており、臨時株主総会では、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第4号投資事業有限責任組合からの出資を受けるために必要となる、定款一部変更、第三者割当によるA種株株式の発行、資本金及び資本準備金の削減の減少、並びに、取締役選任に係る各議案をご審議いただきました。当日は184名の株主様にご出席いただき、4議案は全て原案通り承認可決されました。

メーカー各社車種に製品採用



2019年11月に発売されたトヨタ自動車株式会社の新型「ライズ」とダイハツ工業株式会社の新型「ロッキー」に当社製フロントディスクブレーキキャリパー及びブレーキパッド、リアドラムブレーキ及びブレーキライニングが採用されました。また、その後も当社製品は、その性能等が評価され、トヨタ自動車株式会社の新型「グランエース」、新型「ヤリス」、本田技研工業株式会社の新型「フィット」、三菱自動車株式会社の新型「ekクロススペース」、ekスペース」、日産自動車株式会社の新型「ルークス」に採用されました。これらの車種は市場で大変好評を博しています。

事業再生計画に沿った構造改革を推進



当社は事業再生ADR手続の中でお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための構造改革に鋭意取り組んでいます。その中で、北米事業の最適な生産体制を確立するために、米国テネシー州の工場及びサウスカロライナ州の工場の生産終了・閉鎖を2019年12月に発表しました。また、国内では人員適正化によりスリムで強靱な組織体制への転換を図ることを目的に、本社間接系従業員を対象とした早期退職措置を実施し、応募人数は154名、本措置の期間中の自己都合退職者32名と合わせ、概ね計画を達成しました。

商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」を新発売



2019年12月、商用車向けのディスクブレーキパッド「プロシリーズ」を新たに発売しました。このシリーズは「荷物を満載にした状態でも、より安心して止まれるブレーキ」をコンセプトとし、既存のスタンダード製品に比べ、より効きを向上させ、市街地から高速道路まであらゆる走行状況で安定した制動力を発揮する製品として開発しました。福祉車両や送迎用車両等の取引量が異なる用途に便れる車両にも適したブレーキパッドです。今後もアフターマーケットの市場ニーズを捉えた当社独自の製品を開発し、積極的に提供していきます。

東京モーターショー2019に出展



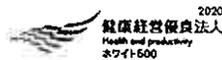
2019年10月25日から11月4日に東京有明の東京ビッグサイト等で開催された「第46回東京モーターショー2019」にブースを出展しました。自動車の電動化へ対応し地球環境保全に配慮した新タイプの「新構造ブレーキキャリパー」や、これにモーターギヤユニットを組み込んだ「新構造電動パーキングブレーキキャリパー」等の各種電動ブレーキを展示し、多くの来場者から注目を集めました。また、新聞、自動車雑誌、自動車関連ウェブサイト等多くのメディアからの取材も受け、当社の技術力の高さが紹介されました。

国内自動車メーカーより各種賞を受賞



2019年9月には、三菱ふそうトラック・バス株式会社の電気小型トラック「eCanter」用に当社が開発・供給する電動パーキングブレーキが、同社の「イノベーション賞」を受賞しました。この製品は同社が初めて量産採用を決めた電動ブレーキで、当社製品の性能・品質が高く評価されました。また、2020年3月、日野自動車株式会社への2019年度の納入品質目標を達成し「品質管理優良賞」を受賞しました。これは製造拠点及び関係部署が一丸となって、品質優先の活動が実った結果です。2020年度も「品質優先」を掲げ、社員一丸となって取り組みを継続していきます。

健康経営優良法人2020（ホワイト500）に3年連続で認定



2020年3月、当社と国内のグループ会社は、経済産業省と日本健康会議が共同で推進する「健康経営優良法人2020（大規模法人部門（ホワイト500）」の認定を受けました。この制度は、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度で、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員が健康経営を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。本認定制度は2017年度より開始され、当社は今年で3年連続の認定となりました。

海外グループ会社が各種賞を受賞



2019年11月、米国のグループ会社であるAkebono Brake Corporationは、ネバダ州ラスベガスで開催された「AAPEX（自動車アフターマーケット製品展）」で、セラミックディスクブレーキパッドの高性能・高品質が評価され、4度目となる「最優秀輸入アフターマーケット製品賞」を受賞しました。また、2019年12月には、インドネシアのグループ会社PT. Akebono Brake Astra Indonesiaはヤマハ発動機株式会社のインドネシアの子会社であるPT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturingより、生産性改善が高く評価され「ヤマハIVP（Theoretical Value Production：理論値生産）カイゼンアクトイティ賞」、「コストイノベーション賞」を受賞しました。

株主各位

証券コード 7238

2020年7月14日

東京都中央区日本橋小網町19番5号

曙ブレーキ工業株式会社

代表取締役社長 CEO 宮地 康弘

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社では新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催を延期しておりましたが、第119回定時株主総会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、6ページの「議決権行使のお願い」に従って、2020年7月29日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2020年7月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） 開催日が前定時株主総会の日（2019年6月27日）に相当する日と置かれておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、基本日を変更したためであります。
場 所	埼玉県羽生市東五丁目4番71号 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール 当社は株主総会を東京都内の会場にて開催してまいりましたが、会場の安定的な利用等を重視し当社施設での開催としております。 ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
目的事項	報告事項 1. 第124期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第124期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、【事業報告】の【新株予約権等に関する事項】、【会計監査人の状況】、【業務の適正を確保するための体制】、【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】、【株式会社の支配に関する基本方針】、【連結計算書類】の【連結法記表】、【計算書類】の【個別法記表】につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。なお、当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご掲載される株主様に郵送させていただきますので、当社代表電話048-560-1500宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.akebono-brake.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

・紙質節約のため、本用紙に通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

受付時間

2020年7月30日(木)
午前10時

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書用紙又は本人確認が可能な書面（印鑑証明書、運転免許証等のコピー）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない場合

当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットにより議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

受付時間

2020年7月29日(水)
午後5時40分
到着分まで



インターネットによる議決権の行使 **※同封7ページ**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

受付時間

2020年7月29日(水)
午後5時40分
まで受付

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

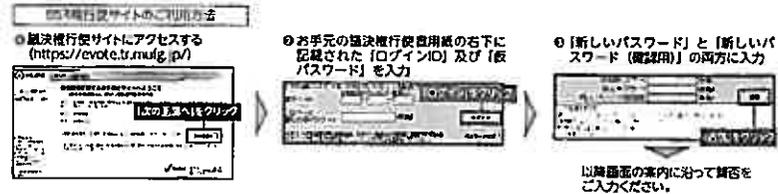
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。

スマートフォンの場合
QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙裏表(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。2回目以降のログインの際は…下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2020年7月29日(水曜日))の午後5時40分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二度に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ銀行(株)証券代行部
☎0120-173-027 (通話料無料)
受付時間: 午前9時から午後9時まで

＜議決権電子行使プラットフォームの利用について＞

株式会社CJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

本資料は参考書類の一部として提出させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案第1号 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の額を減少し、これをその他利益剰余金に振り替えることのご承認をお願いするものであります。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
その他資本剰余金 17,160,094,093円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
その他利益剰余金 17,160,094,093円

2. 配当に関する事項

A種種類株式の配当につきましては、定款の定めに従いまして以下のとおりといたしたいと存じます。また、普通株式の配当につきましては、減に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社A種種類株式1株につき金20,111.50円 総額402,230,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年7月31日

なお、配当原資につきましては、資本剰余金とすることを予定しております。

議案第2号 取締役1名選任の件

取締役岡崎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

三代 洋右 (1952年4月14日生)

新任 社外取締役候補者 独立役員候補者



■所有する当社の株式数 普通株式 0株

略歴

1975年10月	三菱商事株式会社入社	2006年6月	同社 執行役員、パワーコントロールカンパニー計画部長
1985年3月	Mitsubishi Corporation (Americas) (ニューヨーク本社) マネージャー	2008年6月	同社 取締役、企画本部部長
2001年2月	オーツリー・ジャパン合同会社 マネージングディレクター	2009年6月	同社 取締役、企画本部部長
2003年8月	帝人製靴株式会社 (現ナプテスコ株式会社) 入社 技術本部部長付理事	2015年6月	同社 代表取締役副社長、住環境カンパニー社長
		2017年6月	センクシア株式会社 社外監査役
		2018年10月	同社 社外取締役

重要な兼職の状況 なし

社外取締役候補者とした理由

二代洋右氏は、ナプテスコ株式会社の企画本部長、住環境カンパニー(自動車ドア事業)社長、代表取締役副社長を経験され、産業機械を中心とした事業・企業戦略を牽引し企業経営に関わる豊富な経験と高い見識を有しております。またグローバル事業、M&A及び事業再生の経験も有しております。当社の再生及び成長に向け、豊富な経験及び知識に基づく広範な視点と独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三代洋右氏は、当社のA種種類株式を保有しておりません。
3. 三代洋右氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏の選任をご承認いただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行う予定であります。
4. 三代洋右氏の選任をご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

第3号附則 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かわもと けいけい
河本 茂行 (1967年6月24日生)

社外役員候補者 独立役員候補者



専有する当社の株式数 普通株式 0株

略歴

1998年4月	東京弁護士会登録	2015年10月	Fringe81株式会社 社外監査役 (現職)
2009年10月	株式会社企業再生支援機構 (現株式会社地域経済活性化支援機構)	2019年6月	株式会社たけびし 社外取締役常務取締役 (監査等委員) (現職)
2013年1月	京都弁護士会登録・烏丸法律事務所 パートナー弁護士 (現職)		

重要な兼職の状況

烏丸法律事務所 パートナー弁護士
Fringe81株式会社 社外監査役
株式会社たけびし 社外取締役 (監査等委員)

補欠社外監査役候補者とした理由

河本茂行氏は、株式会社企業再生支援機構等において多数の企業再生に関与し、弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、経営に関しても幅広い知見を有しております。当社の再生において独立した立場で監査体制の強化に貢献することが期待されるため、補欠社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 河本茂行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 河本茂行氏は、当社のA種種類株式を保有しておりません。
3. 河本茂行氏は、当社との間で業務委託契約を締結しており、当社グループの法的分野に関する専門的な助言を行っております。
4. 当社は、河本茂行氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 河本茂行氏の選任をご承認いただき、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。

以上

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

曙ブレーキ工業株式会社 (以下、当社という。)の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

- 現在及び過去において当社グループの業務執行者 (注1) である者
- 当社の主要株主 (注2)
- 当社グループを主要な取引先とする者 (注3)、又はその者が会社である場合はその業務執行者 (注1)
- 当社グループの主要な取引先である者 (注4)、又はその者が会社である場合はその業務執行者 (注1)
- 当社グループの会計監査人である公認会計士 (若しくは税理士) 又は監査法人 (若しくは税理士法人) の従業員である者
- 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 (注5) を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- 当社グループから多額の寄付 (注6) を受けている者又はその業務執行者 (注1)
- 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者 (注7) の近親者 (注8)
- 過去3年間に於いて、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
- その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1. ～9. に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

- (注1) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用者 (従業員等) をいう。
(注2) 主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。
(注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
(注4) 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
(注5) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。
(注6) 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
(注7) 重要な者とは、上記2. 3. 4. 7. の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5. 6. の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士をいう。
(注8) 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

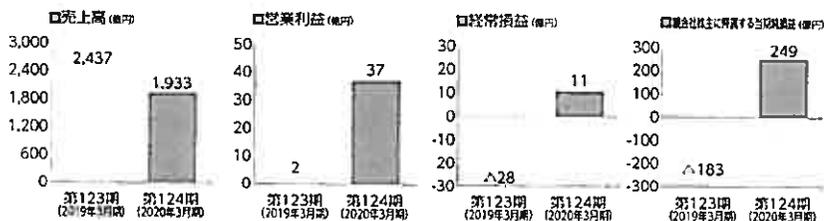
(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(注)における当社グループの業績は、北米の主要な完成車メーカーにおいて当社製品採用車のモデルチェンジにともない受注を逃したことにより、北米の売上高は前期に比べ約3割減と大幅に減少いたしました。これに加え、日本及び中国における主要な完成車メーカーからの受注が減少したこと、また、当社製品採用車の生産打ち切り等の影響もあり、売上高は1,933.2億円と対前期比503.5億円(△20.7%)の減収となりました。利益面では、北米及び中国での受注減少による影響があったものの、日本での固定費削減、北米での人員適正化・経費削減の効果が大きく寄与し、営業利益は37.1億円(前期は営業利益2.2億円)、経常利益は11.2億円(前期は経常損失28.1億円)となりました。特別損益については、日本橋本店ビルの売却等による固定資産売却益58.6億円や、お取引金融機関からの債務免除益560.0億円等の特別利益を計上した一方で、リコール関連損失78.0億円を計上したことに加え、固定資産の減損損失250.5億円や事業構造改善費用30.8億円等の特別損失を計上いたしました。これにより親会社株主に帰属する当期純利益は248.6億円(前期は182.6億円の損失)となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当事業年度の業績への影響につきましては、北米・アジアは事業年度が2019年1月～12月であり、業績への影響は出ておりません。日本・欧州は事業年度が2019年4月～2020年3月ですが、売上高への減少影響は軽微です。



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(1) 北米

主要なお客様である完成車メーカーの主力車種の販売不振や補修品事業でのスペアパーツ等の売上減少により、売上高は721.1億円と対前期比50.7億円(△6.6%)の減収となりました。利益面では、受注減少による影響はありましたが、事業再生に向けた施策として、労務費や経費削減による収益改善努力に加え、開発テーマ絞り込みによる効率化により固定費を削減したことや、年度後半からの原材料市況価格の下落、生産性向上、材料スクラップ率改善といった生産や調達合理化効果があり、営業利益は27.3億円(前期は営業損失6.3億円)となりました。

(2) 北米

完成車メーカーの新車販売不振に加え、主要車種の新規モデルへの切り換えにともない受注を逃したことが大きく影響し、売上高は783.2億円と対前期比412.4億円(△34.5%)の大幅な減収となりました。利益面では、大幅な受注の減少による影響はあったものの、原材料市況価格の下落による影響、前期に行った固定資産の減損損失計上による減価償却費の負担減少や、人員の適正化及び生産性改善による効果が出ており、34.8億円の営業損失(前期は営業損失40.4億円)に留まりました。

(3) 欧州

高性能軽乗用車の受注増加があったものの、摩擦材ビジネスやグローバルプラットフォーム(全世界での車台共通化)車用品の受注が減少し、売上高は142.2億円と対前期比16.3億円(△10.3%)の減収となりました。利益面では、受注減の影響があったものの、スロバキア工場における生産性改善と品質の向上によるスクラップ費用の大幅削減や、基幹部品を欧州現地調達に切り替える等材料費の購入価格低減に取り組んだ結果、営業利益は1.3億円(前期は営業損失7.2億円)となりました。

(4) 中国

中国においては、米中貿易摩擦・新エネルギー車補助金減額等により、国内販売台数・生産台数とも減少しました。当社においては、主要なお客様からの受注が減少したこと及び海外輸出向け製品の生産が減少したことにより、売上高は161.5億円と対前期比56.7億円(△26.0%)の大幅な減収となりました。利益面では、生産性向上等の合理化活動や経費削減による効果が出ているものの、大幅な受注の減少や、利益率の高い製品の受注減少による構成変化の影響が大きく、営業利益は10.8億円と対前期比12.2億円(△53.0%)の減益となりました。

(5) タイ

貨物製品の生産移管により海外向けの売上増加があったものの、一部製品でモデルチェンジを控え在庫調整が行われた影響等もあり、売上高は74.6億円と対前期比4.3億円(△5.5%)の減収となりました。利益面では、生産性改善による合理化効果や減価償却費の負担減少等がありましたが、受注の減少や労務費の増加といった減益要因もあり、営業利益は5.8億円と対前期比0.2億円(+3.4%)の増益となりました。

(6) インドネシア

欧州向けグローバルプラットフォーム車用品の受注減少がありましたが、自動二輪車用新規製品の受注増や、前期に立ち上がったMPV(多目的乗用車)用製品の受注好調により、売上高は204.8億円と対前期比1.2億円(+0.6%)の増収となりました。利益面では、生産性改善や購入部品の内製化・現地調達への切り替え等の合理化効果があったものの、真金率が上がったことによる労務費の増加、IoT導入費用等の経費増があり、営業利益は24.2億円と対前期比0.1億円(+0.2%)の増益となりました。

(注) 当事業年度とは

(1) 北米・中国・タイ・インドネシア：2019年1月～2019年12月

(2) 日本・欧州：2019年4月～2020年3月 となります。

<セグメント別（地域別）業績>

(単位：億円)

	2019年				2020年			
	売上	営業	利益	増減率	売上	営業	利益	増減率
日本	772	721	△51	△6.6%	△6	27	34	-%
北米	1,196	783	△412	△34.5%	△40	△35	6	-%
欧州	158	142	△16	△10.3%	△7	1	9	-%
中国	218	162	△57	△26.0%	23	11	△12	△53.0%
タイ	79	75	△4	△5.5%	6	6	0	3.4%
インドネシア	204	205	1	0.6%	24	24	0	0.2%
連結消去	△190	△154	36	-%	3	3	△1	△25.1%
連結	2,437	1,933	△504	△20.7%	2	37	35	-%

<特別損益の主な内訳>

(単位：億円)

	2019	2020	増減	比率
特別利益				
固定資産売却益	58	0	0	59
債務免除益	431	118	11	560
特別損失				
減損損失	239	10	1	250
リコール関連損失	78	-	-	78
事業構造改善費用	21	10	-	31

(2) 対処すべき課題

①事業再生計画の状況と今後の取り組み

当社は、2019年9月18日付「[事業再生計画]の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の中で全てのお取引金融機関からご同意いただいた事業再生計画に沿って、事業再構築のための各施策に取り組んでおり、全ての拠点・事業部門において、堅実な構造改革を実行し、黒字化の実現を目指しております。各地域での構造改革の状況は以下のとおりとなります。

(日本)

日本においては、生産性改善、合理化及び経費削減等のコスト削減、工場の縮小・閉鎖及び低採算製品・不採算取引の改善、並びに設備投資、開発費、親子ローン等の支出項目について、厳格な承認プロセスの再構築を進めております。

計画しておりましたとおり、本社間接系従業員早期退職措置を実施し、応募人数は154名、当期間中の自己都合退職者32名を含めると、事業再生計画における人員削減計画は概ね達成いたしました。また、当社の日本橋本店の売却代金を原資とする21億333万円の元本返済を3月末に実行いたしました。

国内生産拠点においては、山陽製造の段階的な縮小・閉鎖及び福島製造の縮小を当初計画しておりましたが、国内4工場の縮小に計画を変更し、調達した資金の資金使途及び支出予定時期を変更しております(2020年3月26日付「日本における事業構造改革施策の変更並びに第三者割当によるA種種類株式発行に関する資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」にて公表)。今後は、変更後の計画に沿った国内4工場の縮小を進めてまいります。

(北米)

北米においては、工場の閉鎖及び売却、資金管理面での承認プロセスの遵守並びにその他コスト改善を進めております。売上減少に合わせた、米国テネシー州及びサウスカロライナ州の生産2拠点の閉鎖を決定し、これに合わせた生産終了の前倒しや早期転注交渉を進めております。閉鎖時期は、テネシー州の工場は2020年8月、サウスカロライナ州の工場は2020年9月を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、資産売却等の手続きに時間を要し、2ヶ月程度の遅れとなっておりますが、影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

(欧州)

欧州においては、事業及び拠点再編を含む構造改革を計画しており、フランスのアラス工場及びスロバキア工場について、当社に損失が生じない形での提供又は売却を実施いたします。これが実現できない場合は、新規受注及び新規設備投資・開発を停止させ、既存製品の生産終了まで生産を継続し、閉鎖してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響により、提供先又は売却先との交渉が一時中断したものの、現在は交渉を再開しております。

②新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大にともない、当社グループでは、全ての地域において生産拠点の一時的な稼働停止等の影響が生じております。

国内では、政府の緊急事態宣言を受け、本社間接系従業員を対象に休業日や有給休暇奨励日を設定、勤務形態を原則テレワーク（在宅勤務）とする等の対策を行い、出勤者8割減に努めてまいりました。政府による緊急事態宣言全面解除後も、休業日の設定や、出勤時の感染防止対策徹底を引き続き行うとともに、今後も時差出勤やテレワーク（在宅勤務）を奨励し、新しい働き方の定着に取り組んでまいります。国内生産拠点では、完成車メーカーの稼働状況に応じて稼働停止日を設ける等の対応を引き続き行ってまいります。

海外の拠点では、各国の政府及び地方自治体の指示・指導に基づき、オフィスの閉鎖や間接系従業員のテレワーク（在宅勤務）の実施、生産拠点の稼働停止等の対応を行ってまいりました。今後は完成車メーカーの稼働状況に応じて、製品供給に支障が生じないよう稼働してまいります。

なお、資金繰りの状況につきましては、事業再生ADR手続が成立し、2019年9月30日にジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合から出資を受けたこともあり、直近の資金繰りに支障は生じておりません。また、上記のとおり、北米及び欧州において事業再生計画における構造改革の実行に一部遅延が発生しておりますが、現段階で構造改革の内容に変更はなく、資金使途にも変更はありません。

今後も影響を最小限に抑えるため動向を注視しながら、事業再生計画の達成に向けて構造改革を進めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で97.5億円となりました。その内訳は、日本48.1億円・北米21.9億円・欧州1.4億円・中国3.4億円・タイ5.4億円・インドネシア17.3億円であります。それぞれの主な投資内容は、日本では岩槻工場での新規立上げ投資、福島工場と山形工場でのインフラ投資、海外鉄道向け製品の開発投資、北米での新規立上げ投資、中国では中国資本の会社向けの新規立上げ投資、タイは誘導工場の生産能力増強投資、インドネシアでは工場移転のための用地取得であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、第三者割当の方法によるA種種類株式発行により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合から、200億円の出資を受けました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

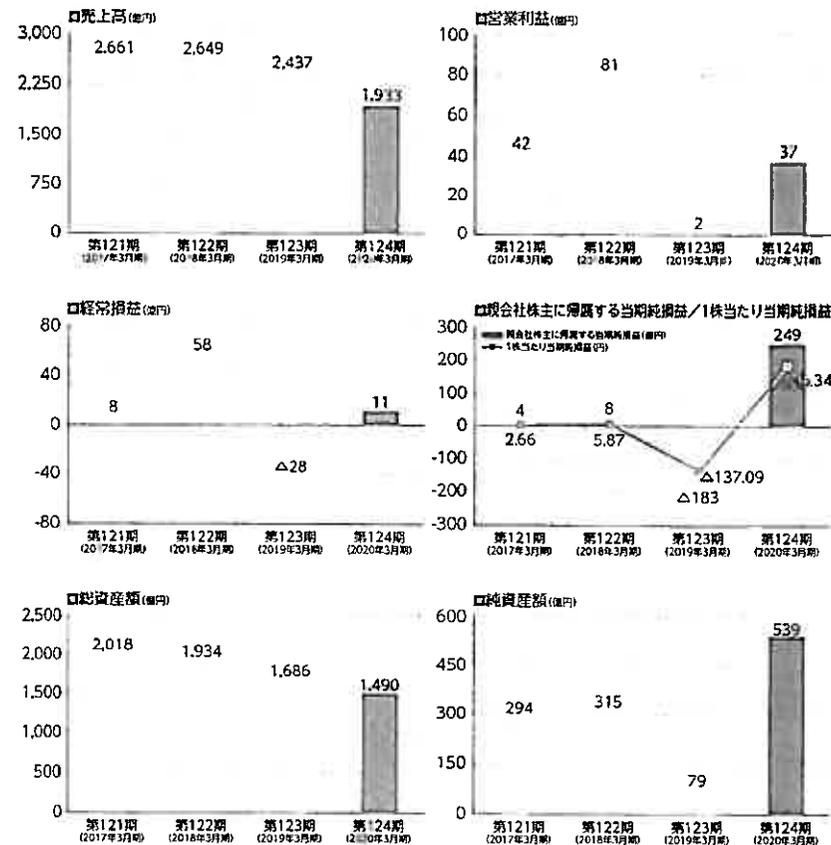
区 分	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	266,099	264,921	243,668	193,317
営業利益 (百万円)	4,223	8,143	215	3,707
経常損益 (百万円)	761	5,796	△2,808	1,121
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	354	782	△18,264	24,855
1株当たり当期純損益 (円)	2.66	5.87	△137.09	186.34
総資産額 (百万円)	201,790	193,431	168,583	148,959
純資産額 (百万円)	29,380	31,492	7,880	53,874

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	第124期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	80,454	80,911	76,639	71,613
営業損益 (百万円)	1,668	1,806	△1,298	2,079
経常損益 (百万円)	6,253	4,297	△366	2,633
当期純損益 (百万円)	9,262	230	△25,769	10,606
1株当たり当期純損益 (円)	69.55	1.73	△193.38	79.50
総資産額 (百万円)	140,156	131,399	104,798	91,611
純資産額 (百万円)	24,537	25,576	△4,201	26,892

(注) 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等を第123期(2019年3月期)の期首から適用しており、第122期(2018年3月期)に係る総資産額については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

連結業績の推移



(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100百万円	100.0%	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20百万円	100.0%	ドラムブレーキライニング、ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20百万円	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、鉄道車両用ブレーキ等の製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94百万円	100.0%	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100百万円	100.0%	将来技術及び基礎技術の研究開発
株式会社アロックス	35百万円	100.0%	運送、梱包業務
あけぼの123株式会社	13百万円	100.0%	清掃関連業務、梱包業務等
株式会社曙アドバンスエンジニアリング	30百万円	100.0%	高性能ブレーキシステムの研究開発
株式会社アケボノキッズケア	10百万円	100.0%	保育所の経営・管理
Akebono Brake Corporation	128百万米ドル	100.0%	ブレーキ部品の開発、製造及び販売
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	999百万メキシコペソ	100.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
Akebono Europe S.A.S.	24百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキパッドの製造、販売及び研究開発
Akebono Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	ブレーキ部品の販売、マーケティング及び研究開発
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	52百万ユーロ	100.0%	ディスクブレーキの製造及び販売
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	400百万インドネシア盾	50.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、ディスクブレーキパッド、ドラムブレーキライニング、マスターシリンダー等の製造及び販売
Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.	1,988百万ベトナムドン	50.0%	二輪車用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造及び販売
広州曙光制动器有限公司	62百万元	70.0%	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造及び販売
曙光制动器(蘇州)有限公司	74百万元	70.0%	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	610百万タイバーツ	100.0%	ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッド等の製造及び販売
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	607百万タイバーツ	74.9%	ブレーキ用鋳鉄部品の製造及び販売
Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.	10百万タイバーツ	100.0%	管理、販売促進等の支援サービス

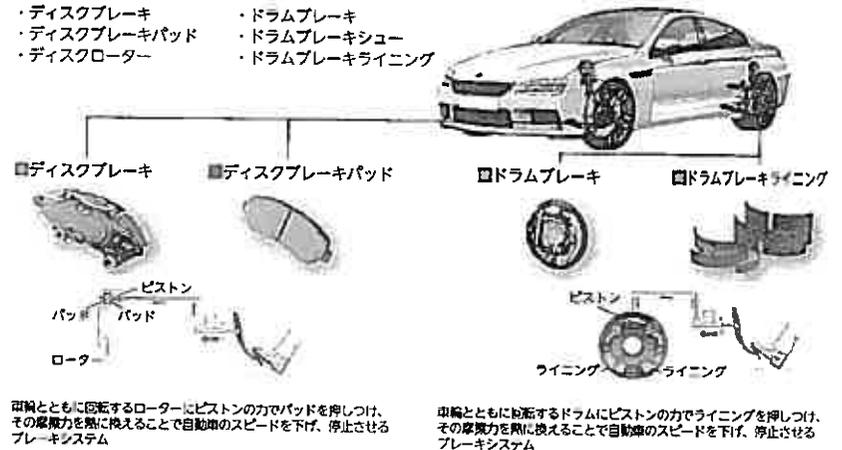
(注) 1. 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります
 2. 2019年10月25日付で、Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.を設立しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

自動車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・ディスクローター
- ・ドラムブレーキ
- ・ドラムブレーキシュー
- ・ドラムブレーキライニング

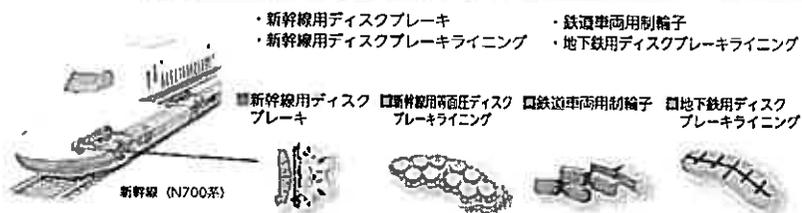


自動二輪車用製品

- ・ディスクブレーキ
- ・ディスクブレーキパッド
- ・マスターシリンダー



鉄道車両用製品



産業機械用製品



センサー製品



(8) 主要な事業拠点 (2020年3月31日現在)

① 国内

グローバル本社	グローバル本社 (本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号)
Ai-City	Ai-City (本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号)
館林製造所	館林製造所 (群馬県)
札幌営業所	札幌営業所 (北海道)、仙台営業所 (宮城県)、関東営業所 (埼玉県)、
首都圏営業所	首都圏営業所 (東京都)、中部オフィス (愛知県)、大阪営業所 (大阪府)、
広島営業所	広島営業所 (広島県)、福岡営業所 (福岡県)
曙ブレーキ山形製造株式会社	曙ブレーキ山形製造株式会社 (山形県)、曙ブレーキ福島製造株式会社 (福島県)、
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	曙ブレーキ岩槻製造株式会社 (埼玉県)、曙ブレーキ山陽製造株式会社 (岡山県)

② 海外

本社	本社: Akebono Brake Corporation (アメリカ ミシガン州)
工場	工場: Akebono Brake, Elizabethtown Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Glasgow Plant (アメリカ ケンタッキー州) Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) Akebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州)
Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)
Akebono Europe S.A.S	Akebono Europe S.A.S (フランス)
Akebono Europe GmbH	Akebono Europe GmbH (ドイツ)
Akebono Brake Slovakia s.r.o.	Akebono Brake Slovakia s.r.o. (スロバキア)
PT. Akebono Brake Astra Indonesia	PT. Akebono Brake Astra Indonesia (インドネシア)
Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.	Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
広州曙光制动器有限公司	広州曙光制动器有限公司 (中国)
曙光制动器(蘇州)有限公司	曙光制动器(蘇州)有限公司 (中国)
Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.	Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	A&M Casting (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd.	Akebono Cooperation (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

(注) 2019年12月19日開催の取締役会において、Akebono Brake, Clarksville Plant (アメリカ テネシー州) 及びAkebono Brake, Columbia Plant (アメリカ サウスカロライナ州) の2工場の生産を終了・閉鎖することを決議いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
国内	2,798名	253名(減)
海外	4,854名	773名(減)
合計	7,652名	1,026名(減)

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,257名は含まれておりません。
2. 従業員数が前期末に比べ1,026名減少しておりますが、これは主として自己都合退職及び海外事業拠点の構造改革として人員の適正化を実施したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,022名	100名(減)	44.2才	19.3年

- (注) 従業員数には、出向者676名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数119名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	7,360
三井住友信託銀行株式会社	7,687
ドイツ銀行 東京支店	10,497

(11) その他企業集団の状況に関する重要な事項

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃した事等の新たな北米事業の課題が生じ、前連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は182.6億円、連結貸借対照表の株主資本は△54.8億円となりました。また、第1四半期連結累計期間においても、リコール関連損失を計上したことから、親会社株主に帰属する四半期純損失は88.9億円、四半期連結貸借対照表の株主資本は△143.6億円となっており、「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでまいりました。2019年7月18日には、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合（以下、「JISファンド」といいます。）との間で出資契約書を締結し、9月18日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会では、JISファンドとの協議を経て策定した事業再生計画案が、全てのお取引金融機関からの同意により成立し、事業再生ADR手続が終了いたしました。

また、9月27日開催の臨時株主総会では、JISファンドから第三者割当増資による出資を受けるために必要な各議案が承認可決されるとともに、総額560億円のお取引金融機関による債務免除の効力が発生いたしました。9月30日にはJISファンドから総額200億円のA種優先株式の払込手続が完了しております。

以上により、お取引金融機関からの金融支援をいただき、またJISファンドからの払込手続が完了し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなくなったことを踏まえ、第2四半期連結累計期間において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

ア. 発行可能株式総数 543,000,000株

イ. 発行可能種類株式総数 普通株式 543,000,000株

A種種類株式 20,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 135,992,343株

(自己株式数2,432,508株を含む)

A種種類株式 20,000株

③ 株主数 普通株式 23,411名

A種種類株式 1名

④ 大株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率
トヨタ自動車株式会社	15,495千株	11.5%
いすゞ自動車株式会社	12,111	9.0
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,618	2.7
アイシン精機株式会社	3,133	2.3
曙ブレーキ工業株式会社	2,532	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,233	1.6
林 勇一郎	2,200	1.6
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	2,040	1.5
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000	1.4
セコム株式会社	2,000	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,432千株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 上記の大株主は、A種種類株式を保有しておりません。
4. A種種類株式は優先株式であり、議決権はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	役職	担当及び重要な職務の他記
宮地 康弘	代表取締役社長	CEO グローバル営業部門長
栗波 孝昌	取締役副社長	COO 開発部門長 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman
岡崎 健	取締役	東京工業大学特命教授
丹治 宏彰	取締役	
廣本 裕一	取締役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長
篠田 達也	常勤監査役	
池上 洋	常勤監査役	
片山 智裕	監査役	片山法律会計事務所 代表
高橋 均	監査役	獨協大学法学部教授 株式会社ジャムコ 社外監査役
板垣 雄士	監査役	板垣雄士公認会計士事務所 所長 株式会社NHKテクノロジーズ 監査役 アグモス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、伊藤邦雄及び鶴岡琢夫の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2019年9月27日開催の臨時株主総会において、宮地康弘、栗波孝昌、丹治宏彰及び廣本裕一の4氏が新たに取締役に選任され、2019年9月30日付でそれぞれ就任いたしました。
3. 取締役岡崎健、丹治宏彰及び廣本裕一の3氏は、社外取締役であります。
4. 取締役岡崎健氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
5. 取締役廣本裕一氏が兼職しているジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合における無限責任組合員であり、同組合は当社との間でA種種類株式の発行に関して出資契約を締結しております。
6. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏は、社外監査役であります。
7. 監査役片山智裕、高橋均及び板垣雄士の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
8. 監査役片山智裕及び板垣雄士の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役である岡崎健及び丹治宏彰の両氏並びに社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

10. 当事業年度中に辞任した取締役は、以下のとおりであります。

辞任の理由	氏名	辞任時の担当及び 退任後の状況	辞任日
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	信元久隆		2019年9月30日
代表取締役 執行役員副社長	荻野好正	CFO	2019年9月30日
代表取締役 執行役員副社長	松本和夫	COO Akebono Brake Corporation Chairman Akebono Brake Mexico S.A. de CV Chairman	2019年9月30日

11. 当事業年度末日以降の変更

2020年6月11日開催の取締役会において、同年7月1日付で以下の変更を行うことを決議いたしました。

氏名	氏名	担当及び退任後の状況
取締役 執行役員副社長	栗波孝昌	COO 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役職	報酬総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	変動報酬(百万円)			人数 (名)
			短期業績連動報酬 (百万円)	中期業績連動報酬 (百万円)	長期業績連動報酬 (百万円)	
取締役	86	86	-	-	-	10
監査役	40	40	-	-	-	5
合 (うち社外役員)	126 (33)	126 (33)	- (-)	- (-)	- (-)	15 (8)

(注) 1. 上記の支給人員には、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び同年9月30日に退任した取締役3名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役5名及び監査役5名であります。

2. 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額(年額)

- (1) 取締役
- 固定報酬 300百万円
 - 短期業績連動報酬 120百万円 (社外取締役を除く)
 - 中期業績連動報酬 60百万円 (社外取締役を除く)
 - 長期業績連動報酬 120百万円 (社外取締役を除く)
- (2) 監査役
- 固定報酬 60百万円

③ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っております。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての職務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されております。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定いたします。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏名	地位	主要な活動の状況
岡崎 健	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、豊富な技術面での専門的知識を有する学識経験者として、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
丹治 宏彰	社外取締役	2019年9月30日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会7回のすべてに出席し、事業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
廣本 裕一	社外取締役	2019年9月30日付で社外取締役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会7回のすべてに出席し、金融や企業経営に関する豊富な経験及び高い見識に基づき、グローバルで多様な視点をはじめ、経営全般に関し必要な発言を行っております。
片山 智裕	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。
高橋 均	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会15回に出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、長年の企業実務経験と法律論の両面にわたる幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。
板垣 雄士	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会16回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての幅広い経験と見識から客観的かつ必要な発言を行っております。

(注) 1. 重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、27ページ「(2) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、当社定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し損害賠償を負うべき場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当 期		前 期	
	2019年3月31日現在	2018年3月31日現在	2018年3月31日現在	2017年3月31日現在
口資産の部				
流動資産	80,084	70,792		
現金及び預金	32,687	18,794		
受取手形及び売掛金	30,922	33,037		
商品及び製品	4,560	4,374		
仕掛品	1,585	1,782		
原材料及び貯蔵品	7,940	9,973		
未収入金	1,739	2,217		
その他	806	825		
貸倒引当金	△155	△211		
固定資産	68,875	97,791		
有形固定資産	56,311	85,930		
建物及び構築物	13,058	22,853		
機械装置及び運搬具	22,005	32,525		
土地	13,928	21,038		
建設仮勘定	5,871	6,327		
その他	1,448	3,188		
無形固定資産	2,663	1,560		
投資その他の資産	9,900	10,301		
投資有価証券	4,629	5,249		
退職給付に係る資産	3,094	3,617		
繰延税金資産	626	534		
その他	1,553	912		
貸倒引当金	△2	△11		
資産合計	148,959	168,583		
口負債の部				
流動負債	35,648	110,071		
支払手形及び買掛金	20,223	24,365		
短期借入金	316	32,593		
一年内返済長期借入金	300	36,040		
リース債務	3,343	1,282		
未払法人税等	751	544		
未払費用	6,266	9,276		
買与引当金	1,388	1,251		
設備関係支払手形	230	1,723		
その他	2,831	2,998		
固定負債	59,438	50,631		
社債	2,000	2,000		
長期借入金	46,527	37,077		
リース債務	1,478	4,676		
長期未払金	3,800	500		
役員退職慰労引当金	28	33		
退職給付に係る負債	2,459	2,342		
繰延税金負債	1,396	721		
再評価に係る繰延税金負債	1,668	3,155		
その他	81	127		
負債合計	95,086	160,703		
口純資産の部				
株主資本	42,060	△5,476		
資本金	19,939	19,939		
資本剰余金	19,933	-		
利益剰余金	3,813	△23,580		
自己株式	△1,625	△1,835		
その他の包括利益累計額	6,350	8,347		
その他の有価証券評価差額金	1,881	1,385		
土地再評価差額金	3,911	6,741		
為替換算調整勘定	937	659		
退職給付に係る調整累計額	△379	△439		
新株予約権	13	144		
非支配株主持分	5,452	4,865		
純資産合計	53,874	7,880		
負債及び純資産合計	148,959	168,583		

(注) 前掲の情報はご参考(監査対象外)であります。

連結損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

	当期		(比較) 前期	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	193,317	243,668		
売上原価	172,730	221,615		
売上総利益	20,587	22,053		
販売費及び一般料理解	16,880	21,838		
営業利益	3,707	215		
営業外収益	478	548		
受取利息	60	35		
受取配当金	160	321		
持分法による投資利益	9	3		
その他	249	188		
営業外費用	3,064	3,571		
支払利息	1,701	2,069		
減価償却	300	127		
製品補償費	205	702		
その他	858	674		
経常利益又は経常損失 (△)	1,121	△2,808		
特別利益	62,470	6,018		
固定資産売却益	5,856	915		
投資有価証券売却益	49	5,065		
償却免状益	56,000	-		
補助金収入	57	39		
新株予約権戻入益	10	-		
その他	500	-		
特別損失	36,248	16,278		
固定資産売却損	293	288		
減損損失	25,049	15,123		
投資有価証券売却損	16	0		
関係会社株式売却損	6	-		
事業構造改善費用	3,080	867		
リコール関連損失	7,804	-		
税金等調整前当期純利益	27,343	△13,068		
又は税金等調整前当期純損失 (△)				
法人税、住民税及び事業税	1,604	1,631		
法人税等調整額	△309	2,063		
当期純利益又は当期純損失 (△)	26,048	△16,762		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,193	1,502		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	24,855	△18,264		

(注) 前期の情報はご参考 (監査対象外) であります。

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本等				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	合計
当期首残高	19,939	-	△23,580	△1,835	△5,476
当期変動額					
新株の発行	10,000	10,000			20,000
資本金から剰余金への振替	△10,000	10,000			-
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,855		24,855
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△72		194	122
自己株式処分差損の振替		5	△5		-
持分法の適用範囲の変動			△288	16	△272
土地再評価差損金の取崩			2,830		2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	19,933	27,392	210	47,535
当期末残高	19,939	19,933	3,813	△1,625	42,060

	その他の資本等						
	繰上利益剰余金						
当期首残高	1,385	6,741	659	△439	8,347	144	4,865
当期変動額							
新株の発行							20,000
資本金から剰余金への振替							-
親会社株主に帰属する 当期純利益							24,855
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							122
自己株式処分差損の振替							-
持分法の適用範囲の変動							△272
土地再評価差損金の取崩							2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	496	△2,830	278	60	△1,997	△131	587
当期変動額合計	496	△2,830	278	60	△1,997	△131	587
当期末残高	1,881	3,911	937	△379	6,350	13	5,452

連結計算書類

(ご参考：監査対象外)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

Table with 3 columns: 当期 (2020年3月31日), 前期末 (2019年3月31日), and 期末 (2020年3月31日). Rows include cash flow from operations, investing activities, and financing activities.

連結計算書類

計算書類 (単体)

貸借対照表

(単位：百万円未満四捨五入)

Table with 4 columns: 当期 (2020年3月31日), 前期末 (2019年3月31日), 当期末 (2020年3月31日), and 前期末 (2019年3月31日). Rows include assets (流動資産, 固定資産) and liabilities/equity (負債, 株主資本).

(注) 前期末の情報はご参考 (監査対象外) であります。

損益計算書

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	当期		(比較) 前 期	
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	71,613	76,639		
売上原価	64,188	69,059		
売上総利益	7,424	7,579		
販売費及び一般管理費	5,345	8,877		
営業利益又は営業損失(△)	2,079	△1,298		
営業外収益	3,355	4,334		
受取利息	233	95		
受取配当金	157	321		
為替差益	-	13		
関係会社受取配当金	843	1,609		
関係会社受取地代家賃	447	523		
関係会社貸借収入	1,325	1,468		
その他	348	305		
営業外費用	2,801	3,402		
支払利息	435	569		
社債利息	9	7		
為替差損	198	-		
貸与資産減価償却費	1,231	1,521		
製品補償費	126	569		
その他	803	736		
経常利益又は経常損失(△)	2,633	△366		
特別利益	49,477	5,066		
固定資産売却益	5,801	2		
投資有価証券売却益	49	5,065		
償却免除益	43,063	-		
新株予約権戻入益	10	-		
関係会社株式売却益	55	-		
その他	500	-		
特別損失	41,379	28,541		
固定資産除売却損	11	89		
減損損失	20,926	-		
投資有価証券売却損	16	0		
関係会社株式評価損	557	19,033		
関係会社出資金評価損	-	4,638		
貸倒引当金繰入額	10,001	3,914		
事業構造改善費用	2,064	867		
リコール関連損失	7,804	-		
税引前当期利益	10,731	△23,841		
又は税引前当期損失(△)				
法人税、住民税及び事業税	334	273		
法人税等調整額	△208	1,655		
当期利益又は当期損失(△)	10,606	△25,769		

(注) 前期の情報はご参考(監査対象外)であります。

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科目	株主資本等							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	新株予約権	その他	合計	
当期末残高	19,939	-	-	-	△30,591	△30,591	△1,819	△12,471
前期変動額								
新株の発行	10,000	10,000		10,000				20,000
資本金から剰余金への振替	△10,000		10,000	10,000				-
準備金から剰余金への振替		△10,000	10,000					-
当期純利益					10,606	10,606		10,606
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分				△72			194	122
自己株式処分差損の振替			5	5				-
土地再評価差損金の取崩					2,830	2,830		2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	19,933	19,933	13,431	13,431	194	33,557
当期末残高	19,939	-	19,933	19,933	△17,160	△17,160	△1,625	21,087

科目	株主資本等				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	その他
当期末残高	1,395	6,741	8,126	144	△4,261
前期変動額					
新株の発行					20,000
資本金から剰余金への振替					-
準備金から剰余金への振替					-
当期純利益					10,606
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					122
自己株式処分差損の振替					-
土地再評価差損金の取崩					2,830
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	497	△2,830	△2,334	△131	△2,465
当期変動額合計	497	△2,830	△2,334	△131	31,093
当期末残高	1,892	3,911	5,793	13	26,892

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 尚 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月22日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖 幸 ◎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 寛 之 ◎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

昭プレーキ工業株式会社 監査役会

常勤監査役	篠田 達也	㊟
常勤監査役	池上 洋	㊟
社外監査役	片山 智裕	㊟
社外監査役	高橋 均	㊟
社外監査役	板垣 雄士	㊟

以上

株式事務のご案内

事業年度：4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領日：3月31日

中間配当金受領日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

特別口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都郵便局私書箱第29号
TEL 0120-232-711 (通話料無料)

上場証券取引所：東京証券取引所

単元株式数：100株

証券コード：7238

公告の方法：電子公告により行う

公告掲載URL <https://www.akebono-brake.com/>
(但し、事故その他のやむを得ない理由によ
って電子公告をすることができない場合は、
日本経済新聞に掲載いたします。)

【お知らせ】

- (1) 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取り扱いいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本店でお支払いいたします。

【株式に関するマイナンバーのお届出について】

お住まいの市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主様から、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）へマイナンバーをお届出いただく必要があります。

【株式に関する手続きについて】

○ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等の変更 ○特別口座の株属関係 ○配当金の受領方法の指定（*） 	<p>特別口座 口座管理機関</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日興町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 【郵送先】〒137-8081 東京都郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	<p>株主名簿 管理人</p> <p>【手続き書類のご請求方法】 ○音声自動応答電話によるご請求 0120-232-711 (通話料無料) ○インターネットによるダウンロード https://www.t.mufg.jp/daikou/</p>

(*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	<p>株主名簿 管理人</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日興町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 【郵送先】〒137-8081 東京都郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p>
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

◆ 決議ご通知について

当社は環境保全に努め、省資源化を推進しております。その一環として、定時株主総会終了後に株主の皆様へ郵送にてお届けしておりました「定時株主総会決議ご通知」を、下記、当社ウェブサイトの掲載によりご提供することとしております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

https://www.akebono-brake.com/ir/shareholder_stock/meeting.html

以上

第119回 定時株主総会 会場ご案内図

場所 埼玉県羽生市東五丁目4番71号
曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) カンファレンスホール



開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



電車でお越しの場合：東武伊勢崎線・秩父鉄道秩父線 羽生駅(東口)より徒歩で約20分/タクシーで約5分

羽生駅(東口)から、総会会場まで送迎バスを運行いたします。詳細は付近の当社案内係へお問い合わせください。

運行時間帯 9:00 ~ 9:50 (約15分間隔で運行) ※総会終了後も羽生駅までの送迎バスをご利用いただけます。

(お願い) 駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- 株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特に高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方については、ご来場について、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権の行使は、書面又はインターネットによる事前行使の方法もございますので、是非そちらのご利用をご検討ください。詳細につきましては、6～7ページをご参照ください。

【ご来場される株主様へ】

- ご来場の方には、マスクの着用や手指のアルコール消毒等、感染防止にご協力をお願い申し上げます。
- 当社関係者も、マスク着用で対応させていただきます。
- 会場にて受付をされる前に、検温（非接触型の体温計）をさせていただき、発熱が確認された方、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。
- 上記の対応により、ご入場いただくまでにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 開会后、体調不良と見受けられる方につきましては、運営スタッフがお声がけする場合やご退場をお願いする場合がございます。
- 会場内の座席は、前後・左右の間隔を空けて設置する予定です。このため、ご用意できる座席数（80席程度を予定）に限りがあることから、入場制限等を行う場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定でございます。
- 従来設けておりましたウォーターサーバーの設置は控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を大きく変更する場合は、会場や開始時刻の変更等株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>)にてお知らせいたします。

曙ブレーキ工業株式会社

<https://www.akebono-brake.com/>



見やすいコピー・セルデザイン
フォントを採用しています。

第118回 定時株主総会 インターネット開示情報

- 新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 株式会社の支配に関する基本方針
- 連結注記表
- 個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

上記の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.akebono-brake.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

(1) 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が有する新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

区分	新株予約権の名称 (創当日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	権利行使期間	取締役 (社外取締役を除く)		
						保有者数	保有数	目的となる 株式の数
A (中期)	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	222個	22,200株	45,500円	2017年6月20日～ 2020年6月19日	1名	126個	12,600株
B (長期)	第5回新株予約権 (2008年6月20日)	176個	17,600株	無償	2008年6月21日～ 2038年6月20日	2名	176個	17,600株
	第6回新株予約権 (2010年6月21日)	506個	50,600株	無償	2010年6月22日～ 2040年6月21日	2名	506個	50,600株
	第7回新株予約権 (2011年6月20日)	981個	98,100株	無償	2011年6月21日～ 2041年6月20日	3名	981個	98,100株
	第8回新株予約権 (2012年7月5日)	172個	17,200株	33,100円	2012年7月6日～ 2042年7月5日	3名	128個	12,800株
	第9回新株予約権 (2013年6月28日)	359個	35,900株	42,900円	2013年6月29日～ 2043年6月28日	3名	138個	13,800株
	第10回新株予約権 (2014年6月19日)	996個	99,600株	44,700円	2014年6月20日～ 2044年6月19日	3名	482個	48,200株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの株式の数は、当社普通株式100株であります。
 2. 新株予約権の行使時の払込金額は、1株当たり1円であります。
 3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」には、使用人等が保有する新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。
 4. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。

- ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(2) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	123百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	124百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額などが適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、非監査業務として、財務調査等に係る業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査役会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。
 - 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告する。
 - 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。
 - 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
 - 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。
 - 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
- 当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。
 - リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。
 - 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。
 - 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- i. 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。
 - ii. 当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。
 - iii. 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。
- ⑥ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (イ) 監査役がその職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。
 - (ロ) 監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。
 - (ハ) 監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。
 - ii. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
 - (ロ) 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - (ハ) 取締役は、常勤監査役が取締役会のほか重要な意思決定及び業務の執行状況を把握する場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に情報提供を行う。
 - iii. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - iv. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。
 - (ロ) 当社経営陣は、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みの状況
- 当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っております。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、コンプライアンステストやヒアリング、カルテル・インサイダー取引防止を含む各種研修、グローバルでのe-learningなど、社員のコンプライアンス意識向上のための諸施策を実施しております。
- 内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取締役会に報告しております。
- ② リスク管理に関する取組みの状況
- 当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害を最小限とするためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行い、活動内容を定期的に取締役会に報告しております。
- ③ 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況
- 当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しており、また、その事前審議体として経営会議をはじめとした重要会議を開催しております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施するなど、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備して責任と権限の範囲を明確化するなど、職務執行の効率性を確保するための体制整備に適宜取り組んでおります。
- ④ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況
- 監査役は、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会など、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを迅速に検討・対応するための活動を行っております。また、当社の主要な部署の役職者及び重要な子会社の経営幹部との意見交換を通して、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。加えて、内部監査を担当する監査部、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室を設置し専任のスタッフ1名を配置しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものであるかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様との判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もともと、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

i. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めております。「摩擦と振動、その制御と解析」は、当社の誇る世界トップレベルのコア技術です。「制御」が「解析」の前にあるのは、解析する前に、まず、困っているお客様の問題解決に取り組む、そして、その解析も怠らないという当社の姿勢を表しています。そして、守っているのは人のいのちだけではありません。「ひとつひとつのいのち」には、人間だけでなく、草木に至るまで、地球上のあらゆる生物、ひいては地球環境そのものもいのちのひとつとみなし、それらを守り、育み続けていくために、健全な経営のもとで企業価値を創出していくことを定めています。当社は、「曙の理念」を実現することで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、当社のさらなる発展のために、モノづくり、技術、グローバル展開の3つの側面からアプローチした経営方針（経営の二本柱）として「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」と定めております。

お客様とは、当社の製品を使っていただくエンドユーザーです。実際にそれを使う人が何を望んでいるのか、「お客様第一」のモノづくりをしていこうとする当社の姿勢を表したものです。

「技術の再構築」は、当社のコア技術である「摩擦と振動」をさらに追究することで、当社の新しい技術を創出していくことを表しています。

そして、日米欧アジアといったグローバルベースでの知見を相互に深める体制を築いていくため、「グローバルネットワークの確立」をめざします。

これらに基づき、当社は独立系ブレーキ専業メーカーとして、世界中のお客様に安全と安心を提供し、社会において必要不可欠な存在となっております。創業以来、ブレーキパッドやブレーキライニングなどの摩擦材、ディスクブレーキやドラムブレーキなどの機構部品をグローバルで開発・製造し、供給しています。これらを通して培った技術を活かし、自動車のみならず鉄道・インフラなどの多様な分野への展開とともに、次世代技術の開発に注力することで、安全・安心な社会づくりに寄与してまいります。

当社グループは、2016年5月に前中期経営計画「akebono New Frontier 30-2016」を発表し、製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸としたさらなる競争力の強化及び経営基盤の確立を目的として、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」、「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の3つを重点目標として掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」につなげることを目指して活動してまいりました。

「北米事業の立て直し」につきましては、現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的改革を実施し、売上重視から利益重視の経営に転換してまいりました。具体的には不採算製品の収益性改善を完成車メーカーの協力も得て実施したほか、「安全・品質・納期」の原点に戻り、生産性改善や販管費を含めた間接業務の改善などを実施することにより、2017年には黒字化を達成することができました。しかしながら、中期経営計画最終年度の2018年には、前年度からの経営体制が機能せず、原材料市況の高騰によるコストの増加、次期モデルの受注ができなかったことによる売上の減少に対応したコスト削減が計画通りに進まなかったことなどから、大幅な損失を計上する結果となりました。

「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」につきましては、グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中で、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携をさらに深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制（ビジネスユニット（BU）制）を発足させました。①Foundation BU（ブレーキ機構製品担当BU）、②Friction Material BU（摩擦材製品担当BU）、③HP BU（高性能量販車用製品担当BU）、④補修品BU、⑤インフラ&モビリティシステムBUの5つの事業部を設け、2016年以降、日本・アジアを皮切りに、2019年1月からは北米にも事業部制を展開してグローバルネットワークの確立を進めてまいりました（なお、2019年4月よりHP BUをFoundation BUに集約し4つの事業部となっております。）。

「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」につきましては、F1で培った高性能ブレーキ技術を量販製品にも活用し、製品の差別化、高付加価値化を進めてまいりました。2014年に設立したスロバキア工場においては、高性能6ポットキャリパーを生産し、2018年度には年間約100万個体制となりました。もう一つの欧州拠点であるフランスのアラス工場においては、競争力向上のために現地マネジメントの強化を図り、生産体制を整えるとともに生産性の改善に取り組んでおり、早期の黒字化の達成と次期モデルの受注確保に努めております。

これらの取り組みを通じて「健全な財務体質への回復」を目指してまいりましたが、日本・北米を中心とした原材料価格の大幅な高騰の影響、受注減少にあわせた生産体制や本社機能の適正化などの対応が遅れたこともあり、2019年3月期の連結営業利益は2億円となりました。また、北米、欧州及びタイにおいて減損損失を計上したことにより最終損益は183億円の損失となりました。

このような状況下、当社並びに当社子会社であるAkebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及びA&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下「当社」といいます。）は、今後の再成長に向けた課題として、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、2019年1月29日に事業再生実務家協会に対し、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）について申請を行い、同日付で受理され、同日付で事業再生実務家協会と連名にて、全てのお取引金融機関に対して、一時停止の通知書（借入金元本の返済の一時停止等の要請）を送付いたしました（2019年1月30日付の「事業再生ADR手続の正式申込および受理に関するお知らせ」にて公表しております。）。

2019年2月12日開催の事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、上記一時停止の通知書にかかる同意（追認）及び一時停止の期間を2019年6月11日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・移行された場合には、延期・移行された期日を含みます。）まで延長することについてご承認いただき、同年4月8日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議においては、事業再生計画案の策定状況の報告を行うとともに、同会議の続会を2019年6月11日に開催することにつきご承認いただきました。

この事業再生ADR手続のスケジュールの変更により、事業再生計画案の協議のための債権者会議の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議を6月11日に同日開催することとなります。さらに、事業再生計画案決議のための債権者会議の続会を9月頃を目処に開催することを予定しております。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、全てのお取引金融機関の同意による事業再生計画案の成立を目指してまいります。

■ 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の取組みは、今後の再成長に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の抜本的な改善により当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員・地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策を策定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は「第118回定時株主総会招集ご通知」12ページから19ページに記載のとおりです。

連結注記表

（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当連結会計年度において、多額の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失18,264百万円となり、連結貸借対照表の株主資本は△5,476百万円となりました。その結果、財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

- 2019年2月12日開催 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）
- 2019年4月8日開催 事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）
- 2019年6月11日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）
- 2019年9月頃予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会

今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案（事業の再構築のための方策）の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額（取締役50%減～執行役員20%減）を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造㈱、曙ブレーキ福島製造㈱、曙ブレーキ岩槻製造㈱、曙ブレーキ山陽製造㈱、Akebono Brake Corporationであります。

なお、新たに㈱アケボノキッズケアを設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
大和産業㈱

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トーク金属㈱ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Akebono Brake Corporationほか在外連結子会社7社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社…主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利

③ ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度を適用しております。

③ 百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」796百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの916百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」658百万円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は801百万円として表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根拠当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

189,422百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

1,402百万円

4. 保証債務残高

19百万円

(債務保証)

なお、債務保証19百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額46百万円のうちの当社グループ負担額であります。

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、連結計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の連結計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

7. 財務制限条項

連結子会社であるAkebono Brake Corporation (以下、ABC) の短期借入金及び長期借入金(借入残高6,198百万円)

・各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
アメリカ ケンタッキー州ほか	事業用資産(注)1	建物及び機械装置等	13,628
スロバキア トレンチーン市	事業用資産(注)2	建物及び機械装置	1,002
タイ ラチャブリ県	事業用資産(注)1	建物及び機械装置	492
合計			15,123

(注) 1. 回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、不動産鑑定評価額で評価しております。

2. 回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割り引いて評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	-	-	135,992
合計	135,992	-	-	135,992
自己株式				
普通株式(注)1, 2	2,776	1	30	2,748
合計	2,776	1	30	2,748

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 当連結会計年度末における新株予約権(行使期間未到来のものを除く)に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	341千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	956百万円
賞与引当金	402百万円
貸倒引当金	58百万円
繰越欠損金	33,184百万円
固定資産減損損失	4,031百万円
未払事業税	25百万円
未払費用	1,143百万円
その他	3,336百万円
繰延税金資産小計	43,137百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△33,184百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,606百万円
評価性引当額小計	△39,790百万円
繰延税金資産合計	3,347百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
退職給付に係る資産	929百万円
在外子会社の固定資産	1,513百万円
その他	248百万円
繰延税金負債合計	3,534百万円
差引：繰延税金資産の純額	△187百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、借入金の一部は、外貨建て変動金利であるため、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	18,794	18,794	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,037	33,037	-
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	4,826	4,826	-
(4) 支払手形及び買掛金	(24,365)	(24,365)	-
(5) 短期借入金	(32,593)	(32,593)	-
(6) 社債	(2,000)	(1,988)	12
(7) 長期借入金（1年内含む）	(73,117)	(72,463)	654
(8) リース債務（1年内含む）	(5,959)	(5,087)	872
(9) デリバティブ取引	-	-	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) 長期借入金及び (8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金（外資建てを含む）の一部は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記 (9) 参照）、当該デリバティブ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定し、正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 (7) 参照）。

（注）2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額423百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額

21円55銭

2. 1株当たり当期純利益

△137円09銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益

△18,264百万円

普通株主に帰属しない金額

－百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

△18,264百万円

普通株式の期中平均株式数

133,229千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、米系完成車メーカーの乗用車生産からの撤退や、生産混乱に起因して次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したこと等の新たな北米事業の課題が生じ、当事業年度において、多額の関係会社株式評価損を計上したことから、当期純損失25,769百万円となり、貸借対照表の株主資本は△12,471百万円、純資産も△4,201百万円となりました。その結果、一部の銀行借入の弁済を約定どおり進めることも困難となっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような厳しい経営状況を踏まえ、当社は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すことといたしました。

事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下のとおりです。

- 2019年2月12日開催 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)
- 2019年4月8日開催 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)
- 2019年6月11日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)の続会及び事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)

2019年9月頃予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)の続会
 今後は事業再生ADR手続の中で、全てのお取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定してまいります。また、全てのお取引金融機関の合意を得て同計画案を成立させ、成立後の事業再生計画を着実に実行していくことで収支構造の改革や財務基盤の安定化を図ってまいります。

事業再生計画案(事業の再構築のための方策)の概要は、以下のとおりです。

なお、経営責任については、まず第一ステップとして、2019年4月から当面1年間、役員報酬の減額(取締役50%減~執行役員20%減)を実施しております。

- I 企業文化・風土改革
 - ・組織・役員体制の見直し
 - ・意思決定・業務プロセスの見直し
- II 抜本的な収益改革によるキャッシュ創出力の回復
 - ・余剰資産の見直し
 - ・将来に向けたビジネスモデルの変革
- III 健全な財務体質への改善
 - ・スポンサーによる出資を受けることで、財務体質を大幅に改善

しかしながら、事業再生ADR手続の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿面切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 - リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社は、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

(3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

【「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」370百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」1,166百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりであります。

建物及び構築物	4,619百万円
土地	5,841百万円
投資有価証券	4,538百万円
計	14,998百万円

上記資産に銀行取引に係る根拠当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

76,830百万円

3. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

778百万円

4. 保証債務残高

37,062百万円

(債務保証)

36,464百万円

(一括支払信託併存的債務引受額)

597百万円

5. 偶発債務

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番の製品に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、計算書類に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、将来の計算書類に与える影響は明らかではありません。

6. 関係会社に対する金銭債権

14,970百万円

(関係会社に対する短期金銭債権)

14,437百万円

(関係会社に対する長期金銭債権)

532百万円

7. 関係会社に対する金銭債務

8,318百万円

(関係会社に対する短期金銭債務)

8,305百万円

(関係会社に対する長期金銭債務)

13百万円

8. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,769百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	11,280百万円
	材料支給高	34,089百万円
	製品仕入高等	70,055百万円
営業取引以外の取引高		5,355百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,751	0	30	2,722
合計	2,751	0	30	2,722

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付関連費用	404百万円
賞与引当金	167百万円
貸倒引当金	1,266百万円
投資有価証券評価損	3百万円
関係会社株式評価損	2,890百万円
繰越欠損金	17,592百万円
固定資産減損損失	595百万円
未払事業税	19百万円
その他	1,474百万円
繰延税金資産小計	24,411百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,592百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,077百万円
評価性引当額小計	△23,669百万円
繰延税金資産合計	741百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	591百万円
退職給付信託設定益	253百万円
前払年金費用	1,006百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,853百万円
差引：繰延税金資産の純額	△1,112百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形 製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスク ブレーキ等 の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 従業員の兼任	材料支給高 6,525 製品仕入高 (注) 1 14,254	未収入金 買掛金	1,185 1,372	
	曙ブレーキ山陽 製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブ レーキ、 ホイール シリンダ ー等の製 造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 従業員の兼任	製品仕入高 (注) 1 10,751	買掛金	1,002	
	曙ブレーキ岩根 製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 従業員の兼任	材料支給高 19,130 製品仕入高 (注) 1 30,280	未収入金 買掛金	3,225 2,637	
	Akebono Brake Corporation	米国 ミシガン州	128百万 米ドル	自動車部 品の開発 ・製造・販 売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 債務保証 従業員の兼任	固定資産の 減損 (注) 3 1,481 受取利息 (注) 6 17	未収入金 関係会社 短期貸付金	146 3,330	
	Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.	メキシコ グアナフア ト州	711百万 メキシコ ペソ	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造・ 販売	(所有) 直接 90.26 間接 9.74	債務保証 従業員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4 5 生産設備の販売 (注) 1 657	未収入金	107 6 1,510	
	Akebono Europe S.A.S.	フランス ゴネス市	24百万 ユーロ	ディスク ブレーキの 開発・製 造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	増資の引受 従業員の兼任	増資の引受 (注) 5 1,471	—	—	
	Akebono Brake Slovakia s.r.o.	スロバキア トレンチーン 市	52百万 ユーロ	ディスク ブレーキ の製造・ 販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	資金の貸付 従業員の兼任	受取利息 (注) 6 31	関係会社 短期貸付金	2,142	
	A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.	タイ ラチャブリ 県	607百万 タイ バーツ	ブレーキ 用鋳鉄部 品の製 造・販売	(所有) 直接 74.90 間接 —	債務保証 従業員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4 4	未収入金	1	
	広州曙光制動器 有限公司	中国 広東省	62百万 元	ディスク ブレーキ、 ドラムブ レーキ等 の製造・ 販売	(所有) 直接 70.00 間接 —	債務保証 従業員の兼任	債務保証 (注) 4 1,326	—	—	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高、製品仕入高及び生産設備の販売価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 固定資産の買入については、毎期交渉の上、買入料を決定しております。
4. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
5. Akebono Europe S.A.S.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。
6. 資金の貸付は、当社が提示した条件（利率等）をもとに、交渉の上決定しております。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し4,218百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,914百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1) 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	△32円60銭
2. 1株当たり当期純利益	△193円38銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	△25,769百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	△25,769百万円
普通株式の期中平均株式数	133,254千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

